

公益財団法人
国際民商事法センター

I C C L C

特 集

第18回日中民商事法セミナー

第42号

2014年3月

目 次

第 42 号 2014 年 3 月

＜冒頭挨拶＞ 公益財団法人国際民商事法センター理事長 原田明夫 1

＜第 18 回日中民商事法セミナー特集＞

プログラム 2
講師略歴書 4

12 月 5 日研究会

開会挨拶 公益財団法人国際民商事法センター理事長 原田明夫 7
国家発展改革委員会副主任 杜 鷹 9

司会者挨拶 松尾綜合法律事務所弁護士・当財団理事 小杉丈夫 11

講演「大気汚染防止に関する産業と政策」

講師 国家発展改革委員会 資源節約と環境保護司副巡視員 馮 良 12
コメンテーター 一橋大学 副学長 大学院法学研究科教授 高橋 滋 21
環境省 水・大気環境局総務課課長補佐 高林祐也 25

討論・会場質疑 28

総 括 国家発展改革委員会副秘書長兼法規司長 任 璞 34
松尾綜合法律事務所弁護士・当財団理事 小杉丈夫 36

12月6日講演会

<u>開会挨拶</u>	公益財団法人国際民商事法センター会長 宮原賢次	38
	国家発展改革委員会副主任 杜 鷹	39
	日本貿易振興機構（JETRO）副理事長 宮本 聰	41
	法務総合研究所 国際協力部長 野口 元郎	43
	中国駐日大使館 公使参事官 牛 建国	44
 <u>司会者挨拶</u>	松尾綜合法律事務所弁護士・当財団理事 小杉丈夫	46
 講演「中国独占禁止法」（価格についての反独占）の現状		
講師 国家発展改革委員会 価格監督検査反独占局副局長 李青	47	
コメンテーター 名古屋大学大学院国際開発研究科教授 川島富士雄	61	
森・濱田松本法律事務所 弁護士 射手矢好雄	68	
 討論・会場質疑		72
 <u>総括</u>	国家発展改革委員会副秘書長兼法規司長 任 瓏	85
	松尾綜合法律事務所弁護士・当財団理事 小杉丈夫	87

＜添付資料＞

12月5日 講演資料「大気汚染防止に関する産業と政策」 馮 良

同上 コメンテーター資料1 高橋 滋

同上 コメンテーター資料2 高林祐也

12月6日 講演資料「中国独占禁止法」（価格についての反独占）の現状 李 青

同上 コメンテーター資料1 川島富士雄

同上 コメンテーター資料2 射手矢好雄

第1回～第18回日中民商事法セミナー講演及び講師一表

巻頭挨拶

公益財団法人国際民商事法センター理事長

原田明夫

機関誌第 42 号をお届けします。

本号は、第 18 回日中民商事法セミナーを特集しております。当財団は法務省法務総合研究所並びに日本貿易振興機構（JETRO）との共催で、日中両国の民商事法分野での相互理解と交流を深めるため、専門家を交互に派遣、招へいしセミナーを開催してきており、今年度は第 18 回日中民商事法セミナーを添付プログラムのとおり、去る 12 月 5 日・6 日に東京において開催しました。

今回も第 16 回に引き続き、当財団の中国側窓口機関として常時ご支援いただいている国家発展改革委員会より杜鷹副主任をご来賓としてお迎えし、ご挨拶をいただきました。

さて、セミナーは当財団の重要事業の一つとして平成 8 年の財団設立以来、日本（東京・大阪）と中国（北京）で交互に開催し、時機に応じたテーマを取り上げて相手国の専門家を招へいし講演を行ってもらう方式をとっておりますが、今年度は日程の都合上、2 日間にわたり東京で実施しました。

今回中国側からは国家発展改革委員会からお二人の講師をお呼びしました。12 月 5 日のテーマは、資源節約環境保護司の馮良副巡視員に「大気汚染防止に関する産業と政策」について説明いただき、12 月 6 日のテーマは、価格監査検査反独占局の李青副局長に「中国独占禁止法」（価格についての反独占）の現状と課題などをご紹介いただきました。いずれも日本企業の中国での事業展開にとって関心の深いテーマであり、最新の情報をお聞きすることができ、極めて有意義なものとなりました。

両日とも、中国講師の講演の後、日本側コメンテーターのコメント、相互討論及び会場との質疑応答が行われました。本号では講演及びコメント、質疑応答を取りまとめて掲載しております。

また、末尾に第 1 回から今回の第 18 回までの本セミナーのテーマ、講師等を整理し一覧表を添付しておりますので、ご参照ください。

テーマ：「大気汚染防止に関する産業と政策」

開催日：2013年12月5日(木)
会場：神田錦町学士会館320号室

プログラム

＜中国語・日本語逐語通訳＞

13:00～ 開場

13:30～14:00 開会挨拶 原田明夫 公益財団法人国際民商事法センター理事長
杜鷹 国家発展改革委員会副主任

司会 小杉丈夫 松尾綜合法律事務所弁護士・当財団理事

14:00～15:00 講演

演題：「大気汚染防止に関する産業と政策」

(1) 中国のエネルギー政策

(2) 車(自動車・オートバイ)の排気ガスによる汚染防止

講師：国家発展改革委員会 資源節約と環境保護司副巡視員 馮良

15:00～16:00 日本側コメント

コメンテーター 高橋 滋 一橋大学 副学長 大学院法学研究科教授

高林祐也 環境省 水・大気環境局総務課課長補佐

16:00～16:15 休憩

16:15～17:00 討論・会場質疑

17:00～17:10 挨拶 任瓏 国家発展改革委員会副秘書長兼法規司長

17:10～17:20 総括 小杉丈夫 松尾綜合法律事務所弁護士・当財団理事

(閉会)

第18回日中民商事法セミナー（12月6日開催）

テーマ：「中国独占禁止法」（価格についての反独占）の現状

開催日：2013年12月6日（金）

会場：ベルサール六本木 1Fホール

プログラム

＜中国語・日本語同時通訳＞

13:00～ 開場

13:30～14:00 開会挨拶 宮原賢次 公益財団法人国際民商事法センター会長
杜鷹 国家発展改革委員会副主任
宮本聰 日本貿易振興機構（JETRO）副理事長
野口元郎 法務総合研究所 国際協力部長
牛建国 中国駐日大使館 公使参事官

総合司会 小杉丈夫 松尾総合法律事務所弁護士・当財団理事

14:00～15:00 講演

演題：「中国独占禁止法」（価格についての反独占）の現状
講師：国家発展改革委員会 反独占局副局長 李青

15:00～16:00 日本側コメント

コメンテーター：川島富士雄 名古屋大学大学院国際開発研究科教授
射手矢好雄 森・濱田松本法律事務所 弁護士

16:00～16:15 休憩

16:15～17:00 討論・会場質疑

17:00～17:10 挨拶 任瓏 国家発展改革委員会副秘書長兼法規司長
17:10～17:20 総括 小杉丈夫 松尾総合法律事務所弁護士・当財団理事

（閉会）

【略歴】

氏名：杜鷹 (DU YING) (男性)

生年月日：1952年10月18日

出身地：北京市

学歴：人民大学 経済学部卒

略歴：国務院農村発展研究センター発展研究所副所長

農業省農村経済研究センター副主任

農業省政策法規司司長

国家計画委員会農村経済発展司司長

国家発展改革委員会農村経済司司長

2005年8月 国家発展改革委員会共産党委員会メンバー兼副主任

2013年11月 国務院参事 (国家発展改革委員会副主任在任中)

【略歴】

氏名：任龍 (REN LONG) (女性)

生年月日：1953年3月20日

出身地：北京市

学歴：人民大学 計画統計学部卒

略歴：1977年 計画委員会に就職

国家計画委員会、国家発展計画委員会政策研究室、長期計画司、政策法規司幹部、副処長、処長を歴任

1997年 政策法規司副司長

2002年 巡視員

2003年4月 国家発展改革委員会法規司司長

2012年5月 国家発展改革委員会副秘書長兼法規司司長

マクロ経済政策法規、中国政府報告書その他重要文書の起草に参画。中国の第八「五ヶ年計画」、第九「五ヶ年計画」、第十「五ヶ年計画」の作成に参画。

「マクロ経済の分析と政策評価」監修

「飛躍—経済建設の重大決定及び実践」監修

「鄧小平経済理論学綱要」共著

「工業発展政策の比較と戒め」共著、等

【講師略歴】

氏 名：馮 良 (FENG LIANG) (男性)

生年月日：1965 年 4 月 12 日

出 身 地：遼寧省

学 歴：石炭科学研究總院北京炭化学研究所修士

略 歴：企業、科学研究院における勤務経験を有する。

政府関係部門に 18 年間勤務、長年に亘り省エネルギー及び環境保護関連業務に従事。1995 年から国家経済貿易委員会に勤務、資源総合利用方面の業務を担当。2003 年から国家発展改革委員会総合利用処處長、環境保護処處長を歴任し、現在、省エネルギー及び環境保護司副巡視員を務める。

業 績：資源総合利用優遇政策システム及び認証制度の創設を推進。清潔生産促進法の改正に参加。廃棄自動車及び廃棄電子製品リサイクル関連条例の起草に参加。環境問題処理をめぐり、大気汚染予防行動計画、第十二「五ヶ年計画」都市生活汚水及びごみ処理施設建設の企画等一連の重要な政策に参加。

【講師略歴】

氏 名：李青 (LI QING) (女性)

生年月日：1965 年 7 月 2 日

出 身 地：四川省

学 歴：1985 年人民大学 経済学部学士号取得

1988 年人民大学 経済学部修士号取得

略 歴：国家発展改革委員会価格監督検査・独占禁止局副局長。独占禁止調査一処及び競争政策・国際合作処の業務を主管。中国全土の価格独占禁止執法業務を指導。多くの重大な価格独占案件の調査に参加し、指導を行う。価格独占禁止の分野において、国際協力に携わり、海外の価格独占禁止執法機構との緊密な連携関係を構築。

＜大気汚染防止に関する産業と政策＞

2013年12月5日(木)
神田錦町学士会館320号室

{注}

- (1) セミナーの中国語/日本語逐語通訳は、株サイマル・インターナショナルの通訳によるものです。
- (2) 中国語、講演原稿の日本語への翻訳、チェックは森・濱田松本法律事務所の専門家によるものです。



<開会挨拶（1）>

公益財団法人国際民商事法センター理事長
原田明夫



国際民商事法センターの理事長をしております原田明夫でございます。第18回日中民商事法セミナーの開催に当たりまして、主催者を代表させていただいて一言ご挨拶申し上げます。

本日は、皆様方ご多忙の中、私どものこの催しにお集まりいただきましてまことにありがとうございます。また、当財団の活動に日ごろよりご支援、ご協力いただいております法務総合研究所国際協力部をはじめといたしまして、企業会員の皆様方、法曹界、学術関係の皆様方にこの場をかりまして厚く御礼を申し上げます。

さて、今回の第18回日中民商事法セミナーは、中国から国家発展改革委員会の杜鷹副主任、任瓏副秘書長兼法規司長、馮良資源節約・環境保護司副巡視員をはじめとして、ミッションの皆様にお越しいただきまして大変ありがとうございます。心より歓迎の意を表させていただきます。特に杜副主任におかれでは、中国の経済全般の立案、運営という大変重要でお忙しい公務にもかかわらず、この私どものセミナーのためにご来日いただきましたことまことにありがとうございます。感謝申し上げます。

本セミナーは、私ども財団が設立されました1996年に第1回目を東京で開催いたしまして、以来毎年北京と東京、あるいは大阪で交互に開催を続けまして、ことはその第18回目を迎えるに至っております。このように長い間続けてこられましたのも、関係者の皆様、特に中国の国家発展改革委員会を始めとする関係機関の皆様方のご理解とご協力のたまものであり、改めて深い敬意を表する次第です。

このセミナーは、毎回、その時々の状況、また両国の考える適当とされるテーマにつきまして、お互いに相手国の専門家を招待し、また講演をいただき、それに対してコメントーターがコメントし、議論を進めていくという形をとっております。

今回のセミナーでは2つのテーマが選ばれました。また、日程の都合上東京にて2日間にわたって行うこといたしました。1つは本日のテーマでございますが、大気汚染防止をテーマとして行い、もう一つは明日6日金曜日に中国の独占禁止法、価格についての反

独占の現状をテーマといたしまして、ベルサール六本木を会場として行います。

大気汚染の防止は、健康の保持の観点からも、CO₂削減という世界的な観点からいたしまして日中両国にとりまして重要な課題でございます。この問題につきましてお互いに理解を深め、将来の共同作業の可能性をも探ることは、両国にとってまことに意義のあることであると考えております。

そこで、本日は、大気汚染防止に関する産業と政策ということをテーマといたしまして、講演会の方式ではなくて、日中の専門家によってお互いに共同研究をするという新たな試みとして行うことといたしました。

配付させていただきましたプログラムのとおり、まず中国側から国家発展改革委員会、資源節約と環境保護司、副巡視員の馮良先生にご講演いただきまして、それに対して日本側からコメントし、その後、双方向での議論へと発展していただきたいと思います。ご出席の方からも積極的なご意見、あるいはご発言を期待しております。

こういう形での試みは初めてでございまして、あるいは試行錯誤することになるとかと思いますが、今回のような共同の研究方式を今後日中の民商事法セミナーの大きな柱に育てていきたいと考えておりますので、事情をご理解くださいましてご協力いただければと存じます。

申し上げるまでもなく、現在世界はグローバル化が進み、中国、日本間におきましても経済における相互依存の度合いがますます強まっております。このような時代にありまして、日中両国の関係者が各分野において交流を深め、緊密化を図ってまいることは非常に重要なことであり、この研究会が法制度の分野において現状を理解し合い、それぞれの課題と今後の方向につきましてご議論いただく場を提供できることになればまことに幸いだと考えます。

講師をお務めいただく馮 良副巡視員におかれましてはよろしくお願ひいたします。また、コメンテーターといたしましては、日々この分野での第一線で研究あるいは実務に携わっております一橋大学副学長、大学院法学研究科の高橋滋教授と、環境省水・大気環境局の総務課の高林祐也課長補佐にお願いをいたしております。そして、日本側の総括は当財団の理事で、本日この日中民商事法セミナーに発足当時から深くかかわっていただいております小杉弁護士にお願いしております。本日の研究会が皆様方にとっても有意義な充実したものとなりますよう念願いたしまして、私のご挨拶といたします。

<開会挨拶（2）>

国家発展改革委員会副主任
杜 鷹



尊敬する原田センター理事長並びにご在席の皆々様方、今回私はまた東京に参りましてこのセミナーに参加させていただくこと、並びに我々双方が大変関心を持っておりますテーマについて話し合うことができて大変うれしく思います。昨晩私は東京に着いたわけですけれども、夜遅くに関わらず、原田さん、宮原さん、そして日本側の関係者の皆様方に出迎えていただき、本当にありがとうございます。

本日のテーマである大気汚染の防止に関するることは、庶民の生活に深くかかわることであり、また経済の発展方法の転換にも密接不可分なテーマでございます。

経済発展を遂げながら、なおかつ大気汚染などさまざまな環境汚染にもきちんと防止の対策を行い、環境を保護していくという経済発展と環境の保護の間でウイン・ウインの関係をきちんと築いていくということは多くの国々が直面している、もしくは直面した問題です。

特に中国と日本は隣国であり、一衣帶水の関係にあります。経済発展を目指しながら環境を保護していくというテーマにおいても、お互いは隣国であるわけですから大変関係が深いわけで、きょうのテーマというのは大変有意なものがあります。

中国は現在、ご存じのとおり工業化、都市化がまだ加速化している最中にございます。客観的に見て資源やエネルギーの消費というのは今後しばらくの間は増加傾向にあります。ですから、大気汚染の防止ですとか温暖化ガスの排出の抑制といった環境汚染にかかわる問題、これは中国にとって依然として重大な課題であるわけです。

中国の政府は環境保護をもちろん重視をしておりまして、1980年代から大気汚染防止法、それから環境保全法などの環境のアセスメントに関する法も制定をしてまいりました。そして、こういった実務的な作業を進めておる中で、大気汚染の防止のさまざまな抑制、そしてモニタリングといったところも大分きちんとできるようになってまいりました。そして、昨年来PM2.5などのスモッグが北京を中心に中国に影響を与えてきたわけですが、ことしの9月になりますて國務院が大気汚染防止アクションプラン、行動計画というものを制定、発布したわけです。そして、そのアクションプランの中で今後5年の努力によって全体的に全国においての空気の質を総合的に改善して、重汚染の日数を減らしていき、さ

らに5年間を使って汚染の甚大な日数というものを減らしていくという計画です。また、この計画の中ではエネルギーの最適化を行い、老朽化した工場などの設備を淘汰していきます。そしてまた、企業の環境汚染技術の改善、改革を行ってまいります。

そして、さきごろ終了しました第18期三中全会において初めて生態文明をきちんと守るために制度の体系、制度メカニズムというものを構築していくことが初めて発表されております。そして、この生態文明、エコ文明の社会をきちんとつくるために汚染源をきちんと取り締まり、そしてまた汚染の発生した過程についてもきちんとした取り締まりを行いまして、この汚染を招いた結果、悪い結果に対してはこれを厳罰に処するという厳しい態度で臨んでまいります。

本日、中国側の講演者である馮良さんですけれども、長年来中国におきまして資源の節約と環境保護に尽力してこられた人物でありますし、また大気汚染や汚染防止の分野でも、そしてまた法律の制定、政策の制定についても大いに経験を積んできたメンバーです。私は、彼のきょうの講演が日本の皆様方に中国の大気汚染防止の現状並びに今後の趨勢、今後の状況の予測についても大いに参考になる点があるかと存じます。

そして、私がもう一つ強調しておきたい点があります。日本国においても1950年代、60年代を中心に高度成長の期間の中で大気汚染を含む環境汚染というものがあったと理解しております。そうしたことが起こったわけですが、皆さんの努力によってそれが防止され、そしてまた関連の法律もきちんと整備され、そして大気汚染防止にも大きな成果が得られたというふうに思っております。本日のセミナーの中でのディスカッションにおいて、そういういった日本側の経験を中国側としても大いに学ばせていただきたいと思っております。

最後に、この中日両国は一衣帶水の隣国同士であり、世界において大変重要な2つの经济体であります。両国の関係をよくしようとなればそれはよくなるし、悪くしようとなれば、それは大きなまた悪い結果をもたらします。そして、どんな状況に両国の関係があつても経済と民間の交流というの絶対に続けていかなければならないと考えております。私たち両国の人間の双方の努力によりまして、アジア、太平洋並びに世界の平和と安定に寄与してまいりたいと考えます。

先ほど原田センター理事長様からのご挨拶の中におきましても、この民商事法セミナーは既に17回行い、今回18回を数えているということでございます。そして、引き続きこのセミナーを今後とも実施していただきたいですし、一回一回さらによいものにしていただきたいと願っております。

我々両国の人間の双方の努力によりまして、両国の戦略、パートナーシップのきずなどいうものがさらに強化され、そして両国民の友好関係も増進することを希望します。

最後になりましたが、今回の民商事法セミナーの開催の成功を祈っております。

<司会者挨拶>

松尾綜合法律事務所弁護士
公益財団法人国際民商事法センター理事
小杉丈夫



国際民商事法センターの理事の小杉丈夫です。日本でこの日中民商事法セミナーが開かれるときには、2000年の第5回セミナーより私が司会を務めております。

今回の大気汚染のテーマというのは、ことしの3月に第17回の日中セミナーを北京で開催したときに、これを取り上げたらどうかという話が出てまいりまして、それが今回につながったということでございます。環境問題については、この日中セミナーでは第11回として北京で行われた会議で、「循環型社会・環境低負荷型社会の形成に向けて」というテーマで一度取り上げたことがございます。それ以来の環境についてのテーマということであり、また特に最近、中国の大気汚染が中国のみならず日本の方々の関心を呼んでいるということもあって、これを取り上げようということになりました。

それで、先ほど原田理事長からもお話があったように、今までの講義形式でなくて研究会方式をやろう、双方向でお互いに議論を交換することによって、将来に向けてどういう形で日中協力ができるだろうかということを探っていくという方向にしよう、ということになりました。

私は1966年に名古屋で司法修習生として実務修習をしていたことがあります。そのときがちょうど四日市公害訴訟の前夜で、私は修習生として名古屋の原告弁護団の方々のお手伝いをして、四日市に通って被害者の漁民の方々の実態調査をやらせていただいたことがありました。先ほど杜副主任からもお話しのあった、当時の日本の状況を改めて思い起こし、また、それがめぐりめぐって今日この問題で自分が司会をすることになったことを、非常に感慨深く思っております。

それでは、早速講演のほうに入りたいと思います。

国家発展改革委員会資源節約・環境保護司副巡視員の馮良先生にご講演をお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

【講演】「大気汚染防止に関する産業と政策」

国家発展改革委員会
資源節約と環境保護司副巡視員
馮 良



中国の大気汚染防止対策及び措置に関してご紹介をいたします。

世界各国は工業化、そして都市化を進める中で、ほとんどの国で製造業の急成長を見ました。また、エネルギー消費、自動車の保有量も大きくふえてまいりました。しかし、これによって大気汚染の防止には非常なプレッシャーがかかったわけであります。大気汚染というのは欧米の先進国は20世紀に直面した最も深刻な環境問題となりました。

先ほどご覧いただいたのがアメリカのロサンゼルス、それからロンドンにおける大気汚染のひどかったときの状態であります。それから、その後にお見せしたのが現在よくなつたという状況であります。こうした先進国においては数十年努力を続けて、基本的にこうした大気汚染の問題は解決されました。

現在のところ中国の大気の環境というのは非常に厳しいものがあります。ここでお見せしているのはWHOが発表したデータで、世界の主要1,081の都市における浮遊粒子状物質(SPM)のデータ、濃度を調べたものであります。期間は2008年から2010年。ご覧いただいている中で緑のところは濃度がそれほど高くないところであります。しかし、赤いところは濃度が高い場所を示しております。ご覧のように中国、特に東部地域においては赤くなっている都市が非常に多くなっています。

こうした大気環境汚染が厳しくなるにつれて、中国政府としても一連の政策措置を立案、実施しております。以下、どのような政策があるか3つに分けてお話しします。

最初に、ここ数年間において行われた汚染・公害の防止のための取り組みの状況をご説明します。

中国はここ数年間大気汚染を防止するためにさまざまな模索を行い、そして対策を打ち、かなりの成果を見ることができました。それをこれから6つに分けてお話しします。

まず、第1点目として、主な汚染物の排出削減において顕著な成果を挙げることができました。第11次、第12次5カ年計画においてはそれぞれ拘束力のある指標、目標が掲げられております。第11次5カ年計画では、まずSO₂の10%の削減、第12次5カ年計画においては、このSO₂を更に8%減らすという目標を掲げております。そして、第12次5カ年計画ではNO_xの目標も出て、これは10%の削減となっております。こうした目標を達成す

るために国としてはさまざまな政策を打ち出しました。例えば、石炭焚きの発電所においては脱硫、脱硝を進める。それに対しては電気料金を優遇する。それから、おくれた生産設備を廃棄するなどです。そして、環境保護に対する国としての投資を更に促進し、結果、よい効果を上げることができました。

2012年末のデータでは、SO₂の排出総量が2005年比で16.9%減少しました。そして、全国で地級市と呼ばれる相当規模の都市では、SO₂とSPMの年平均の濃度も大きく減少しました。

第2点目、この大気汚染物の排出削減については10の大きな事業が大々的に推進されてきていますが、これはひとえに目標実現のためであります。排出削減の重点プロジェクトが脱硫、脱硝で、発電所における脱硫、脱硝、それから製鉄所の脱硫、それからセメント工場でも脱硝を行っておりました。これによりSO₂とかNO_xが大きく下がってきました。中国の火力発電所は現在、発電容量の7億キロワット分がSO₂の脱硫装置をつけており、その比率は、2005年の14%から2012年には90%となりました。

第3点目、こうした環境保全の支えとなるのは環境保護産業で、この発展を促しています。省エネ、排出物削減を大々的に推進するため、また資源節約型、環境に優しい社会をつくるため、こうした産業に大きな市場としての伸びる機会を与えていたわけです。これにより環境保全の産業もかなり発展し、技術的な設備、装備もグレードアップされてきました。また、製品も非常に種類が増えてきて、サービスレベルも上がってきました。

大気汚染の防止につきましては、中国では脱硫、脱硝、それから集塵の市場がかなり大きく伸びてきております。11次5カ年計画の期間中、発電所における脱硫の施設に2,000億元の投資がなされました。また、都市の下水処理場のためには4,000億元近い資金が投資されました。また、日本の先進的な技術を持つメーカーの技術が中国では広く用いられ、日本のメーカーもこうした中国の環境保護産業の発展という、そういうチャンスをシェアできたのではないかなと思っております。

4点目として、中国では新たな大気の質の基準を設け、これを実施することとなりました。今この図をご覧いただいておりますけれども、2012年、2013年、2015年にかけて我々が空気の質をどのように改善していくかというスケジュール表となっております。

2012年は、環境空気の質基準と環境空気の質指数の技術規定が新たに改定されました。これにより3つの段階に分けて実施していくという戦略がはっきりと決められました。北京、天津、華北、それから長江デルタ、珠江デルタなど、これは重点地域となっておりますが、そのほかにも直轄市、それから省都などにおいてはPM2.5、オゾンのモニタリングを開始することとなりました。そして、2013年は、環境重点都市、それから環境保護モデル都市というのが113ありますが、ここにおいてもモニタリングが始まりました。そして、

来年からは、非常に霧やスモッグがひどかったということで地級市以上の相当規模の都市においてもモニタリングを全面的に行うこととなりました。現在では一般の市民も携帯でその都市のPM2.5のモニタリングの数字を見ることができます。

第5点目として、重点地域における大気汚染の防止、第12次5カ年計画が定められています。ここではつきりと規定されたことは、5つの統一的な取り組みのメカニズムをつくるということです。これによって大気汚染について各地域が連携して汚染防止に当たるという枠組ができ上りました。つまり大気汚染についてはその地域、幾つかの地域が一緒になって防止し、コントロールするということです。ここでは幾つか統一すべき点が述べられております。つまり統一的に計画し、統一的にモニタリングし、統一的に管理し、統一的に評価し、統一的に調整をするということです。これによって広い地域、広域内における大気汚染の防止を行おうとするものであります。これによって広域の大気汚染防止能力が高まりました。また、そのほかに決まったこととして、SPM、それからSO₂、それからNO_x、VOCなどこうした汚染物の規定もできましたし、また火力発電所、鉄鋼、非鉄、セメント、石油化学、化学工業など、こうした重点的に防止をすべき産業も指定をされました。それと同時に地域的な指定もありまして、北京、天津、華北、長江デルタ、珠江デルタを中心とした3区10郡という地域が決められ、これが重点地域となりまして、ここから大気汚染防止の取り組みを先行するということになりました。

次に、第6点目ですが、それは法律や法規、法令をさらに完全なものにしてきたことがあります。1987年に大気汚染防止法が出されました。これは大気汚染の防止、そして監督管理、粉塵、それから排ガス、悪臭などについてどのようにすべきか明確に定めたものであります。そして、この法は二十数年施行されてまいりました。しかし、大気汚染の防止という面では情勢の変化が出てきたということで、元の法律に対し今まで3回改正が行われてきました。現在、また新たなこの法律の改定作業が進んでおります。その内容は、元の法律を基礎として重点的に幾つかの点をさらに改善しようとするものです。例えば総量規制、それから排出の許可制、それから緊急の事前の対策、それから法律の責任などです。それから、さらには悪意によって汚染を排出するもの、そして特に汚染度の害が非常に大きい企業に対しては、企業と責任者に対して刑事責任を追及するという内容も含まれることになっています。そして、このように違法な行為については今後処罰がさらに強化されるでしょう。

そしてもう一つ、自動車の汚染について、これは今非常に公害としてはひどくなっていますので、この自動車に関する汚染防止条例がつくられようとしております。今研究中であります。

それから、あと地方の状況について、地方はそれぞれ地元に合った状況でさらに細かくした法規をつくろうとしています。例えば北京、江蘇などではちょうど今その制定を検討

中であります。それができますと地方の大気汚染防止法規となります。

2番目にお話しするのは、これから重要な任務ということです。

今後の重点的な任務、措置についてということですが、中国の今の段階というのは、これから我々がややゆとりある社会をつくるため、非常に重要な時期に差しかかっておりまます。工業化や都市化が非常な勢いで進んでおります。よって、エネルギーの消費、自動車の保有量もふえているわけです。ということで、大気汚染防止というのは非常に大きな課題を抱えることになりました。ことしは特に広い範囲にわたってスマogが広がっております。そしてPM2.5の値も非常に高くなっています。こうしたスマogのような問題が非常に突出しているというのが現況であります。

一つ目は、大気汚染処理の強力な推進が挙げられます。

現在ではこのPM2.5を防止の重点としております。2013年、ことしの9月10日に、国から大気汚染防止アクションプラン、行動計画というものが出来ました。一般庶民は大気十条と呼んでおります。これによって大気汚染防止のための目標や任務が定まりました。その後、環境保護部発展・改革委員会などがその実施を促しました。それは北京・天津・華北及び周辺地域の大気汚染防止行動計画を実施するための促進というものです。ここではさらに積極的に防止の目標を定め、また非常に厳しい防止措置も定めております。この新たなアクションプラン、大気汚染防止行動計画は3つの特徴を持っております。

まず第1点目として、総合的な施策を行うことと、トップレベルの設計を強化することであります。その核となるものは空気の質の改善です。また、このプランの中では主たる汚染物の排出をこれからどうしていくか、ロードマップも明らかにしております。そして、具体的な取り組みにあたり、全体として安定的に、正確に、徹底的にやることを原則としております。非常に強力な措置を講じてこの任務を達成しようとしており、つまりはできるだけ早く防止の効果を上げたいということであります。

次に、このプランの目標の設定するにあたり科学的に行う、それから地域に分けて行う、それから全体として各地域の環境の質、汚染物の排出の状況も考慮する、それから一般の人々の期待も考えるということになっております。そして、経済社会、技術、アベイラビリティなど幾つかの要素を考えて地域を分けて、また段階も分けて防止をするということになっております。

地域については、北京、天津、華北、それから長江デルタ、珠江デルタにおいてはPM2.5の防止を中心としております。そのほかの地域では一般的のSPMが中心となっております。

防止の考え方には、やはりまずは政府がリードすること、具体的な施策は企業が行い、ま

た市場の力もあり、一般の国民も参加できるような、こうした新たな枠組、メカニズムになっております。

また、効果においては、一石二鳥ではないですけれども一石多鳥を得るというような効果を期待しております。構造をこれからも最適化し、またイノベーションも進め、環境、生態の保護とイノベーションを結びつけていくような形をとりたいということです。

次に、第2点目の特徴を申し上げます。それは全体的な配置調整を行っていくということです。これは3つの大きな変化が反映されたものということができます。まず、コントロール、抑制の対象としてはSO₂、NO_x、それから粉塵が今まで注目されていたものが、今後は多くの汚染物と一緒に抑制するという考え方へ変わっていくでしょう。そして、これによって汚染物の排出量を大幅に削減したいと考えております。そして、抑制する領域について、もともとは工業的な汚染源については規制、抑制をするという考え方でしたが、現在はこうした工業的な汚染源に加え、面的な汚染源、それから移動の可能性のある汚染源など、これを総合的に管理して、管理を強化するという考え方へこれからなっていきます。そして、重点産業についても汚染の防止を行っていきます。それから、抑制の方式については、もともとはその地方、地方で管理していましたが、これを広域的な幾つかの地方が共同で防止、抑制をするという形にこれから変えていきます。

第3点目の特徴は、系統的に推進して、顕在的環境問題を解決していくということです。特に今非常に状況が悪い汚染をこれから解決していきます。そして、主な汚染源の管理を強化するわけですが、主な汚染源といいますと火力発電所、それから自動車産業、工業用ボイラー、セメント、ガラス、セラミックス、鉄鋼、石油化学、それから土ぼこりを巻き起こすようなものの、それからペインティング、それから溶剤を使用するものなどがあります。これらを管理していきます。そして、対象物は、浮遊粒子状物質(SPM)、SO₂、NO_x、VOCなど、これらを重点として排出を削減していきます。また、大気の中ではSPM、それからオゾンの濃度を下げていきます。これによって、今発生しているひどいスモッグ、霧、光化学スモッグ、あるいは酸性雨などの問題を解決したいと考えております。

二つ目として、中国の大気汚染の防止の目標もこのプランには掲げられております。この点は先ほど杜副主任のほうからの説明がありましたが、ここ5年、中国も努力してまいりまして、全国的には空気の質もかなり改善されてきて、重度の汚染日がかなり減ってきました。それから、重点地域としては北京、天津、華北、それから長江デルタ、珠江デルタですが、こうした地域の空気の質もかなりよくなつてまいりました。そして、これから5年かけてこういうふうにする、それからまた5年、あるいはそれ以上かけて重度汚染の空気という状態をなくしていく、全国的に空気の質が明らかによくなつたという状況に持つ

ていきたいと考えております。

具体的な指標も設けました。例えば2017年時点で地級市の都市、それより大きい都市は、S PMについてはその濃度が2012年に比べて10%削減、それから好天の日が毎年ふえるようになります。それからもう一つ、北京、天津、華北、長江デルタ、珠江デルタなどにおいてはPM2.5の濃度をそれぞれ25%、20%、15%程度削減する、こういう具体的な指標も掲げられております。

三つ目として、大気汚染防止の目標を達成するために、大気汚染防止行動計画アクションプランにおいて、主に10の方面、そして具体的には35条にわたる措置が確定されています。その10の項目について以下述べたいと思います。1番目に、まず汚染物質の排出を減少させる。2番目は、高いエネルギー消費の業界や設備に対して厳密な管理を行うということ。3番目は、クリーンプロダクションを大々的に遂行していく。4番目は、エネルギー構造の調整を急いで行っていく、加速させていくこと。5番目は、省エネ、環境保護の指標の制約をさらに強化、厳しくしていくこと。6番目は省エネ、そして排出削減の新たなメカニズムでもって業界に対して奨励や制約をさらに進めていくこと。7番目は、法律やスタンダードにのっとり、各産業に対して環境汚染にかかわる部分でのモデルチェンジやグレードアップを迫っていくこと。8番目は、北京、天津、華北並びに長江デルタ地域などの主要な大気汚染のエリアに対して汚染防止のメカニズムをさらに構築していくこと。9番目は、重汚染の天気に関しては、地方の自治体が緊急対応体制を構築して、適切に対応することです。そして10番目は、社会全体がともに呼吸をし、努力をする、奮闘するといった行動基準にのっとって、全ての市民の参加により環境保護や監督を行っていく。以上10点でございます。

四つ目に、エネルギー構造の調整と自動車の排ガスに関係する部分を主にお話しをしていきたいと思います。サブタイトルといたしましては、重点的にエネルギー構造の調整を加速させて、そしてクリーンエネルギーの供給をふやしていくということです。

エネルギーの構造の非合理的な利用というのは、我が国におきまして大気汚染の問題を突出せさせている重要な要素、原因だと見ることができます。我が国のエネルギー利用においては多くの課題、問題に直面しております。具体的に幾つか挙げると、それはエネルギー消費の総量がます多いということ。2番目、エネルギーの利用効率がまだ低い。そして単位当たりGDPのエネルギー消費は欧米諸国に比べて数倍である。日本の2倍になります。3番目は、エネルギー消費構造における石炭の割合が約70%と依然として高いことです。石油、天然ガスなどの化石エネルギー並びに新エネルギーと比べると、石炭の排出による汚染物というのがより多くを占めます。石炭消費におけるこういったアンバランスによりまして、地域的な大気汚染、大気環境の問題というものが起きております。

このエネルギーの構造の調整が必要だということを先ほど来申し上げておりますが、中国において重点的に以下の4つの面で大きな措置を講じております。

先ず、石炭の消費の総量、全体量をまず規制をするという点です。我が国において、エネルギー消費における石炭の消費量というものを長期的な目標を立てて抑えるということです。全体目標というのは、2017年におきまして石炭の占める割合をエネルギー全体の65%以下まで抑制するということです。そして、北京や天津や華北、その他の重要な地域において石炭の消費全体量のマイナス成長というものを実現してまいります。そして、2017年の末においては、北京、天津、華北、山東省の石炭の消費総量8,300万トンに抑える目標を立てております。

2番目は、クリーンエネルギーの代替利用を加速させることです。石炭由来の天然ガス、それから炭素ガスの供給を増やすことです。そして、2015年において新たに増加させる天然ガスの主要配管の輸出能力を1,500億立米以上にまで増加させる、増強すること。そしてそれは北京、天津、華北、長江デルタ、珠江デルタ等のエリアをカバーします。それにより、天然ガスの利用方式を最適化して、そして新しく増やす天然ガスを優先的に住民の生活に回す保証をして、石炭をそれによって代替していくという方法をとっていきます。

最も厳密な環境保護の要求を満足させるため、また水資源の供給をきちんと保証する前提のもとに、石炭由来の天然ガスの産業化並びに規模の拡大を目指します。また、水力発電を秩序立てて計画的に発展させて、熱エネルギー、風力発電、地熱発電、太陽光発電、バイオエネルギーによる発電、そして原子力発電所も安全並びに高効率でこれを発展させていきます。

3番目は、石炭のクリーンな利用を推進していくという点です。そして、石炭の選鉱の割合、比率をさらにアップしてまた、新しくつくる炭鉱においてもかかる石炭の選鉱施設を建設していきます。また、既存の炭鉱でもかかる改造や新たな建設、増設を加速していきます。2017年における原炭の選鉱割合を70%以上にまで押し上げていきます。都市における高汚染の燃料の利用禁止エリアの範囲を拡大して、それを都市から近郊にまでエリア範囲を拡大します。また、都市の中の村、そして都市と農村の境界エリア並びにバラックエリアについても改造を進めます。そして、政策による補償やピークトゥバレーの最低の電力料金の制度というものを実施します。また、季節に対応する電力料金、段階的な電力料金、ピーク調整の電力料金というものを導入します。そして、天然ガス並びに電気によって石炭を代替していきます。また、北方の農村地域におきましてクリーンコール配送センターを構築して、クリーンコール並びにブリケットの普及、利用を奨励していきます。

4番目は、エネルギーの利用効率を高めて、エネルギーの評価、審査制度を着実に実施

していくという点です。そして、エネルギーのかかる基準をより新しい建築においては厳密に実施を徹底させていきます。また、既存の建築の熱供給の計量や省エネの改造を実施していきます。

第2の重点措置として、ガソリンと車と道路を有機的にとらえて、自動車由来のそういった汚染を防止していき、それを全面的に強化していくという点です。

自動車の排ガスの排出は大型都市や中型都市の空気汚染の重要な汚染源になっております。そしてそれが原因でスモッグや酸性雨や光化学スモッグ等が発生して、地域的な大気汚染が発生しております。2011年の中国の自動車の保有台数は2億台を超えるました。その中でもセダンタイプの普通の自動車というものが8,000万台になっております。

自動車による汚染の防止改善強化のための措置を6つ講じることにしております。

1番目は、都市交通に関する管理で、都市の機能を最適化し、さまざまな機能の配置計画も最適化してまいります。そして、よりスマートでインテリジェントな交通管理を推進し、それにより都市交通における自動車の渋滞を緩和していきます。また、公共交通の最適化戦略を行い、公共交通の稼働比率をさらに管理し、また自転車や歩行を使うことを推進し、それに見合った形の設備の建設を行います。都市の発展計画にのっとり自動車の保有台数を合理的に規制していく措置を講じております。北京や上海、広州などの大都市においては非常に厳密に自動車の保有台数を既に規制しております。そして、クリーンな外出といったことを推奨しており、自動車の使用の程度や頻度というものを減少してまいります。2017年におきまして北京や天津などの公共交通の外出、利用比率というものは大体60%以上まで下がるというふうに予測しております。

2番目は、燃料油、ガソリンの品質をさらにグレードアップさせていくことです。そして、石油会社における改造をさらに推し進め、これをユーロ4のレベルにまで達することを目標としております。また、2014年末までに全国においてディーゼルカーは大体このユーロ5の基準に合致させる目標を立てております。

3番目は、旧タイプの車両、自動車や、また高汚染物質排出自動車を淘汰していきます。具体的には通行の禁止エリアを確定していく。そして、かかる自動車を使うのをやめた利用者に対して経済的な補償を与える。それにより順次、先ほど言いました高汚染化や旧タイプの自動車というものをなくします。そして、2017年には基本的に全国の範囲内で黄色い表示の車と呼んでいる汚染物の高排出車をなくすことを目標にしています。

4番目は、自動車の環境保護管理を強化していくことです。

5番目は、中国においてはまだ高速で走れない低速自動車というものがありますが、そ

ういった低速自動車、例えばこれは三輪の自動車や、低速しか出ないトラックなどが具体的に挙げられるわけですが、それらに対して省エネや環境保護を要求するという意識をさらに上げていき、それによって汚染排出を減少させるということを計画しています。

6番目は、新エネルギーの導入自動車を大々的に普及していくということ。そして公共交通や環境保護、衛生部門等の業界並びに政府関係機関からそういった新エネルギーの自動車を率先的に利用させていきます。また、直接この販売を導入して、それに対しては財政の補助金を与えて、個人の購入を奨励していきます。そして、抽せんでナンバーの取得することをなくしていくということです。

日本やアメリカやイギリス等の国では工業化や都市化の中でも過去に非常に甚大な大気汚染の問題を経験しています。例えば、日本におきましても数十年間そういうことがあつたわけですが、長年来の努力によって日本の空気の質は非常に明らかな形で改善がなされたと思います。ですから、日本が大気汚染の防止を行ってきた過程の中で定めてきた法律、法規、または開発してきたクリーンなエネルギーや新エネルギーの自動車、そしてインテリジェントでスマートな都市交通、エネルギー効率の管理、大気汚染物に対しての有効な規制等々の面での技術や管理経験というのは私たちが学ぶべき、参考にすべき価値の大きいあるものです。

省エネ並びに環境保護というのは両国が直面している問題であり、共通の任務であるというふうに感じております。そして、この分野において両国間で協力を深めるということは、両国の根本的な利益に合致するところであります。全世界の持続的な発展にも寄与するところ大であるというふうに考えます。近年來、双方は省エネ、環境保護の分野において多くの非常に有意義な協力をを行い、成果を得てまいりました。中国は大々的に今省エネや汚染物排出の削減を行っており、また環境保護産業、省エネ産業の発展を実施しております。これは中国にとってだけでなく日本企業にとっても1つのビジネスチャンスであろうと思います。私たちは引き続きこの分野での交流を強化し、実質的な協力をさらに推し進める必要があります。そして、中日両国間の経済、貿易の協力がさらに進化し、積極的な貢献をなすことを希望して私の話の結びとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○小杉 馮良先生、大変詳細な中国での大気汚染の現状とそれに対する対策、取り組みをお話しいただいて本当にありがとうございました。

引き続いて日本側のコメントに移りたいと思います。

最初に、一橋大学副学長、大学院法学研究科教授の高橋滋先生にお願いいたします。どうぞよろしくお願ひします。

<日本側コメント1>

一橋大学 副学長 大学院法学研究科教授
高橋 滋



一橋大学の高橋でございます。このような場にご招待いただきまして大変光栄に存じます。どうもありがとうございました。

時間の関係もございますので、早速コメントに入らせていただきたいと思います。

まず簡単にコメントの概要だけ先にお話ししておきたいと思います。まず、このような場でございますので、東アジアにおける特に大気汚染の協力でどのようなものが求められているのかを確認した上で、法律分野からの協力がどのような形でできるのかを少し考えてみたいと思っています。

その上で、法協力の視点を探るために日中の環境法制と環境保護政策の比較をして、その上で大気汚染防止政策についてコメントをしていきたいと思います。

まず、大気汚染分野での協力の重要性については、ことしの5月に行われた第15回の日中韓の三ヵ国環境大臣会合の中で出された共同コミュニケを確認するのが重要だと思います。

その中でも、特に総論の中では、大気汚染防止を各国で行うことの重要性とか、PM2.5や光化学オキシダントなどの早期警報や防止管理に関する共同的科学研究が重要であるということが確認されています。

さらに各論に移るとかなり詳細な協力の項目が上がっております。例えば、微小粒子状物質であるとか光化学オキシダントの健康調査についてお互いに关心を持つとうということや、大気汚染物質に関する科学的協力をを行うこと、さらには先ほどの馮良先生のお話にあつたモニタリングの重要性、特にここでは広域的なモニタリング体制を促進していくことが協力の重点として挙げられています。

このように、国レベルでは技術を中心とした協力がうたわれていますが、それでは法政策の分野でどのような協力が可能なかについても考えていきたいと思っております。

まず、法政策の場合につきましては、法制度レベルでのマクロ的な比較が可能です。したがって、政策の到達点を正確に評価し合うことが可能であることや、紛争解決や被害者救済のルールをお互いに確認していくという意味でマクロ政策の比較を通じて妥当な協力ができるだらうと思っております。

特に先ほど申し上げたように、今日、環境政策、国際化の中での広い連携といったこと

が重要視されるようになってきております。そのような環境政策の中で、次のような点が協力の役割として重要視できるのではないかと考えています。

例えば、先ほどの馮良先生の報告は国家発展改革委員会のご報告でございましたが、この政策をどのように地方レベルで行っていくのかという役割分担の問題がございます。さらには、先ほどの報告にもございましたが、広がっていく汚染を広域的に連携して対策をとっていくことの重要性、制度的な構築のあり方であるとか、さらには利害関係者の協働であるとか、そのような視点というのは環境法政策のレベルで検証できるものではないかと考えています。

さらには、先ほどもさまざまな総合的な対策実施といったようなお話もありました。個別施策間における整合性や連携を確保する視点であるとか、特に環境法では執行不全ということが環境法の先進国であるとかドイツであるとか我が国でも言われてきたわけですが、このような視点も環境法の相互比較を語る上では重要ではないかと思っております。

以上が一般的な協力の話でございました。特に日本と中国の法政策の協力を考えた場合に、次のような視点も考えていく必要があるのではないかと思っております。

まず、我が国では、馮良先生のお話もありましたように、過去の深刻な公害の経験があるわけで、その中で産業化の進展と市民社会の成熟の中で法制度の規制と救済のルールというものが徐々にでき上がってきているという経緯がございます。

そして、このように、制度が整備されてきたわけですが、問題点もないわけではありません。例えば水俣病など過去における深刻な被害の救済のあり方をめぐってまだ政策案件が残されているような分野がございます。これは我が国が他国へ教訓として伝えていくべき課題だと思っています。

私は原子力安全基準の研究もしておりますし、私自身が反省すべき点があると思いますが、福島第一原発事故のように深刻な事態が生じないと、前から指摘されていた抜本的な制度的な欠陥などの整備が進まないというような問題が一部に残っています。これも我が国の反省すべき材料の1つであろうとは思っています。

他方、中国は急速な産業の発展の中で日本より速いスピードで法制度の整備が進んでいくように思います。先ほどご紹介していただいた大気汚染の法律などもその1つの典型例なのではないかと思います。

それ以外に、時間の関係から細かいお話はしませんが、例えば不法行為の特則であるさまざまなルールであるとか、戦略的アセスメントであるとか、日本では非常に長くかかってきたものを中国は急速に整備されているのではないか、と考えるわけです。

他方で、環境法の場合はドイツも日本も経験してきたことですが、法制度が整備されてもなかなか執行がうまくいかないというような問題点が常に指摘されてきたわけです。

さらに中国の法制度の研究者からは、実際の環境資源管理に当たる地方政府が環境ガバナンスをしっかりとやっていくことが重要なのではないかというような指摘もあります。

ただ、それでも、中国では注目すべき新たな対応をされておりまして、先ほど馮良先生

から地域の共同管理ということが強調されましたが、流域の限批制度など、制度的にも広域管理の制度が発達しているというところが特徴だと思います。さらには環境を地方政府にしっかりと守ってもらうための一票否決制度、環境が悪ければ全てだめとする評価がされるといったような制度も導入されたり、新しい工夫がさまざまにされているところが注目されると思います。

以上の総括的な視点を踏まえまして、具体的に大気汚染レベルについてのお話のコメントをしたいと思います。まず強調したいのは我が国でも中国の対策については高い関心があります。ことに限っても環境専門誌ではかなりの特集を組んで熱心に中国の制度の分析がされています。

1つの中でも、高い目標を掲げられていることが印象的であると思います。例えばユーロ5の自動車への適用など、これも意欲的だなど私は思いますし、さらには重点区域を指定されて大規模に広域的管理を進められようとするのは意欲的なものとして我々にも参考になるのではないかと思います。

さらに、最近、環境法では経済的手法であるとか情報的手法の導入が強調されていますが、中国もいち早くこのような手法を対応に導入されているのではないかと思います。

例えば、経済的誘導手法では汚染物排出料金制度であるとか、先ほど言及いただきました古い型式の自動車の廃棄については補助金を使うといった、経済的な手法を使われていることが印象的でした。

また、汚染企業の公表のような情報公開であるとか環境データの公開であるような環境情報公開の手法も重要視されており、さらには経済促進を推し進めるようなさまざまなイノベーション手法の導入というのも注目されるところだと思います。その目標を実現する手段としての規制水準の手法の開発にも注目すべきところがあるのではないかと思っております。

これは馮良先生のレジュメにありました、拘束力ある管理目標を導入し、さまざまな汚染物質に適用したことが紹介されました。浮遊粒子状物質にも拡張されるといった点が、意欲的な手法の開発として評価できると思っております。

また、これは日本の経験でもなかなかなかったことですが、新たな汚染状況に対してかなり思い切った手法をとられているのも特徴だと思います。例えば、高汚染の企業の生産や排出の制限に踏み切るとか、自動車の走行制限をするとか、さらには保有を限定させるとか、いろいろな手段を使われているということは興味深いものでした。この点、既に北京などでは条例化されていることが文献等で紹介されています。

最後にコメントの締めくくりをさせていただきたいと思います。

まず、中国への大気汚染の法政策への興味というのは極めて旺盛なものがあります。私が調べただけでも2011年以降、大変多くの文献が専門誌に載っている状況にあります。調べてみてびっくりいたしました。

その中で特に、非常に意欲的で新しい手法を用いられている点が印象です。そして、今後は、地方政府の環境ガバナンス、さらには実際に広域的な連携がどれぐらい確保されていくのかという点に私としては注目したいと思っています。

特に、多数の汚染源になる中小企業とか民生部門で低負荷施設や技術をどのように導入していくのかという点は、経済発展との調和という観点から注目すべきではないかと思っています。ご報告では、エネルギー構造の転換という観点から、石炭の使用量を削減される、限定されるというお話がされました、実際どのような部門にどのように限定を加えていくのか着目していきたいと思っています。

最後には、自動車による汚染対策の改善の強化がございます。補助金を使われるというお話もされました、例えば高速道路を通れない6割の自動車があるということですが、これに対してどのような対策を打たれるのか討論のところでお聞かせ願いたいと思っています。

○小杉 高橋先生、大変ポイントを絞った的確なコメントをありがとうございました。

予定でいくと休憩の時間が迫っているわけですが、日本側のコメントは続けてさせていただきたいと思います。

それでは、環境省水・大気環境局総務課の課長補佐でいらっしゃる高林祐也さんから、実際日本の大気環境の行政を担当している立場からのコメントをお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

<日本側コメント2>

環境省 水・大気環境局総務課課長補佐
高林祐也



皆さん、こんにちは。日本の環境省の高林と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。馮良先生と高橋先生の発表の後ということで大変恐縮いたしておりますが、時間のこともありますので、私ほうからは簡単に我が国の大気環境行政の概要についてご説明させていただこうと思います。

基本的な法の構成ですけれども、我が国の大気環境行政におきましては、環境基本法、あるいはダイオキシン類対策特別措置法に基づきまして、環境基準がまず設定されています。次ページ以降でまたご説明させていただこうと思いますが、行政目標としての環境基準がまずあって、それをいかに達成していくかということでもろもろの施策を行っているという形になっております。

最初に、主な大気汚染物質と申しますか、二酸化硫黄、二酸化窒素、あと浮遊粒子状物質SPMの環境基準の達成状況を確認させていただきたいと思います。

やや細かくて恐縮ですが、今スライドに出ておりますのが二酸化硫黄SO₂の環境基準の達成状況でございまして、濃い色の縦の棒グラフが達成率をあらわしておりますが、こちらごらんいただければわかりますように、大体1980年ごろにはほぼ100%という状況に達しております。

続きまして、このページの上段、上のように載せておりますのが二酸化窒素NO₂の同じく達成状況の推移、下のほうが浮遊粒子状物質SPMの達成状況の推移でございます。この3つのグラフを見ていただければ、ちょっと細かい内容も含まれていますが、概略的に見ていただければ、まずSO₂が達成されてきて、その次にNO₂二酸化窒素が達成されてきて、最後にSPMの達成状況が改善してきたといったような流れがご確認いただけるかと思います。

次のページから対策についてご説明させていただこうと思いますが、やや荒っぽく申し上げますと、固定発生源、工場、事業所への対策でもってSO₂の改善がある程度なされて、しかし自動車起因の大気汚染でもってNO₂、SPMの影響というのがなかなか近年になるまで改善されなかつたといったのが大きな日本の大気汚染の歴史といいますか経緯かと思います。

先ほどのページで少し先取りしてお話しさせていただきましたが、我が国の大気汚染対策といいますのは、工場、事業所などの固定発生源、動かない発生源に対する対策と、自動車などの移動発生源、船舶などもこれに含まれますが、移動発生源対策というふうに大きく2つに分けられます。

このうち工場、事業所、固定発生源につきましては大気汚染防止法に基づいて煤煙規制、いわゆるVOCの規制、粉塵などの規制が行われております、特に中心的な煤煙の規制で見ますと排出基準がございまして、これを超過した排出をした場合には、まず直罰が科されていると。ただ、それだけでは不十分ですので、行政からの改善命令、あるいは条件に適合していない施設に対する一時的な使用停止命令、あるいは、ちょっと前後しますけれども、そういう施設を設置する前、あるいは変更する前の届け出等の措置が義務づけられております。

ちなみに、各都道府県あるいは大きな市におきましてはより厳しい基準を条例で定めるということも認められておりまして、実態的にはかなり多くの地方公共団体がいわゆる上乗せと言われる条例での基準を設けているということがございます。

続きまして、自動車対策でございますが、こちらは3本柱で来ておりまして、1つ目は単体規制と呼んでおりますが、スペックといいますか自動車のそれぞれの型式をよりグレードアップしていくという規制。2つ目はNOx・PM法ということで、後ほど詳しくご説明しますが面的な規制でございます。3つ目といたしまして、低公害車ということで、先進的な低公害車の普及も促進していくと。その3本柱で対策を行ってきております。

1つ目の単体規制でございますが、これにつきましては大体5年ごとぐらいにNOxとPMを対象といたしましてそれぞれの規制値を順々に強めてきたというものです。

この経緯の中で、どうしてもディーゼル車からのSPMの排出を下げるのが難しいとされていた時期がございまして、例えばそういった時期にヨーロッパではCO₂の観点からディーゼル車はどちらかというとエコカーだと言われていたときに、逆に日本ではディーゼル車が環境に悪い象徴というふうに捉えられていた時期、大体今から10年ぐらい前かと思いますが、そういったころもあったかと思います。しかし、一番最近の規制ではディーゼル車についても基本的にガソリン車と同じレベルの規制というところまで来ております。

続きまして、2つ目の自動車NOx・PM法についてですが、こちらにつきましては先ほどの1つ目の単体規制でNOx・PMの規制強化が技術的なこともあってなかなかまだ十分でなかったときに、特に自動車の走行が稠密な都市部、具体的には首都圏でございますけれども、首都圏の影響を緩和するために、端的にいいますと、そのエリアにだけ上乗せ規制といいますか、より厳しい、より最新の基準に見合ったものしか登録してはいけないというようなシステムです。

3つ目といたしまして、低公害車の普及ということで、規制ではなくてエンカレッジするほうですが、例えば補助金を入れるとか、あるいは税を環境への影響に反比例させてといいますか、より環境にいいものは税が少なくなるような税体系を入れる、そういった形

で低公害車、特にハイブリッド車を初めそういうものの普及を推進してきました。

こうした固定発生源、移動発生源の対策によりまして、冒頭で見ましたように、NO₂、SO₂、またSPMについてはかなり環境基準の達成率が100%に近づいてきたというような状況がございます。

そういった中で、今我が国で一番大きな問題となっておりますのがPM2.5の対策でございます。皆様ご存じのとおりPM2.5のような粒子につきましてはいろんな発生経路がございますので、例えばNO_x・PM法による自動車からの影響への対策ですとか、あるいは平成18年の大気汚染防止法でのVOC規制、こういったことをとることで緩やかにではありますけれども少しづつ改善されてきているというのがこのグラフから見ていただけるかと思います。

しかしながら、今回こういったセミナーが持たれたのも1つのそういう背景があつてかと思いますが、近年、必ずしも国内起因ではないのではないかと思われる形でのPM2.5の濃度が高くなるといった事例が発生してきております。そういったこともあります、こしの2月にPM2.5への当面の対応ということで政府としても取りまとめをしております。

具体的に申しますと、国内の観測網を充実させること、また、それをベースにいたしまして国民への情報提供を円滑に行うこと、またどのような影響があるかということについて専門家での検討を深めていただくこと、また最後に国際的な技術協力をより強化していくといったことを議論しております。

最後に少し参考のような形になりますけれども、そのときに政府が出しました注意喚起のための指針というものでございます。PM2.5につきましてはまだわからないこともたくさんございまして、どのレベルで、例えば室内に入るとかそういった行動をとればいいのかというのは必ずしも定説はございませんが、1つの目安といたしまして、環境基準である日平均35マイクログラム／立米の倍を超えるような、つまり70マイクログラム／立米を超えるような場合には不要不急の外出を控えていただきたいといったような暫定的な指針を定めております。

○小杉 高橋さん、大変日本の実情を踏まえた大気汚染環境の行政のご説明いただきありがとうございました。自動車のガスの排出規制から最近のPM2.5に至るまでの取り組みというのをコンパクトにご説明いただいたと思います。

<討論・会場質疑>

○小杉 討議の最初に、公益財団法人日本環境協会理事長の森嶌昭夫先生がご出席になつておられますので、ちょっと先生から感想なりご意見なりをいただければありがたいと思います。

○森嶌 私は日本の環境政策をやっている中央環境審議会というところで長く日本の環境政策をやっておりましたので、その観点から先ほどの中国側と日本側のお話について少しコメントをさせていただきます。

1980年代から去年まで委員をしておりまして、そのうち10年ばかりは会長をやっておりました。私は学者で、学者として政策をつくることは容易ですが、実際それを国の政策として取り入れる場合に色々な利益の調整をしなければならず、高橋先生のおっしゃるように不全を起こしそうな政策になりがちでなかなか大変なので、今から少しコメントをさせていただきたいと思います。

大気汚染についていえば、日本の場合には1950年代から今まで60年ぐらいかけて、最初に固定発生源について1950年から80年代ぐらいまで規制をやってまいりました。それから都市の問題ですけれども、そのあたりで移動発生源、自動車の問題が出てまいります。それから自動車からの汚染の問題ですけれども、これはほとんど単体規制を中心にして考えてくれれば済んだわけです。それから、時期的には少し重なりますけれども、問題としてはその後にCO₂の問題が出てまいります。その意味で、環境の規制の問題、大気汚染の規制の問題とエネルギーの問題、CO₂の問題というのはある意味で切り離して考えてこられたという意味では中国とかなり違っています。

これに対して中国は、工業化が本格的になるのは90年代に入ってからであります。先ほど馮良先生がおっしゃったように中国は石炭をエネルギーの中核として使うと同時に、石油もそのころから使いますけれども、最近になると石油を輸入するというエネルギー問題が入ってまいります。

そこで、先ほどの馮良先生のお話にもありましたように、2000年に入つてきますと石炭の消費量、それから石油の消費量もそうですけれども、それが急速に、それこそ幾何級数的に増加をいたします。

2000年に入つてきますと自動車の台数がふえてくる。そこでガソリンの使用量もふえます。石油、ガソリンを輸入しなければならなくなる。石炭の消費がふえる。そこでSO_x、NO_x、SPM、一斉に問題が、2000年に入つてくると急速に出てまいります。

私は1979年から中国にはほぼ毎年のように行って、中国の環境関係の方ともお話をしていますが、中国が政府としてCO₂の問題などに対して関心を直接持っておられたわけではありません。酸性雨の問題についても政府として直接に重点的な政策をとっておられたわ

けではありません。

問題があるということは考えておられました。しかし、やっぱり経済成長するためには石炭を焚かなければならない。ガソリンを使う。ところが、だんだんとSO_xの問題が深刻になってくる。そして、石油を輸入しなければならない。そこでエネルギーの問題を考えなければならないということで、先ほど馮良先生のお話ありましたように、日本のように切り離して問題を考えるのではなくて、エネルギーのことを考えるという観点から大気の問題を考えていくという、両方を考えてくるという形でここ数年中国は大気汚染の問題を政策としてお考えになっているように思います。

そこで日本の場合は、最初のSO_xのときは、日本は政府がR&Dを、技術開発のお金をたくさん出して、そしてまず脱硫装置を開発する。そしてそれを民間に技術移転をするという形で、まず経済成長をそういう形でバックアップしながら軟着陸をするということをやりました。

それから、先ほど高林さんのお話にありましたけれども、自動車の場合も実はディーゼルがおくれているのは、やっぱり国内の自動車産業の問題と、それから輸出をどうやれば有利にするのかというので、当時マスキー法というのが入るという話があったのですが、そういうこととの関係で民間とタイアップしながら、日本の輸出政策、産業との関係で規制といいましょうか、やっていったわけです。

中国の場合には、先ほども言いましたように一斉に全部をやらなければならない。しかも高い目標を掲げて何%カットするという場合に、中国の、ことしは成長率7.5%ということだそうですけれども、高い成長を、しかも石炭を使ってやる場合に、中国の鉄鋼とかセメントとかの産業を、しかも国有企業があるときに、その成長をとめないでどうやって転換をしていくのかというような総合的な政策を考えながらやっていかなければならない。そのときに補助金だけではできない。細かいことは時間がありませんから申しませんけれども、日本はいろんなR&Dのあれをやるとかいろんな政策を組み合わせながら、日本の経済産業というのはいろんなことをやりましたので、私は日本の成功の事例というよりも、これで失敗したという事例をぜひ学んで、日本が失敗したところを中国は失敗を繰り返さないようにして欲しい。最大の問題は、実は、水ですけれども、水俣病の失敗をごらんになれば参考になると思います。これは昔の話ですけれども、そういうところを学んで、どういう組み合わせをすると経済の成長を減速させないで実効性を上げるか。環境と経済なんてウイン・ウインなんて、経済学者は簡単に言いますけど、法律学者あるいは政策をやっている人間からはそんなに簡単なものじゃないということを申し上げて、時間がありませんのでこれでとめたいと思います。

○小杉 森嶌先生、ご経験に基づいた大変貴重なご意見をいただきありがとうございました。

ここでちょっと馮良先生に、日本のスピーカーの発表を聞かれ、また今の森嶌先生の話

を聞かれて、もしあつしやりたいこと、あるいは日本側に質問したいことというようなものがあれば伺いたいと思います。

○馮良 中国の環境問題というのはやはり、汚染を形成したのは本当に短い短期間の間でこういった環境汚染というものが起きております。そして、単一の汚染源ではなくてさまざまな汚染物質、さまざまな原因によるような環境汚染というものが起こっています。そして、先ほど森嶌先生もおっしゃったように、確かに日本というのは50年代、60年代に企業を中心に起こった汚染物質の排出があつて環境汚染が起こったわけですが、その後、流動的な汚染源、自動車を中心とした汚染も起きてまして、例えばそれを中国に置きかえてみますと、2000年のころですけれども、中国が日本に対して自動車の排気について参考にしようという話で交流があつたわけですけれども、2000年ですから十数年前ですが、日本がそのときは自動車の販売というのが1億3,000から4,000万台だったと思います。そして、そのときの中国の自動車の販売台数は100万台ぐらいだったわけですね。しかし、現在は1年で2,000万台の販売ということになっておりまして、時代が全然違うわけですね。

そして、ヨーロッパ、アメリカ、日本の経験をきちんと参考にしますと、やはりそれらの国々で環境汚染をきちんと抑制し、それをコントロールできた期間というのは30年から50年ぐらいはかかるといふのが我々の知っているところなので、じゃ、中国はそれと同じということではなくて、その30年、50年かかったものをもうちょっと短縮するために頑張らうじゃないかということだと思います。

そしてまた、抑制の期間を短縮するきっかけとなるものはやっぱりこれまでそういった環境汚染を経験してきた先進国が面の汚染や点の汚染や工業汚染に対してきちんとこれをコントロールしてきた、そういう技術や経験を持っている、そこが参考になるわけです。

そして、我が国が環境汚染対策を講じなければいけないのは中国国内の必要性があるのみならず、中国以外の周辺国家からも必要性が迫られているわけです。

今、過去のことを振り返ってみると、10年前ぐらいのときでしょうか、経団連の方が中国に来て日本の環境保護保全技術の普及や宣伝、紹介ということをしてくださったわけですが、火力発電所の脱硫装置の普及、紹介、それからまた脱硫石膏の処理の方法などについて、グリーン援助支援プログラムを使って我が国の成都や重慶にあった工場にそういった技術を推薦し、これを導入するということがあったわけですけれども、今そのときを思い返してみると、日本のような非常に先進的な国が非常に新しい技術でびっくりして、やはり日本のようにすぐにいかないだろうと。中国はもっとそういうものを導入するのに時間がかかるだろうというふうに当時は思っておりました。しかし、十数年たちまして昨年の脱硫装置の設置、関連設備の設置の率というのは90%になりました、そして7億キロワットにわたりましてこの脱硫装置というものが既に配備をされているということで、これは必要設備の設置のパーセンテージからいいますと90%ということで、世界でも最もパーセンテージが高い国に中国はなるに至ったのです。

私は最後に、中日両国が環境保護の分野でさまざまな具体的な領域やさまざまなレベルにおいて交流ができることが両国の環境保護保全の協力にも大いなるメリットをもたらすというふうに思っております。そしてまた、数年前に我々の委員会のソウ副主任が日本に参ったときに日本のマクロ経済についてお話を伺い、大都市において発生する都市鉱山のことについていろいろお話を伺ったわけです。そして、例えば1つの携帯に使われる資源というのはどういうものがあり、どのくらいの量が1つの携帯の中に使われているかという話を当時聞きまして、それもまた大変刺激を受けたことだったわけです。いずれにせよ、法曹界にせよ民商事分野にせよ環境部門にせよ、日本の環境をめぐる経験について広く深くまた引き続き伺っていきたいというふうに思っております。経済の分野もしかりです。

そして、私たちにとってやはり環境問題というのは経済と密接不可分であるというふうに思っております。そしてまた環境という問題は中国だけではなく世界全体に関係のある事柄ですから、大変重要なことだというふうに思っております。

ひとまず以上でございます。

○小杉 ありがとうございました。先ほどの森嶌先生の、中国の環境問題のあらわしがエネルギー問題とか産業のところと結びついている、ということとちょうど合うようなお話だったように思いますけれども、今の馮良先生のご発言についてどなたかご意見のある方がいらっしゃったら伺いたいと思います。

どうぞ。お名前を最初に。

○白出 大阪の弁護士の白出博之といいます。

きょうはとてもわかりやすく、また最新の状況についてお話ししていただきてまことにありがとうございました。私はJICAの法整備支援の専門家として2011年からつい先週まで北京に駐在しておりました。それで、この環境分野についてもJICA、国際協力機構ですけれども、きょうの主催の法務省、法務総合研究所国際協力部、あるいは国際民商事法センターさんの強力なバックアップを受けて、今まで民事訴訟法、あるいは行政関連、環境保護法などの協力をしてきたところです。

中国側の全人代の常務委員会の法制工作委員会に対して今まで、先ほど森嶌先生もお話がありましたが、森嶌先生のように日本国内にいらっしゃる各分野の専門の先生方と中国のカウンターパート機関をつなぐのが専門家の仕事としての活動でした。

そして、ことしの4月、あと直近の10月にも全人代常務委員会法制工作委員会の行政法室の方々や環境保護部の方々などが研修員となった研修団と日本に来て、きょうもいらっしゃったと思うのですが、環境省、経済産業省、あるいは総務省などの関係官庁のほうを訪問したり、あるいは裁判所、弁護士会、環境NGOなどから日本の今までの知見、あとプラスとマイナスのそれぞれの教訓といったものを中国の立法にも参考にしていただくというような活動をしてまいりました。

日本からの協力は今まで、去年、民事訴訟法が新しくできて、その中に環境被害を例示にした公益訴訟制度が入ったり、あるいは環境保護法のまだ草案段階ですけれども、持続可能な発展というものが入ったりしていて、日本側としても協力しがいがあったというふうな感じをしていると思います。

10月末に全人代常務委員会が発表した立法計画を拝見しますと、この環境保護法以外に大気、水、土壤などの環境個別法についてもこれから立法課題とされているということですので、ますます日本と中国とのこの分野の協力の必要性というのがあらゆる分野でもっともっと続していくのだろうということで、先ほど馮良先生がおっしゃったことと全く同意見というふうに感じる次第でございます。

最後に1つだけせっかくの機会ですのでご質問させていただこうと思います。

先ほど馮良先生のお話の中に大気対策の10項目のご指摘があって、その10番目に全社会ともに呼吸し、ともに奮闘する行為基準を確立して、地方政府は現地の空気の質について全面的に責任を負うというご指摘がありました。それに関しての質問です。

先ほど高橋先生からもご指摘があったように、環境法や規制がよくなってしまっても執行が難しいという話の具体例として、排出汚染費用が地方の環境監督部門の大事な財源になっているというふうなことが中国でもたくさん報じられていて、要するに地方の環境保護部門の財源不足という問題が執行の1つの難しさの原因になっているというのが中国でも報じられていますが、今回の10項目の中にはこういった地方政府の財源のフォローというの、地方政府の責任の問題なのか、それとも中央からの何らかのアシストというか支援とか、そんなものも含む趣旨なのか、この10項目について教えていただければと思います。

○小杉 ありがとうございました。時間も大分なくなってきてますので、馮良先生に簡潔にお答えをいただければと思います。

○馮良 この後、2人の方がまとめをしてくださるということで、私のほうから簡単に申し上げたいと思います。

まず第1点でありますけれども、中国の第18回党大会の三中全会で言われておりますように、財と税務の改革というのがこれから進んでいくことになると思います。地方の事務権との絡みで、財源を余り削減するということはよくないということで、これからそれに対し大きな方向とか制度が打ち出されていくことになると思います。

次に、一般の人々の関与、参画ということですが、そのためにはまず情報の公開が必要だと思います。そして、一般の国民はこの情報に基づいて環境の防止について監督ができると思います。また一方では、一般の国民、公民と中国で言っておりますけれども、それもある程度の責任を負う必要があるのではないかと考えております。

例えば、現在ではグリーンな消費がうたわれております。現状は、人々は車を買うにしても大きな車を買いたがり、また住宅も大きなものを欲しがっています。非常に奢侈に流

れているというのが現状であります。ですから、一般の人々も自覚を高める必要があると思います。

全体的にいいますと、やはり社会全体がともに呼吸をし、運命をともにし、ともに奮闘するということが必要で、これが政府の主導的な精神になっております。とにかく社会全体、国民全体でこうしたよい雰囲気を盛り上げていく必要があるかと思います。以上です。

○小杉 ありがとうございました。

それでは、これをもちまして質疑、討論を終わらせていただきたいと思います。大変充実した議論をしていただいてありがとうございました。



<閉会挨拶>

国家発展改革委員会副秘書長兼法規司長
任 璞



尊敬する原田理事長様、そしてご在席の皆様、本日は本当に疲れさまでございました。

私のほうから、簡単でございますけれども、まとめをさせていただきます。

今回、このセミナーは予定どおり成功裏に終了しようとしております。一言でまとめると、講演は非常にすばらしいものであり、またコメントも全面にわたってなされた。そして討議は非常に深く突っ込んで行われた。よって収穫が大きかった。さらにまとめますと、今回のセミナーは非常に成功したということができると思います。

まず、講演をしました馮良についてでありますけれども、やはり非常によい講演だったと思います。馮良さんは私の同僚でありますし、長い間環境保護、そして資源の節約という仕事に携わってきており、また国の大気汚染防止に関する政策の立案についてもずっとかかわってきております。彼は理論的にも、そして実務経験でも非常に十分なものを持っていると思います。

そして、講演の内容でありますけれども、ここ数年にわたり中国の大気汚染の防止にどのような進展があったかということを全面的に紹介しました。また、エネルギー構造の転換、産業政策に絡めて、次に中国がなすべき任務、そしてこれから行うであろう措置についても説明をしました。そして、この大気汚染の防止についてはかなりの成果があったということを具体的に紹介しましたし、またそれと同時に率直に今直面している課題、問題についてもお話しをしました。そして、このように次の中国のなすべき取り組みのプランについても話がありました。そして、資料も十分ありましたので、お聞きになった皆様方は中国の大気汚染防止のための現況、それから将来について方向性がつかめたのではないかと思っております。

次に、2人のコメントーターのお話の内容でありますけれども、これも非常にすばらしくて深いものがあったと思います。高橋先生、高林先生、お二人とも日本の大気汚染防止の研究者、あるいは管理者でいらっしゃいますので理論もあり、そして実践経験も豊富ということが感じられました。また、お話の際には大量の素材を収集、準備していただきましたし、これで私どもは日本がこの問題についてどういう関心を持っているか、また大気汚染防止についてどのような経験があったかということを理解することができました。

また、その後の森嶌先生のほうからもコメントいただきましたが、その中には経済発展と大気汚染防止の問題をどのようにうまく解決できるかということについて建設的なご提案があり、私たち啓発されるところ大ありました。

そして、最後に申し上げたい点でありますけれども、今回セミナーの全体として非常に雰囲気がよかったです。講義、それから講演、それからコメントのやりとり、それから交流においてずっと非常に率直な雰囲気がありまして、皆さんがあなたの考えを披露してくださいました。このように交流を深め、ともに努力をし、ともに直面する課題に向き合うことが必要かと思います。そうしてこそお互いの経済の持続的な発展が望めるでありますし、両国にとって恩恵をもたらすものだと思います。

ではここで、皆様方に感謝の意味を込めて一緒に拍手をすることを提案したいと思います。講師、コメンテーター、それから主催者の非常に行き届いたご準備、それからご在席の皆様の積極的な参加、それから二人の通訳、これらに対して熱烈に拍手を送りたいと思います。



＜全体総括＞

松尾綜合法律事務所弁護士
公益財団法人国際民商事法センター理事
小杉丈夫

皆様のご協力をいただきて、無事にこの大気汚染についてのシンポジウムが終えられると
いうことを司会者として大変うれしく、また安堵した気持ちでおります。

馮良先生には大変詳細にわたって、また現在の中国の大気汚染に対する物の見方とい
いますか現状と政策というものを詳しく説明をしていただきて、私も正直言ってここまで計
画的に体系的に中国政府がこの問題に取り組んでいるということを初めて知り、改めて認
識を深くいたしました。

冒頭に原田理事長も話されたように、この日中セミナーの進め方というのは、中国側が
発表されるときは日本側がコメントーターを出して、双方の見解というものを突き合わせ
て、それで理解を深める、あるいは問題点を見つけ出すというやり方をやってきているわ
けですけれども、本日は学者の立場から高橋先生にコメントをいただき、また日本の行政
の実務者の立場から高林先生にコメントをいただきて、さらには森嶌先生にまたみんなの
意見を聞いた後でご意見をいただきて、大変そういう面ではうまくできたのではないかと
いうふうに思っております。

もともと今回のこのテーマはきょう一日で終わるようなものではない大きなテーマで、
これから協働でどういうことができるかということを探るための出発点というかスタート
としてこれをきょう実施したということではありますけれども、いろいろな面で一緒にやら
なければいけないことがあるなと思いました。きょうの成果を生かして、今後どういう形
でこのテーマを突き詰めて掘り下げていけるかというようなこともまた我々の課題として
考えたいと思っております。

高橋先生や森嶌先生が指摘された、水俣の問題だとか原発事故の問題で、日本からの協
力というか貢献の中で、日本が失敗したこと、うまくいかなかったこともきちんと学んで
いただかというか知っていただくということが大事だ、ということを指摘いただいたて、全
くそのとおりだなと思いました。そういうこともやはり我々の活動の中では考えていかなければ
いけないことだと思いましたし、またPM2.5の問題にみられるように、日中、ある
いはもう少し広いアジアとの協力というようなことも視野に入れる必要があるということ
を改めて感じた次第でございます。

任瓈先生、それから馮良先生を始めとする中国の皆様、またここに出席された日本の皆
様、通訳の方、全ての方にこのセミナーが非常に有意義な形で終われたことを感謝して、
私の最後の挨拶としたいと思います。

＜「中国独占禁止法」（価格についての反独占）の現状＞

2013年12月6日(金)
ベルサール六本木 1Fホール

{注}

- (1) セミナーの中国語/日本語同時通訳は、株サイマル・インターナショナルの通訳によるものです。
- (2) 中国語、講演原稿の日本語への翻訳、チェックは森・濱田松本法律事務所の専門家によるものです。



<開会挨拶（1）>

公益財団法人国際民商事法センター会長
宮原賢次



公益財団法人国際民商事法センター会長をしております宮原でございます。
第18回日中民商事法セミナーの開催に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。
まず、今回のセミナーのために中国から遠路お越しいただきました国家発展改革委員会の
杜鷹副主任、任瓈副秘書長兼法規司司長、それから反独占局の李青副局長を初めとする
中国ミッションの皆様、心より歓迎の意を表したいと思います。よくおいでいただきました。

また、会場には企業の方々を中心に、法曹学術関係の方々や中国大使館の牛建国公使参
事官を初め中国からの留学生や研究員の方々など、広い範囲から多数お集まりいただきま
して厚く御礼申し上げます。

本セミナーは、当財団設立の年であります1966年の第1回を東京で開催いたしまして、
それ以来、毎年北京と東京、大阪の開催を続けておりまして、ことしで第18回目を迎えて
おります。ご承知のとおり、国家発展改革委員会は国务院に属しまして、中国国家の経済
運営の産業政策を担当される大変重要な機関であります。杜鷹副主任はそのトップという
要職におられる方で、大変お忙しい公務の中、スケジュールをやりくりいただきましてこ
のセミナーにおいていただきましたことをまことにありがとうございます、厚く御礼申し上げます。

今回のセミナーは、中国独占禁止法、価格においての反独占の現状をテーマとして取り
上げました。2008年の8月から施行されております中国独占禁止法は、日本企業にとって
非常に重要な法律であります。既に企業統治につきまして本セミナーで取り上げておりますが、
今回は価格についての反独占について、国家発展改革委員会の反独占局の李青副局長より現状と将来の方針につきお話をいただきます。日本企業が中国で経済活動を行って
いく上で重要なものでありますので、規制当局の責任者から最新の情報を直接お聞きでき
ることは、関係トクにとりましてまことに有益な機会であろうと思います。

講師をお務めいただきます李青副局長及び日本側のコメンテーターの名古屋大学の大学
院国際研究科の川島教授並びに森・濱田松本法律事務所の射手矢弁護士によろしくお願
いいたします。

本日のセミナーの司会と総括は、松尾綜合事務所の小杉丈夫弁護士にお願いいたしてお
ります。日本側コメンテーターの先生との議論や会場からの質問を加えまして、本日のセ
ミナーが皆様にとり有意義なものとなりますことを祈念いたしまして、私の挨拶とさせて
いただきます。どうもありがとうございました。

<開会挨拶（2）>

国家発展改革委員会副主任

杜 鷹 国家発展改革委員会副主任



尊敬する宮原会長様、そして原田理事長様、ご在席の皆様、こんにちは。

本日はこのような第18回セミナーに参加することができまして非常に喜んでおります。日本の皆様方とともに、我々が関心を持つ話題について議論することができるでしょう。

本日のテーマでありますけれども、中国の価格独禁法ということであります。2008年以降のことですが、中日の民商事法センターの4回の会議においてこのテーマは取り上げられました。そして、公正な競争の環境をつくるということは、両国の人々にとって非常に注目すべき点となっていることがわかると思います。先ほどでありますけれども、中国共产党の第18回大会の三中全会が開催され、この改革をさらに深めるということが決定されました。この決定の中で強調されたことは、資源の配置において市場が決定的な役割を果たすということであります。そして、これによって企業の自主経営、そして公平な競争、消費者の自主的な選択、自主的な購買、商品の要素の十分な流通、平等な交換という近代的な市場体系がつくれられようとしております。このためには、公平な競争を疎外するようなさまざまな障害を打ち碎く必要があります。そして、統一して開放的で秩序のある市場体系をつくる必要があると考えております。このためには、しっかりと厳しくしっかりとした競争の法理制度を整備する必要があります。そのようにすれば、独禁の立法が非常に高い地位に認められるということであります。

この5年間で独禁法は整備されてまいりまして、現在まで11の関連の法令がつくられてきております。その法執行の程度も非常に高まっておりますし、今までに752件が既に取り締まりにあっております。そして、この独禁という考え方が人々の心に入ってくるようになり、消費者と企業がこれに関与してくるようになりました。しかしながら、やはり考えるべきことは、中国というのはこの独禁法というのはやはりまだ若い法律であります。そして、まだ実践中であります、これから改善が望まれるところであります。

本日の講師李青さんですけれども、中国の国家発展改革委員会の反独占、独占禁止の仕事をしている責任者であります。直接的に非常に重要な独禁、価格の独禁にかかわる立法、そして法執行に行ってまいりました彼女の説明によりまして、皆様方は中国の価格の独占禁止について認識が深まることと信じております。

また、日本の独禁法というのは、1947年から施行されておりまして60年以上が経過しております。その間、20回以上の改正も行われております。これによって、かなり整った制度となっております。そして、法執行の体制もしっかりとしております。また、多くの経

験も積まれてこられました。本日の交流によりまして、中国の独禁法がさらに改善されるように、そのために役割を果たすようにと願っております。

最後にもう1点、中日の民商事法セミナーというのは、今まで18回、きょうで18回目の開催となりました。この18年間、日本から中国への投資は2倍となりました。貿易は4倍となりました。両国の人々の交流は7倍ふえました。ここ長らくの間、我々のセミナーというのは常に率直に話し合い、友好的に交流をし、しっかりと真面目な話を取り上げてきました。これは、我々の交流を深める上で、関係を強める上で非常に積極的な役割を果たしたと思っております。中国側としましては、発展改革委員会を中国側の責任の単位としまして、機関としまして既に11年となります。私自身も8回参加しております。これによつて、セミナーの発展の状況をみずから目にしてきました。そして、多くの日本の皆様とともに友情を深めてまいりました。中日両国は一衣帶水と申します。2,000年以上の友好的な交流の歴史を持っております。双方が交流を深め、協力をしていくということは、体制の赴くところと信じます。

これから競争において、セミナーが両国の経済界、法律界、そしてビジネス界のコミュニケーションのすばらしいプラットホームになることを願っております。そして、さらに重要な役割を果たすことになるでしょう。私ども、ともに努力をして、このセミナーをますます成功させていこうではありませんか。そして、両国の戦略的な補系関係のさらなる発展のために新たな貢献をしようと考えております。ありがとうございました。



<開会挨拶（3）>

日本貿易振興機構（JETRO）副理事長
宮本 聰



ただいまご紹介にあずかりましたJETROの副理事長の宮本でございます。

尊敬する国家発展改革委員会杜鷹副主任、そして中国中日大使館の牛建国公使参事官を始めとする中国関係者の皆様方、そして、日本企業あるいは学術部門の方々を始めとする日本の関係者の皆様方、本日は大変ご多忙の中、本セミナーにご参加いただきましてまことにありがとうございます。共催者といたしまして一言だけご挨拶を申し上げたいと思います。

さて、日中関係、昨今いろいろな面があることは確かではございます。JETROがことし8月に実施したアンケート調査におきましても、昨年以降の日中の状況を踏まえて中国におけるビジネスのリスクは高まったという回答は5割を超えている状況にあります。ただ、一方で、経済や文化、こうした面におきましては、依然としてと申しますか、ますますお互いに有効なパートナーになっていることは確かなことであります。先ほどのアンケート調査でも、中国での今後のビジネス展開についてお聞きしたところ、既存のビジネスを拡大する、あるいは新規のビジネスに取り組む、こうした回答が6割を超えている状況にあります。その理由としましても、中国の市場としての面に着目しているという回答が多ございます。日本企業を含めて、外国の企業によりますこうした中国での事業の拡大、進化が図られる中で、やはり進出企業にとって中国のビジネス関係の法制を深く理解すること、これは大変不可欠なことではないかと思っております。中国側におきましても、こうした関係の法整備を積極的に進めていただいておりますが、一方で、一部に運用面において問題があるというような声も確かに指摘されております。JETROが2010年から中国日本商会と共同で中国政府との対応を促進するために在中国日系企業が直面している課題につきまして中国経済と日本企業白書という形で建議書をとりまとめております。こしの6月に発行されました2013年版におきましても、制度の改正が担当者ごとに異なる、制度変更の際に十分な準備期間がないなど若干法制面での問題点も指摘されております。

一方、先ほどもお話をございましたが、中国側では先月の三中全会におきまして、司法関係におきまして行政法執行体制の改革をさらに進化するという方針が打ち出されております。私どもといたしましては、今後中国の法務面でさらに投資環境の整備が一層進みますことを強く期待しているところであります。

本日のセミナーでは、中国の独占禁止法がテーマとして取り上げられております。日本企業が現地で実際にビジネスを展開していく上でやはりこの独禁法はまことに重要な法制

でありますて、実際どのような運用実態になっているか、これを今日のセミナーで把握していただることは皆さんにとっても大変有意義なことではないかと思っております。その意味で、特に独禁法に係る業務を担う国家発展改革委員会反独占局の李青副局長、それから法律運用の現状について最新の情報をここでお話しitただくというのは大変ありがたいことだと思っているところであります。

また、JETROといたしましても、中国内に7つの事務所がありまして、現在中国に進出されている方々に対してビジネス関係の情報の提供、あるいは個別の事業のご相談とかを受けておりますので、もし実際の中国ビジネスなどで何かご相談等ありましたらいつでもJETROのほうにお問い合わせいただければと思っております。

最後になりますが、本日のセミナーが中国でのビジネスにかかわる皆様方の、今後の事業の展開の役立ちとなりますこと、そして、ひいては中国と日本の経済関係がこれを機に一層発展していきますことを祈念いたしまして、簡単ではございますが私の挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

<開会挨拶（4）>

法務総合研究所 国際協力部長
野口元郎



第18回日中民商事法セミナーの開催に当たり、法務省法務総合研究所を代表し一言ご挨拶申し上げます。

杜鷹中華人民共和国國務院国家発展改革委員会副主任、任瓏同委員会副秘書長兼法規司司長を初めとする中国代表団の皆様方、中国から遠路お越しいただき心から歓迎申し上げます。

また、財団法人国際民商事法センターの宮原賢次会長、原田明夫理事長、JETROの宮本聰副理事長、駐日中華人民共和国大使館牛建国公使参事官、ご列席の皆様方、本日はご多用の中ご参加いただきまことにありがとうございます。日中民商事法セミナーは、民商事法分野を中心として日中両国の法制度やその運用の現状・課題等について相互に理解を深めるとともに、両国の交流の発展に寄与することを目的として毎年開催されてきました。長年にわたり途切れることなくこのような日中間の交流が続けられてきたことを大変うれしく思います。そして、このことにご尽力いただいた全ての皆様に対し改めて敬意を表したいと存じます。

これまで、このセミナーでは、そのときどきにおいて日中両国の興味関心のある事柄をテーマに取り上げ、意見交換をしてまいりました。今回のテーマである中国独占禁止法は、中国の経済発展に伴い中国国内はもちろんのこと、中国と関係する日本企業でも大いに注目されているところです。独占禁止法は、経済のグローバル化が進むにつれ世界中の企業にとって無視できない問題となっており、過去複数回このセミナーでテーマとして取り上げられるなど、大変関心の高い分野です。このように、時宜にかなったテーマについて本日は日中双方から専門家・実務家による活発な意見交換が行われ、今回のセミナーが実り多いものとなることを願っております。

最後に、今後の日中両国の発展とともにご参加の皆様方のご健勝を祈念申し上げて、私の挨拶といたします。ありがとうございました。

<開会挨拶（5）>

中国駐日大使館 公使参事官
牛 建国



尊敬する宮原会長様、尊敬する原田理事長様、そして尊敬する杜鷹副主任、任瓏副所長、ご在席の皆様、中日双方の努力のもと、第18回の中日民商事法セミナーがここ東京で開催される運びとなりました。私は、中華人民共和国駐日本国大使館を代表いたしまして、今回のセミナーの開催に対し心からのお祝いを申し上げます。

また、今回の開催のために指導をし、また努力をされてきた杜鷹副主任、宮原会長、原田理事長、そしてセンターの皆様方、心よりの敬意を表します。

このセミナーであります、中日両国の中での多くの交流がある中で、こうした枠組みの中での一つの定期的な交流のプラットホームとなっております。1996年11月、東京でスタートしまして、現在まで18年が経過しました。このときに第18回セミナーを開くということは非常に重要な意味があると思います。この18年間、どのような問題、あるいは困難があろうとも、このセミナーは双方がお互い信頼をし、そして協力、ウイン・ウインを目指して、また両国の経済に奉仕をするため、両国の人民の重要な利益に奉仕するということを趣旨として、これを大切にし、そして友好交流・協力を進めてまいりました。お互いに相手方を尊重し、お互いに柔軟にさまざまな問題に対処してきました。これによって、このセミナーはさまざまな困難を乗り越えながら成功裏に開催されてまいりました。これは中日交流・協力のお手本と言えるであります。

毎回のセミナーでありますけれども、非常に広い範囲で法律の問題を深く交流してまいりました。そして、大きな成果が上がりました。これによって、中日双方の経済法制の整備が進み、また、双方の経済・貿易分野における実務協力も進みました。中日の友好交流の促進、お互いの理解を深める上でも大きな貢献をしたと思っております。双方が努力していくれば、このセミナーはこれからも盛大に開催され、さらに大きな成功をおさめるでしょう。

現在、中国であっても、日本であっても、それぞれ改革という非常に重要な時期に差しかかっております。中国では、最近三中全会が開催され、改革をさらに進めること、そして重要な配置計画が行われました。そして、改革の目標を実現するためのロードマップ、スケジュールも決められました。日本もことし一連の経済改革措置を打ち出しております。そして、強力に経済の回復を図っております。中国と日本の改革、そして経済の発展・繁栄というものは、両国の人々に恩恵をもたらすことでありますし、また世界に対しても貢献をなすものと考えます。中国の経済体制改革の道は簡単なものではありません。特に、法律の面では障害があり、これを取り除く必要があります。つまり、制度の環境を整

える必要があるということです。日本の改革も同じような問題があるでしょう。これらを背景として、今回のセミナーは双方がともに関心を持つ価格独占禁止法、大気汚染防止法について討議を行っております。これは、双方の学習・参考にするという面でも、また理解を深めるという面でも、そして実質的な協力を深めるという意味でも重要な意味があると考えております。今回のセミナーの成功を祈ります。また、皆様方のご事業の反映も祈り、また中日友好間関係の早期進展を祈る次第であります。ありがとうございました。



<司会者挨拶>

松尾綜合法律事務所弁護士
公益財団法人国際民商事法センター理事
小杉丈夫

早速討論に入っていきたいと思いますけれども、先ほどちょっと出ましたように、この独禁法のテーマというのは非常に重要なテーマで、過去18回のこの日中セミナーの中でこれが取り上げられるのは4回目になります。ご承知のように、中国では規制の当局が3つに分かれているという状況があります。事業者集中、企業結合については、2009年の東京でのセミナーで商務部の反壟断局長の尚明局長においてをいただいて、その企業結合、あるいは事前届け出というようなところのテーマを扱いました。その当時は、まだこの価格のカルテルというような部門の規制の体制が遅れていたこともありまして今日まで取り上げなかったわけですけれども、ことしの1月に液晶パネルの件で外国企業に対して初めてこの価格カルテルの規制が適用され、摘発が行われた。また、リニエンシーの制度も使われたというようなことのニュースも流れまして、日本の中でも非常にこの価格カルテル規制ということに关心が高まったというふうに思っております。

今まで、北京におられる中国の弁護士の方、あるいは駐在している外国の弁護士の方から価格カルテルの話をいろいろ聞いてまいりましたけれども、この規制の当局である国家発展改革委員会の責任者から直接お話をいただけるというのは、日本でも初めての機会ではないかと思っております。そういうことで、ぜひ有意義な講演・討論にいたしたいと思っております。

最初に、国家発展改革委員会反独占局副局長の李青先生にご講演をいただいて、日本側は学者の立場から川島富士雄先生に、また弁護士実務家という立場から射手矢数好雄先生にお話をいただくと、こういう順序で進めてまいります。

それでは、早速李青先生にご発表を願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひをいたします。

【講演】中国独占禁止法」（価格についての反独占）の現状

国家発展改革委員会 反独占局副局長
李 青



尊敬するご在席の皆様方、本日、この午後の機会を使いまして中国の独占禁止法について、そしてその実施状況についてご説明できることをうれしく思います。そして、また、このコメンテーターのコメントをいただいた後に、ご在席の皆様方とも交流ができるることを楽しみにしております。

本日は、4つの主な内容についてご紹介申し上げます。

まず簡単に中国の現在の独占禁止法の執行機関の機構の基本状況についてご説明します。中国には3つの執行機関がありますけれども、いかに分業をしているか、分担をしているかということです。そしてまた、独占禁止のこの価格独占禁止に関する主な法律規定です。そしてまた3番目としまして、価格独禁業務において得られましたこの進展について、プログレスについて、そしてまた最後は今後の価格独禁業務の展望について、構想について申し上げます。

まず、簡単にご紹介いたしますのは、中国の独禁法の執行機関・機構となります。

ご存じのとおり、中国には3つの執行部門があります。そして、一部の方はどうしてその3者で分担をしているのかということがはっきりとわからない方もいらっしゃると思います。中国の独禁法は、きちんと分担がなされています。例えば、商務部はその中でこの事業者の集中審査というものを単独でやっております。商務部というのは、事業者集中に対する審査を行っていると。その背後には、商務部は、この事業者集中審査をする際、これはこの作業から考えて国務院の関係部門の参考意見というものを頂戴します。そして、このプロセスの中で、発展改革委員会としては、産業政策の見地から、マクロ経済等の要素、それからマクロ経済管理、地域の計画、配置等の要素を踏まえまして参考としての意見を出します。もちろん、この事業者集中の審査は、商務部が最初から終わりまで独立して行っているということはそのとおりです。その残りの部分、この独禁法の部分ですが、工商総局と発展改革委員会がやる、その責任の区分けですが、直接、もしくは間接的に価格に関係あります。独禁法の部分というのは、発展改革委員会。そして、その他の独立禁止法の部分というのは工商総局であるとされています。それからまた企業の経営的な行為で、価格にもかかわる、非価格にもかかわるといった場合、商務部と国家発展改革委員会双方で約定があります。この価格と非価格両方にまたがるもの、かかわるものというのは、どちらかが先に立件し、審査を開始した場合と、開始したほうがもう一方に対して伝

える手続きがあります。発展改革委員会がある案件を見つけたとして、価格と全く関係ない、これは工商总局の業務であるとしたら、その案件をそちらに引き渡すということですね。また同様に、国家工商总局が作業の中である案件が、価格等が主なものであると、そういうこの独占行為であったら、発展改革委員会のほうに渡していくということになります。現在、この協力関係というのは非常にうまくいっております。

同時に、また説明すべきは、この3つの執行機関以外に、中国の独占禁止法の中で明文での規定があるわけですが、国務院は独占禁止委員会というものを設置しなければならないということになります。これは、各執行部門を超越したその上の位置に位置づけされた国務院の傘下の委員会です。独占禁止業務の指導を行います。職責としては以下のものがあります。

まず、この競争政策についての検討作成。どういったものであるべきかということですね。どういった影響力、地位があるかということ、これは独占禁止委員会が決定する、そしてまた2番目として、組織をして、この市場全体の競争状況の調査や評価をし、そして報告を公表する。これは定期的に公表するわけではないです。これまで1回やったことがあります。中国の市場の競争の全体的な評価報告書というものを1回出したことがあります。

そして、3番目として、独占禁止ガイドラインの制定と公布となります。3つの執行機関の法執行の中で国務院が発表すべき法的な規定については、これは国務院の独占禁止委員会によって発表すると。そうするほうが法的な効果がより顕著に見られるということです。

そして、4番目としまして、独禁行政法律の執行業務の調整です。3つの執行機構と独占禁止委員会との間の作業の分担というのも、この独占禁止委員会が決める。そして、国務院が定めるその他の職責というのがあります。独占禁止委員会のメンバーは、3つの執行機関、そしてその他の関係省庁と一緒にメンバーとなっている非常に大きな委員会となっております。そして、この独占禁止委員会の現在の主任は国務院副総理汪洋氏です。副主任は商務部の部長です。そしてまた、国家発展改革委員会主任、国家工商总局の局長、国務院副秘書長などが副主任を担当しています。この4名が副主任とされております。そして、同時にまた国務院の15の部門が共同でこの国務院独禁委員会というものを構成しております。発展改革委員会、工業情報化部、財政部、交通運輸部、商務部、人民銀行、国有資産監督管理委員会、国家工商总局、国家統計局、国家知的財産権局、国務院法制弁公室、銀行業監督管理委員会、証券管理監督委員会、保険監督管理委員会、工業エネルギー局ということで15の部門がありまして、そのトップがみんな委員として登録されるわけです。そして、その下に3つの執行機関があるというような位置関係になっております。中国のこの独占禁止関係の法執行の機構というのはこういった構成になっております。

そして、次に皆様にお話ししたいのは、価格独占禁止に関する法律規定です。

現在、中国においては、1つの法律の下にまた2つの規定になりまして、価格独禁の法律がありますということになっております。当然のことながら、中国は行政の法執行機関

の行為といふものは、行政法執行の基本的な法律の制限を受けます。行政処罰法、行政訴訟法といった縛りは当然受けます。ここでは、その他の法律の規定については申し上げません。独禁法とちょっと関係がなくなるので。

価格に関しては1つの法律がありまして、2つの規定があります。この1つの法律は、独占禁止法で、規定といふのは国家発展改革委員会が独占禁止法にのっとりまして細分化した、より詳細に決定をして社会に向けて発令したもの、そして、もう一つは、執行手続規定です。この2つの規定の効果といふのは、非常に高いもの、深いものがあります。実体規定である価格独禁規定、そしてまた価格独占禁止に係る行政による法執行手続規定ということです。実体規定とこの実施規定ということになります。そして、価格独占禁止の規定についてさらに細かく申し上げますと、この独占禁止法の規定といふのは非常に明確です。実体的な部分といふのは価格独禁規定の中にも反映されておりまして、全29条からなりまして、価格独占行為の概念について、定義は何なのかということですね。表現形態、そして構成要件について重点的にその中で定められております。その中で、ブロックとして3つ大きなブロックがあります。価格独占行為、これはこの独禁法による価格についての独占行為に関する規定です。そしてまた、2番目としまして、市場支配的地位を有する事業者が価格の手段を使用して競争を排除し、または制限するという部分です。行政権限を濫用し、価格に関して競争を排除し、または制限するというのが3つ目のブロックとなります。そして、この行政権限の濫用について細かく詳細に規定をされております。

そして、価格独占禁止行為についてですけれども、これは、価格に関し、もしくは価格手段を通して競争を排除し、もしくは制限することの合意、決定またはその他の協力行為です。これは、中国の法律の枠組みの中では非常に明確に分けてあります。水平的と垂直と分かれております。多くのこの競争法、もしくは独占禁止法の規定の中で、アメリカ、EU、日本も含めて多くの国の法律の中では、こういったここまで明確な区分はしておりません。一部の部分では区分をしておりますけれども。しかし、水平であろうが、垂直であろうが、それを競争に対して排除をするといったことが、競争排除の部分について注目されている。しかし、中国では水平と垂直的価格独占合意を分けております。水平といふのは、競争関係にある事業者が行う独占合意です。生産のプロセスの中で1つのこの段階にある部分、垂直的といふのは、産業チェーンの中で上流、下流、川上、川下といった関係にある場合ですね。

水平的価格独占合意ですけれども、競争関係にある事業者が行う独占合意といふのはどういった表現形態があるでしょうか。

まず、ここに見ていただくと一覧をあらわしているわけですが、1番目、商品及びサービスの価格水準を固定し、または変更すること。

2番目、価格の変動幅を固定し、または変更すること。価格の変動幅を統一するような合意となります。

3番目、価格に影響する手数料、割引、またはその他の費用を固定し、または変更する

こと。

4番目、この約定した価格の使用を第三者との取引の前提とすること。

5番目、価格計算の基礎となる標準公式の採用を約定すること。この価格計算の公式を統一化してしまう。

そして、次が合意に参加するほかの事業者の同意を得ずに価格を変更してはならないことを約定すること。

そして、次がその他の方式によって形を変え、価格を固定し、または変更すること。

最後が、国民価格主管部門が認定するその他の価格独占合意であります。

この規定の中では、我々がこの法の執行の中で得られた認識、そして経験に基づきましてこういった内容を列挙しております。もちろんこれで完璧とは言えません。しかし、立法の中では現在の認識はこういったところです。今後、修正が加えられる可能性があります。現在定義をしている独占合意というのをこういうことになります。

そして、垂直的価格独占合意ですけれども、まず事業者と取引相手とが行う独占合意についてであります。これは、第三者への商品の再販売価格を固定することです。

次が、第三者への商品再販売の最低価格を限定してしまうこと。

3番目といたしまして、国務院価格主管部門が認定するその他の価格独占合意ということになります。これがつまり水平的価格独占合意と垂直的価格独占合意です。

そしてまた説明せねばならないのは、この独禁法の中での行為についても細分化をしております。

この事業者との間では、書面の、もしくは口頭の合意や決議がなくても、相互に意思を疎通して暗黙の了解のもとで協調的、または共同的に競争を排除し、または制限する行為、これを協調行為と考えております。その要件は何かといいますと、まず第1に事業者の価格合意に規制されるということであります。幾つかの事業者が価格に規制があるということであります。これが水平的なものです。そして、事業者が、意思の連絡を行ったことがあるか、会ったことがあるか、そして、会ったときにこの価格の問題を討議したことがあるか、1回だけの交流、あるいは価格について協議をしたことがあるかどうかということが問題になります。それについて、意思の連絡があったかどうかがかなめとなります。そして、こうした協調行為ですけれども、さらに考慮すべきは、市場の構造、市場の変化などの状況です。理論的にも実際的にもこうした合致があれば、そして理論的合理性があれば、市場構造、市場の変化について研究をして、この偶然を取り除くことができます。そして、最終的にその行為に一致性があるか、意思の連絡があるかということの判定を行います。そして、こうした偶然性をまず排除して、その上で事業者による価格の独占はあったかどうかということを見ていきます。

次に、中国においては、日本の状況はよく知りませんが、中国においては特につきりした問題があります。つまり、事業者団体の問題、産業協会の問題があります。中国の独禁法の中で特にこれについて触れております。つまり、こうした事業所団体が組織して行

った独占の行為であります。法律ではっきりと決められていることは、こうした産業協会が次の行為を行ってはならないということであります。つまり、価格競争を排除、制限するようなルールを決めてはならない。そして、こうした業界が書面で事業者の行為に対して管理を行うということがあってはならないということであります。そして、さらには、事業者に法律で禁止されている価格独占合意を結ばせることも問題となります。そして、事業者、その価格独占合意を締結、または実施させるその他の行為も問題となってきます。こうした行為は、協会が行ってはならないことであります。中国には多くの産業協会、業界の協会があります。運営は、そのメンバーのためにサービスをするためということではなくて、行政管理という職務が非常に強いものであります。そして、管理の意思が強いということと、それによって事業者に対して命令を出すと。価格とか材料についてその協調をしろという命令を出すという場合があります。法律では、こうした行為は禁止となります。

それでもう一つ、中国の独禁法の15条ですけれども、15条というのは、適用除外の規定であります。中国の法律の枠組みにおいては、この独禁法というのは、13条は水平方向、その次が垂直方向ということになっておりますけれども、もし、事業者が証明をすることができれば、つまり15条の規定に合っていること証明できれば、13、14条は適用しないということになります。適用免除になります。

その中には何があるかといいますと、まず第1点としまして、技術の改善のために行った場合。こうした共同の協調行為というのは、開発のためである場合、それが証明できれば適用除外となります。あるいは製品の品質を高め、コストを削減し、効率を改善するため、統一的に製品の規格を統一した場合においては、現実の生活にはよくあることあります。例えば携帯の充電のインターフェース、コネクターですけれども、コネクターの形が違う場合がありますね。同じような形であれば非常に便利ですね。サイズが同じでも便利だということです。そして、こうした約束、約定には、13条、14条は適用されません。規制されません。また、省エネのためとか、環境を守るためとか、そして災害救援など、社会公益の利益に利する場合、公益性が非常に強い場合は、やはり適用除外となります。

1つ目ですけれども、経済が非常に不景気の場合、生産量が下がった場合、販売が下がった場合、それから生産能力が多過ぎるというような場合に行われた合意というのは除外となります。これは、正当な利益を目途としたものであります。そして、その協調行為がその中の一つであれば、事業者にとってさらに重要な点というのは、どういう状況にあるかということであります。2つありますけれども、第1点としましては、対外貿易という要件もありますけれども、その他の条件については、事業者については2つ証明が必要であります。第1として、関連の市場の競争をひどく疎外をしなかったということです。もちろん、その合意というものは、多くの事業者が一緒になることです。そして、合意ができた場合、こうした行為に対してある程度制限を加えることになります。つまり、これは

ひどく深刻にその市場を阻害しないということであればよいわけです。それから、消費者がこれによって利益を受けることができるということ、つまり消費者の福祉に資することであればよいわけです。これについては、やはり証明が必要となります。これら場合には、適用の除外となります。中国語では不適用という言葉を使っています。

そして、司法執行の考え方です。

中国における独禁法の枠組みの中のこうした合意の協議で13条は水平方向、14条が垂直方向についての規定です。15条というのは、両方とも適用除外とするという条項であります。しかしながら、この審査の基準に達するためには証明が必要となります。法執行機関としましては、調査して証拠を収集します。そして、事業者が既にこうした独占の合意にあつたかどうかということを見ます。そのときに、法執行機関というのは事業者に対して中国の13条、14条に違反しているというでしょう。そして、これによって独占合意ができるといいます。しかし、これで法執行が終わるわけではありません。13条、14条の構成要件に従いまして、法執行機関としては事業者がこのようなことをしたということを証明しなくてはなりません。そして、そのとき事業者というのは何をするか。第15条によってみずから行為の正当性を証明します。つまり、適用除外を受けるためです。つまり、事業者にその挙証の責任があります。法執行機関というのは、既にその独占合意があつたということで証拠を挙げていますので、15条を事業者が扱うためには証明する必要があります。こうした考え方は非常に整ったものだと思います。もしもこの法執行機関が13条、14条に違反ということを証明することができれば、そのときには、挙証の責任は事業者に転換されます。つまり挙証責任に従って、自分が潔白であるということを証明しなくてはなりません。それができないのであれば、法執行機関は事業者が違法行為があつたというふうに認定を行います。つまり、独占合意が成立するわけです。法執行機関は、事業者に対してこれを提訴します。そして、第15条を満足できれば適用除外となります。こうした基本的な考え方を用いております。

先ほど独占合意についてお話をいたしました。

引き続きまして、2つ目でありますけれども、市場の支配的地位を濫用する独占合意であります。これには幾つかありますけれども、ごらんください。

まず、不公平な高価格で商品を販売し、あるいは不公平な低価格で買うということ、これはわかりやすいと思います。

もう一つ、正当な理由なくして原価を下回る価格で商品を販売すること。

3つ目、正当な理由なくして過度に高い販売価格、または過度に低い購入価格を設定することにより取引相手との取引を形を変えて拒否すること。

4番目、正当な理由なくして価格割引などの手段により取引相手が当該事業者とでなければ取引を行うことができないように限定し、あるいは取引相手がその指定する事業者とでなければ取引を行うことができないように限定すること。

5番目、正当な理由なくして条件が同一の取引相手に対して取引価格において差別的な

取り扱いをすること。これは差別待遇ですね。

それから、6番目、正当な理由なくして商品を抱き合せ販売し、またその取引に不合理な費用を附加することです。

これは、実際事業者に対して非常に大きな空間を与えるものだと思います。法執行機関としては、まず認定を行います。事業者としてはある程度の余地が残されています。正当な理由があるということです。私がもしも不公平なその高い値段、低い値段を出していないという主張をするのであれば、その証拠が必要となります。そして、実際上の認定というのは、相対的に言いますと、事業者に対し非常に大きな自由な余地を残していると思います。つまり、みずからの行為が実際に合理性があるということを証明できる余地があるということです。これは、事業者にとって有利でありましょう。

これについては、市場支配力というものがどのように形成されるかということについては、余り詳しく説明しません。きょうの主眼は価格ですから。この行為ですけれども、法律に明確な規定があります。しかしながら、きょうは価格の話です。そして、価格については、市場支配的合意を利用したものにはどういうことがあるかということについてお話をしたいと思います。

次に、行政権を使って競争を排除、制限するような独占です。これは、行政機関、中国の法律においてはそれによって授権された公共事務の管理の職の機能を持った組織があります。行政機関、それから法律によって権利を委譲された組織があります。そうしたところは、行政権を濫用してはなりません。どういうような行為が当てはまるかといいますと、第1としましては、商品の自由な流通を阻害するもの。市場というのは、商品が完全に自由に流通すべきでありますし、行政機関がこうした行政権を濫用して自由流通を阻害するのであれば、独禁法においては違法となります。価格においては、どうなっているでしょうか。例えば、他の地域の商品に対して差別的な費用徴収項目を設定すること。2番目、他の地域の商品に対して差別的な費用徴収基準を実行すること。3つ目、他の地域の商品に対して、差別的な価格を設定すること。4つ目、商品の自由な流通を妨害するその他の規定を置くこと。あるいは価格設定をすること。あるいは費用を徴収すること。これは、中国にレベルの低い政府においては、こうした状況は確かに存在します。つまり、現地の商品に対してそれをよくセールスをしようということで、外から来た商品については余り力を入れないということがあります。こうした現地の商品についてはセールスをしますけれども、しかしこうした独禁法で禁止された行為を行ってはなりません。外の地域の商品に対して、何らかのハードルを設けるなどの行為があつてはなりません。これは独禁法においては許されないことであります。

そして、2つ目ですけれども、行政権を使って競争を阻害する行為ですけれども、行政権を使って強制的に事業者に対してすべきでないようなことをさせるということです。行政機関がその権力を濫用して事業者に対して何か押しつけるということですね。これは法律では禁止されております。行政が表に出て事業者に対してその独占的合意を行わせると

いうこともあってはなりません。そして、事業者が市場の支配的合意を利用して独占を行うということを行政機関が命令してはなりません。

それから、もう一つですけれども、行政機関というのは、この権利を濫用して価格競争を排除、制限するような内容の規定を置いてはならないということです。行政機関は文書を出しますけれども、その中にこうした内容が含まれていてはなりません。中国の法律の枠組みの中では、やはり許されない行為であります。それから、中国の発展改革委員会の2つの部門においては、実体的な価格独占禁止の規定を置いております。

1つの法律で2つの規定があると申し上げました。そして、2つ目の規定とは何でしょうか。それは、価格独占禁止による行政による法執行手続規定というものであります。そして、法執行の主体、それから通報の仕方、それから容疑のある者について調査を行う、それから責任の免除、そしてリニエンシーの政策、それから経営者の約束など、こうした手続にかかる規定であります。では、ご紹介いたしましょう。

まず、通報についてであります。

現在のところ、この法執行の状況から見てみると、実際に法執行を行う場合、価格独占については情報がいろんなところから来ます。メディアから来る場合もありますし、新聞から、インターネットから来る場合もあります。それからもう一つは、事業者と消費者からの通報によるものであります。あるいは、企業結合の審査の中で発見されたものもありますし、自主的な申告もあります。現状を見てみると、大部分は、やはり通報によるものが多いということです。通報が多いですね。事業者、あるいは消費者からの通報が多いです、中国にはもう一つ特色がありまして、日本の通報がどういうものかは知りませんけれども、我々は専門の研究者がある分野の研究をしていたとします。その研究の中で見つけたこと、この中には問題があると感じた場合、特別の非常に詳細な研究レポート、データ、理由を得たとします。実際にはその人は実施していませんが、公開の報道された事実などがあるて、それによってその行為というのは独禁法に違反しているということはわかった。これについて専門的なコンサルティングを行う場合があります。多くの事件については、こうした専門家からの通報が多いということです。事業者が自分の利益に鑑みて通報するものではなくて、消費者が自分が損害を受けるからというような通報ではなくて、そうした専門家が通報する場合があるわけで、これは中国の特色かと思います。研究の過程で、ほかの問題を研究していましたが、しかしやはりこうした違法行為を発見したということで我々に通報してくることは多いです。多くのケースがそうでした。そして、独占行為の通報については、いかなるその機関、個人も通報することができます。一般的にいって、通報する場合には書面で行われる場合が多いですね。それには、事実とか証拠が必要でありますけれども、しかしそれほど厳しい要求をしておりません。しかし、我々としては、確かな判断をしたいということで、通報がありましたら必要な調査を行っていきます。こうした通報ですけれども、書面が多いということです。それから、価値のある手がかりを提供していただくことも必要です。これには証拠も含まれます。それによって、我々

はまず調査を開始します。そして、調査ですけれども、この事件が非常に価値があると考えれば立件をします。さらなる調査を進めていきます。さらなる調査というのは、中国の法執行機関がこの調査において何ができるかといいますと、調査の措置、ここに掲げてあります、その事業者の営業場所に立ち入って調査を行うということです。1つは検査ですね。それから、その聴取も行います。調査対象者に対し、利害関係者に対し、そのほかの関連団体、個人に対して質問をして答えを求めます。

3つ目ですけれども、関連する文書、資料を閲覧し複製します。そういう権利があります。例えば伝票とか、それから合意文書とか、そして帳簿、それからデータなどをコピーする権利を持っています。その次は、差し押さえ、あるいは封印をすることができます。それから、銀行口座を調べることもできます。そして、法執行機関においては、中国にとつてはほかの法執行機関と比べますと、この独禁ということについて言いますと、法執行の権力が非常に強いと思います。ほかの法執行機関と比べてみると、権限の大きさといいますと、ほかのところのほうが小さいです。しかし、我々も厳しく限定を行っております。こうした措置を行う場合には、必ず責任者がその書面でのレポートを書いて、それで認可が出たら初めて調査が始まるということあります。これによって、抑制をしているわけです。

次に、事業者の約束と調査の中止についてお話をします。

容疑が出た場合、こうした事業者は調査がされます。そのときに、調査を中止するような申請を出すことができます。中断するということです。この申請はどのようにするか。まずは書面で申請を出します。そこでは、容疑はあるけれども、その事実はどうであるかということを説明します。そして、約束をしてもらいます。その行為の結果を解消するような措置はどういうふうにするかということを書いてもらいます。そしてそれを実現させます。そして書面で約束をします。もしもこの事業者が政府に認められた場合、かつこうした独占行為の結果を解消できるということであれば、それが認められれば法執行機関は調査を中止します。中止してからどうなるでしょうか。法執行機関としては、その約束について監督を行っていきます。

もしこの約束を履行し、そして約束の履行がこの基準に達した場合は、価格主管部門はこの調査を終了することができます。これは、この法執行機関にとって非常に行政のリソースを節約する一つのよい方法です。経営者にとって、事業者にとっても、この自己修正をするいい機会です。経営者にとって、事業者にとってもメリット大です。しかし、この措置のこの使い方ですけれども、事業者が規定の約束期限内に約束を履行しなかった、もしくは一部しか履行しなかった場合は、調査は中止しません。そして、この調査中止決定を出すに当たり、根拠とした事実に重大な変化が生じた場合、もう一回再調査を行います。そしてまた、事業者の提供した資料が完璧ではない、もしくは真実に基づかない場合、そういう場合は、この調査中止決定をするといったときには、もう一回調査を再開始します。こういった3つの状況において調査再開が可能になります。

そして、この独禁法の中でリニエンシーポリシープログラムというものがあります。リニエンシーについてですが、我々の規定はこの独禁法の中で非常に細分化をしておりまして、3つのグレードに分かれています。

1つ目は、価格独占合意の達成に関する状況を最初に自発的に報告をして、かつ重要な証拠を提供した者については処罰を100パーセント除外することができる。

そして、2番目といたしまして、50パーセントを下回らない幅で処罰を軽減すると。つまりこれは1,000万というこの罰則、制裁を半分にすると。

そして、3番目といたしましては、その他についてですね。かつ、重要な証拠を提供したその他の者について。これは50パーセントを上回らない幅で処罰を軽減することができると。つまり、処罰が1,000万だったら、最高で500万を上限にすると。500万以上は処罰をしないということになります。こういった形態は、独禁法の中で、一つはこの指導的な方向、1つ目の最初に自発的に報告をするということを促すことになります。そして2番目としてこういったプロセス的なこの規範の中で、非常に細分化された規定がなされております。主体的にこの事業者が正直に証拠を提供するということを奨励するということになります。

そして、次に、法律の規定ですけれども、既にお話をしました。

次は、価格独禁業務において、2008年から現在に至るまでどういったことをなしてきたか、やってきたかということ、得られた成果についてですね。

1つ目としましては、独禁法体系の価格独禁法体系をよりトータル、完璧なものにしてきたということですね。それから、執行体制の整備をしてきた。それから、この価格独占禁止法執行体制の整備ですけれども、国民の参加によって、補完されている。それから、この小レベルの関係の機関も独占禁止の法の執行に当たることができます。国家改革発展委員会は、2008年、独禁法が発表されたときに、私たちは全体的な授権ということを行いました。そして、同時にまた明確に省のレベルは市に委託をして、主管部門に委託しまして、法にのっとって調査権を委譲したと。調査権しかありませんけれども、市ができます。

この法執行体制ですけれども、こういった3つのレベルになります。一番トップが国家発展改革委員会、省のレベル価格主管部門、そしてこの地方都市レベルの価格主管部門ということになります。この報告の届け出ということがあります。右上に見てとれますけれども。

そして、次にお願いいたします。

どうして、こういった報告届け出制度を制定したのかといいますと、この独禁法の実施は日が浅いわけです。授権ということで考えますと、価格ですね。法の執行の基準を明確化することは必要にあります。そして、この報告届け出制度ですが、3つの内容が含まれます。立件は報告をしなければならない省レベルですね。この立件検査、調査ということも報告していただければよいのです。そして決定前に、行政処罰をする前に報告をする権

利があります。報告をするだけです。要するに、状況をきちんと把握するという意味です。処罰の中で非合理的な部分があれば事前に教えるということです。そして、3番目といたしまして、事件終結後の届け出です。全国の状況をきちんと把握するためにですね、我々が。そういう届け出をさせております。そして、法の執行の中でトータルな管理をそういった届け出制度によって行っております。そしてまた、法執行力のエンフォースメント力の増強を行っております。以前はこの価格監督検査司と呼んでいました。2011年のところはですね。そして、今は独禁局に名称を変更して行政メンバーを20名追加しました。北京、遼寧、上海、江蘇、湖北、廣東、重慶、陝西省、8つの省と市の価格主管部門に合計150名のメンバーを追加しております。

では、私たちの独占禁止局の部門ですけれども、価格独占禁止調査1課、2課、そして競争政策国際協力課というものがあります。そして、地方ですけれども、地方の政府でのその進展も非常に順調に進んでおります。各地域の状況については、細かくは申し上げません。

この法の執行の状況ですけれども、目下のところ、国家改革委員会と各地方の監督部門ですが、この事業者やこの業者協会による価格独占合意の達成や支配的地位の濫用や行政権の濫用による競争の排除、または制限等の各方面が含まれております。

具体的な都市や日用品、保険、電気通信、医薬、粉ミルク、液晶パネル、酒、金、海砂など幾つかの産業が対象となりました。国有企業もありますし、民営企業も含まれております。外資の企業もありますし、それから業界団体もありました。

これが、以上法執行の全体の様子です。こうしたタイプがある、そうしてこうした企業が対象となったということをご説明しました。

では、次に具体的な事件についてご紹介をしましょう。

まずご紹介するのは、水平的な独占合意の事件です。

まず第1としましては、液晶パネルの独占価格事件であります。これは、通報によって得た事件であります。これは、非常に大きな事件となりました。我々、当初はこんなに時間がかかる、これほど規模の大きいものになるとは思っていませんでした。2006年に始まりました。まず通報を受けました。そして、確認をして6社が2001年から6年にかけて何回も会議を開いたということがわかりました。そして、液晶パネル情報の世界の市場情報を交換して、そして値段を決めたということでした。そして、どういう処理をしたかといいますと、価格法によって処理を行いました。価格法の中でも、それは独禁法が施行される前でしたので、価格法によって処分を行ったということなのですけれども、結局のところ、その企業に対しまして余分に払った1.72億元を返還させるようにしました。それから没収したものもあります。3,675万元でした。そして、最初に通報してきた企業については免除をしました。そのほかの5社については、制裁金1.44億元を課しました。そして、全部を合わせますと、これが3.53億元という規模となりました。

もう一つご紹介をしましょう。

これは、業界団体の事件であります。2010年、この協会は5回会議を開きました。20社以上を集めてその業界の会議を行ったわけです。そして、その製品の価格の意見をとりまとめました。そして、議事録をつくりまして参加した企業に配りました。2010年末のとき、この業界に対して我々は非常に最高金額の制裁金を課しました。50万元となりました。この事件は、もともと通報によって得たものです。5回の会議を開いたということですけれども、どういう会議だったのでしょうか。そのうちの3回は、値上げのための会議でした。そしてもう一つは生産制限です。もう一つは、格安品を限定で発売するという協議でした。なぜこのように高い制裁金を科したのでしょうか。これは最高金額です。この会議を行う中で、この協会は、会員企業から保証金をとったわけです。まずお金を払いなさいと。保証金を払いなさいということでした。もし約束を守らなければ、例えば、先ほどの統一価格などをやらない場合は、企業に対して、その保証金からお金を差し引くということでした。つまり、企業から罰金を取ったわけで、これはやはり市場の競争を大きく阻害するものであります、よってこの団体に対してこのような多額の制裁金を科したわけです。

次に、垂直的な独占行為についてもご紹介したいと思います。

茅台酒、五糧液の事件があります。この2つと一緒にしてお話をします。同じような性質ですので。

みずからの市場で強いという地位を利用して、約定する、あるいは拘束をする、あるいは価格のコントロール、あるいは懲罰を与える、また地域で監督を行うなどの方式を用いて、この茅台、あるいは五糧液を売るディーラーさんに対して最低価格の制限を行いました。これは、市場競争の秩序を乱すものであると我々は考えました。

結果ですけれども、貴州省物価局、四川省の発展改革委員会が、この茅台の会社、五糧液の会社に対しまして、それぞれ制裁金を科しました。茅台のほうは2.47億元となりました。五糧液では2.02億元となりました。これが制裁金です。両方足しまして4.49億元となりました。これは、お酒において非常に最も有名な2社がこうした独占禁止行為を行ったという事件がありました。

次に、ここで公告をごらんいただきたいと思います。

これは、この事件に関して貴州省の茅台酒の販売会社にこうした違法行為があったということで物価局が出したものです。

それから、次は、山東省の、余り大きくないですが、医薬の流通企業に関する事件であります。その主な内容というのは、この2社の医薬品の流通企業ですが、自分では生産しておりません。流通だけをしています。それぞれがこの塩酸プロメタジンのメーカーと製品代理販売契約を締結しました。そして、一手に引き受けたうと売ることで、独占的に販売をするということです。そして、不公平な高い価格によって、この薬品をつくる企業に対して商品を売ろうとしたわけです。そして、非常に高い値段で、値段が高過ぎるということで、生産メーカーは、実際は取引を拒否したということになります。そして、その生産メーカーは、結局その薬品が買えませんでしたということでこちらに通報をしてきま

した。結果としましては、没収がありました。それから制裁金もありました。合計して702万元となりました。それほど金額は大きくありませんけれども、この薬品というのは非常に安い薬品です。これは、その薬をつくるための原材料です。そして、薬にとっては、薬品にとってはなくてはならない物質でもありました。

そして、この事件についてもう少し詳しくお話を聞いてみましょう。

AとBという医薬の会社がありました。それぞれは生産している企業、甲、乙とともに製品の代理販売合意書をつくりました。つまり約定をしたわけであります。全て自分が一手販売をするということです。そして、第三者に対しては売ってはならないとしました。そして、生産量も価格も決めました。つまり、川下の生産メーカーに対して新たな取引条件を突きつけたわけです。そのときになって、生産メーカーは、甲、乙から自分の必要な原料を買うことができなくなりました。というのは、AとBは既に一手販売、独占販売をしたからです。そして、AとBは、こうした川下の生産メーカーに対して非常に過酷な条件を出しました。そして、AとBは販売価格を大幅に上げました。1キロ200元程度のものでしたが、急に300元とか二千何百元まで値段を上げましたので、川下の企業としてはコスト的にもう見合わないということで買えませんでした。これは、支配的な地位を利用して高価格によってその製品を売ったということになります。なぜこの支配的地位の濫用に当たるかといいますと、AとBというのは、実際は関連企業でありました。Aという会社のその支配的株主、そしてBという会社の経営者とは同一人物がありました。そして共謀したわけです。実際の行為において1つの会社の行為とみなすことができると考えました。よって、支配的地位を濫用したということで、この独禁法を適用しました。

時間が余りありませんので、次に、我々発展改革委員会はこれからどういう取り組みをしようとしているかについてお話をしたいと思います。

まず、考えていることですけれども、競争政策を促進するということです。これは、経済発展に非常に役に立つものです。ですから、こうした濫用による競争の排除などを防止・抑制していきたいと思っております。

ことしの10月、北京におきまして、日本の公正取引委員会の皆様方と北京においてセミナーを開催しました。非常に喜びとするところがありました。きょうは、また当時おいでになった方々とお目にかかる非常に喜んでおります。日本のお二人の公正取引委員会の方に来ていただいて、非常に重要な内容をお話いただきました。つまり、競争政策が日本の経済の発展にどれほど役に立ったかというお話をされました。これについては、我々、非常に参考になる点が大きかったと思います。日本との協力というのは我々にとっても非常に重要です。今後は自分の仕事の中で強化したい点をさらに申し上げますと、競争政策の役割をさらに發揮させるということあります。行政機関としては、濫用による競争の制限行為をぜひ防止していきたいと思います。できるだけ大きな力をかけてやっていきたいと考えております。

もう一つですけれども、さらに多くの取り締まりをやっていきたいと思います。これに

よって公平を守り、競争、市場の秩序を守っていきたいと考えております。

それからもう一つ。こうした独禁法に関する国際協力を進め、またほかの国とこうした経験を学んでいきたい。それによって自分たちの独禁の法執行の能力水準を上げたいと考えております。ここ数年、日本の公取の皆様方、発展改革委員会に対しては非常に大きな支援を下さいました。この機会を借りまして御礼申し上げます。ありがとうございました。

○小杉 李先生からは、組織から法律の仕組み、またその執行のやり方、その実態、どうやって事件が始まるかという通報の問題から実際の事件もご説明いただき、最後は日中の関係を含めて将来の展望というところまで、大変まとまった発表をいただきました。

1つ、人民元の話が出ておりましたけれども、交換レートでいくと1円が、けさで16.72人民元となっています。ですから、大体1円が17人民元ぐらいの感覚で数字を見ていただければと思います。

それでは、今の李先生のご講演を受けて、日本側からの発表に移らせていただきます。

最初に名古屋大学大学院国際開発研究科教授の川島富士雄先生からお願ひをいたします。よろしくお願ひいたします。

<日本側コメント（1）>

名古屋大学大学院国際開発研究科教授
川島富士雄先生



ご紹介にあずかりました。名古屋大学の川島です。ありがとうございます。

尊敬いたします中国発展改革委員会の皆様、それから中国駐日大使館の皆様、それから国際民商事法センターの皆様、ご出席の皆様、本日は中国において価格独占禁止に関する法執行を担当されている、まさに直接担当されている価格監督検査及び反独占局の李青副局長の講演に対してコメントをするという、非常に貴重な機会をいただきましてまことにありがとうございます。

私からは、今ご説明のありました中国価格独占禁止のうち4点に絞ってコメント、それから6つぐらいの質問をしたいと思っております。

ここ、ここに書いた4つのポイントについてコメントをしたいと思います。

本日の李副局長のお話というのは、価格独占禁止に焦点を当ててお話をされたので、じや、その中国独禁法において価格独占禁止の運用がどのような位置づけが可能かというところが少しあかりにくかったと思いますので、私のほうから補足をさせていただきたいと思います。

まず、関連法規の整備状況でいきますと、2008年の8月に独禁法が施行されてから、まず企業結合規制のルールが整備され始めた。2009年の1月には企業結合規制の届け出ルールがまず整備されました。さらに2010年にも企業結合届出審査弁法というものが施行されています。ですから、企業結合の規制のルールからまず整備が始まった。その後、きょう李青副局長のほうからご紹介のあった価格独占禁止規定、それから価格独占禁止行政法執行規定が2011年2月に施行された。と同時に、工商总局のほうのルールも施行されたということですので、企業結合から始まって価格独占、非価格独占のルールが整ったと、こういうふうに理解しております。

次に、具体的な運用に関してですけれども、これもやはり企業結合の事件から運用が活発化したというふうに理解しています。まず、諸外国が非常に注目をすることになった、きっかけとなった2009年3月のコカ・コーラ、匯源果汁買収を禁止するという決定がありました。その後も2009年、2010年と、日本の非常に有名な会社がかかわるような事件で、条件つき承認という決定が幾つか出ております。三菱レーヨン、それからパナソニック、三洋電機の条件つき承認。さらに2012年3月には、旧日立のハードディスクドライブの事業に関する決定で、条件つき承認がされた。そして、ことしに入って幾つかありましたけれども、これは大豆などの食料に関する買収事件において、丸紅ガビロンという買収にお

いて条件つき承認というのが行われたと。これまでのところ、禁止されたのがコカ・コーラ匯源果汁の事件1件で、条件つき承認をされたのが20件ということで、日本においては比較的この中国独禁法というと企業結合規制が非常に注意しなければいけないと、そういう認識が定着していると思います。

それに対して、価格独占のほうの運用状況を見ますと、きょう、今先ほど李青副局長からいろいろご説明いただいた事件も含まれていますけれども、2011年11月に先ほどの山東省の血圧降下剤の濫用事件というのが出てきて、同時に中国電信、中国聯通ですね、国有企業、国有電気通信事業を営んでいる会社の調査の報道がされたということで非常に注目を浴びました。それから、昨年の10月には、広東省の珠海市という海砂の連盟事件というのがありました。ことしに入って、まず1月に今ご説明ありました液晶パネルの国際価格カルテル事件が公表されまして、その次の月ですね。2月にはこの白酒の茅台酒、五粮液という再販売価格事件も出たと。ことしに入って、さらに8月、この黄金飾品工業事件、上海の金の宝飾品などの事件、そして粉ミルクという再販売価格事件が出たということで、何かこの2013年というのはまさに価格独占規制の年になったというような印象を受けております。企業結合規制から始まって、これからは価格独占規制が非常に活発化していくのではないかなどと、そういう印象を与えられた年であったと思います。

そこで、きょうお話いただいた具体的な事例も一部あると思いますけれども、それ以外の事例も含めて、私なりに非常に重要な事例だったのではないかと思われるものを、価格カルテル、それから再販売価格維持、2つに分けてお話、さらにコメントをしたいと思っております。

1つは、価格カルテル事件の広東省珠海市の海砂連盟事件ですね。こちらの事件では、2010年から20社の海砂採取事業者が海砂連盟という事業者団体を結成して、海砂採取費について、これ、砂を使って工業、建設などに使うそういう原材料になるのだと思いますが、その価格についてカルテルを実施したという事件です。2012年、広東省の物価局は、そのうち主導した、このカルテルを主導した3社に対し75.29万元の制裁金を科したという事件です。この3社のうち2社は前年度売上高の10パーセントという制裁金が科せられた。これに対して、うちに1社は重要な証拠を積極的に提出したということで、5パーセントに減輕されております。この決定を見ますと、リニエンシー制度の適用の結果であるところはっきりと書かれております。この減輕を受けた1社は、カルテルの組織者であるところいうふうに理解できるので、カルテルの組織者であってもリニエンシー制度の適用が可能であると、減輕を受けることがあり得るということを示した一つの事例だと理解することができると思います。

次に、液晶パネル価格カルテル事件ですが、これはもう今李青副局長が詳しく説明していただいたので細かいところは省略いたしますけれども、非常に高額の、ここに書いたような日本円の換算も書きましたけれども、全体で58億円という非常に高い制裁金が課されたと。その制裁金の内訳を見ていくと非常におもしろいことがわかると思うのですけれど

も、ちょっと細かいのでお手元の資料のほうがいいかもしませんが、この6つの企業のうち、このサムソンですね。こちらの制裁を受けた金額を見ますと、この違法所得とされたものの2倍の制裁金が科されております。これに対して、LG、奇美、それから中華映管という——これは、もう一つ、これ、こちらもですね。ちょっと読めませんけれども、こちらの台湾の企業ですが、この4つの企業に関しては、違法所得の半分の制裁金が科されています。そして、最後に残ったこの友達、AUOという台湾の会社ですが、こちらは違法所得のゼロパーセント、つまりゼロの制裁金が課されていると、こういう取り扱いの違いがあらわれてきております。これは、今先ほど説明も多少あったと思いませんけれども、このAUOという会社がこの調査において、調査当局に対して協力をしたと、重要な証拠を提供したということで、こちらは制裁金は課さないという、そういう決定になったと。それに対して、他の4つの会社はそれなりに協力したということなのでしょうか、50パーセントという割合で制裁を科された。最後に残ったサムスンは、余り協力しなかったのでしょうか。制裁金は、むしろほかの企業と比べると4倍に当たるような額が科されているということになります。これは、この事件は先ほどご説明があったように、価格法に基づいて適用された事件なので、必ずしも独占禁止法の運用にそのまま示唆を得られると、示唆を与えるというわけではないと思いますけれども、私の感触としましては、この事件は反独占局がこの事件を使って独占禁止法の制裁金はこんなふうにかけていくよと。いろいろな調査に協力した度合いなどを見た上で、制裁金の金額を調整するよということをメッセージとして送りたかったのではないかと、こんなふうに理解しております。このような理解が正しいかどうか、李青副局長にコメントしていただければありがたいかと思います。

今、2つほどの事件を紹介しましたけれども、リニエンシー制度の運用に関して、まとめて紹介しますと、この第1報告者であっても必ずしも免除とはならないということが1つ海砂連盟事件からもわかつておりました。これは、100パーセントではなくて50パーセントの減輕にしかならなかったと。他方で、この報告者は組織者であったわけですね。カルテルを非常に主導した組織者であった。しかし、制裁金は減輕されたわけですので、今後もこういう運用がなされるのではないかと思われます。液晶パネルのほうは、この価格法による事件ではありますけれども、台湾のAUOが最初の重要証拠を提供したということで制裁金の免除を受けていると。ただ、この事件は、AUOの報告によって調査を開始したのではなくて、調査を開始した後にAUOが重要証拠を提供してきたということだと理解しておりますので、調査開始後であっても制裁金が100パーセント免除される可能性もあると、そういうことを示した非常に重要な事件であるかと思います。

今、私、このように整理いたしましたけれども、果たしてこのような整理が正しい理解に基づいているのかどうか、ぜひ李青副局長からコメントしていただければありがたいなと思います。

それから、リニエンシー制度に関してなんですが、中国のリニエンシー制度、情報を提供する企業の立場からひとつ見てみると、一つには、非価格独占は工商総局が担当して

いる。それから価格独占は発展改革委員会が担当するという権限配分があるわけですけれども、これが必ずしも明確ではないということが1つ。それから、第2の理由として、例えば組織者が減免対象となるかならないかといった細かいところで、価格独占——すみません。これは価格独占じゃないですね。工商总局のルールと発展改革委員会のルールがずれているということがありますので、違反行為の報告を考えている企業の立場からいくと、一体自分が情報提供した場合にどちらのルールが適用されるのか予測するのが非常に難しいと、予測の可能性が低いという問題があると。その結果、企業の中には情報提供を躊躇するようなところも出てくるのではないかと、こういうふうに感じております。

このような問題について、例えば発展改革委員会と工商总局の間でルールを統一するような改革、さらなる改革を行う、そういう可能性はないのでしょうか。この点を一つ質問させていただきたいと思います。

次に、再販売価格維持についてですけれども、これも今ご説明のあった白酒の事件ですね。茅台、五糧液という再販売価格の事件ですけれども、この事件を見て非常におもしろいなというふうに感じたのは、この四川省の決定を見ますと、例えば五糧液という会社が再販売価格維持をしっかりと守っていない会社に対して出荷停止を行ったり違約金の賦課を行ったり、それからリベートを減額すると、こういった制裁を科したと、こういうふうに書かれております。これは、日本の再販売価格維持の事件でも、このような制裁というか、違反行為に対する処罰のようなことがメーカーによって行われることが多いわけで、中国でも日本でも同じような形で再販売価格維持がされるのだなという、こういう印象を持ちました。

同時に、四川省決定を見ますと、ブランド内競争制限があるというだけではなくて、ブランド間の競争制限という悪影響もあると。そして、この五糧液という会社が市場強勢地位、高いブランド力、高い消費者忠誠度を享受していると、こういう指摘があります。こういうふうに見ていきますと、この事件で四川省の発展改革委員会は、再販売価格維持を必ずしも当然違法とは考えておらず、ブランド間競争制限といった部分、あるいは高いブランド力といった部分も考慮した上で、慎重に違反行為だ、違法であるという判断を下したのではないかと、こういうふうに感じております。

次に、粉ミルクの事件。これはきょうのお話ではちょっと出てこなかった、李青副局長のお話では出てこなかった事件だと思いますが、ことしのたしか8月に公表された事件です。

粉ミルクの製造メーカーが9社、これは2社が中国系で7社は外国系だったと思いますが、流通業者の再販売価格維持をしていたという事件です。同じように契約条項に書かれていただけでなく、間接・直接の罰金を課したり、出荷制限とか出荷停止、リベート減額といったことが手段として使われていました。この事件でも、どうも粉ミルクの販売価格を不当に維持し、ブランド内価格競争を厳重に排除または制限し、ブランド間価格競争を弱め云々ということが公表文書には書かれておりまして、やはりブランド内価格制限が

あるとか、販売業者の自由が制限されたといった1つの点を理由として違法と判断したのではなくて、非常に慎重に違法であると判断したように理解しました。

この事件もちょっと先ほどの液晶パネルと似たような感じで制裁金の割合というのを出して表につくってみましたけれども、一番高い制裁金、割合として、売上高に対する割合として高い制裁金を科せられているのが一番上のバイオスタイルというところです。こちらは、どうしてこの6パーセントという制裁金を科されたかというと、違法行為が非常に厳重であり、積極的に自主的な改善を行わなかったという理由が書かれております。4パーセントというところは、このミード、ミード・ジョンソンというところですが、こちら4パーセントですが、自主的に調査に協力不可であったけれども、積極的に違法行為を改善したという理由が書かれている。3パーセントのところは、調査に協力し、かつ自主的に改善したというのが4社ほどあります。6社が6パーセントから3パーセントの制裁金が科されているわけですが、それ以外に3社のワイスというところとビーリングメイト、それから日本の明治という有名な粉ミルクの会社が、全く制裁金が科されずに免除となっています。これについては、自主報告し、重要証拠を提供したと。積極的に違法行為を改善したということで100パーセント免除という扱いになっております。ただ、全体としては非常に大きな額ですね。110億円という制裁金がこの6社にかかっているわけなので、日本では再販売価格維持でこのような額の制裁金が科されるというのは、ちょっと想像がつかない、そのような厳しい決定が出されております。ただ、この事件で非常に重要な点は、再販売価格維持など垂直的な、水平的なものだけでなく、垂直的な制限にもリニエンシーの適用があるということ、これを非常に明確に示したという重要な意味があるのではないかと思います。

それから、ここに出てきた3つの会社ですね。ワイス、それからビーリングメイト、それから明治という3つの会社は、いずれも100パーセント免除になっていて、先ほど紹介していただいたリニエンシー制度の概要ですね、第1位の報告者だけが100パーセント免除になり得るというルールからすると、あれっという感じがします。3社も適用免除になっているのはどういうことだろうという感じがするわけですが、しかし、この事件、よく考えてみると、問題となった9社の再販売価格維持の一つ一つが、それぞれ1つの事件というふうに考えられたのであろうと。もともとこの9社の間でカルテルがあるという、そういう事件ではありませんので、それぞれの会社が第1位の報告者になり得る、よって免除もあり得ると、こういうふうに取り扱われたのではないかと思います。

また、先ほどもちょっと出てきたことですけれども、調査への協力の程度に応じて制裁金を調整するという事業者の態度と処分の関係が非常に明確に示されているというのが重要なと思います。

そこで、もう1点、再販売価格維持の事件の紹介をしたいと思います。

こちらもきょうのご報告の中でご紹介がなかったと思いますけれども、ジョンソン・エンド・ジョンソンという事件が民事訴訟で行われていて、ことしの8月に判決が出ており

ます。非常に典型的な再販売価格維持の事件で、流通業者側がメーカー側を再販売価格維持やらされているということで裁判所に訴えたと、無効であるといって損害賠償を訴えたとか、そういう非常に典型的な事件ですけれども、この上海市の高級人民法院が、最終的に原告勝訴、つまり流通業者側が勝訴するという判決を下しております。この判決を見ていきますと、こちらでも再販売価格維持は当然違法ではなくて合意の原則で判断するという考え方が示されていて、基本的には立証は原告側が負うべきであると、つまり競争排除または制限効果があるかどうかという立証は原告側が負うべきだという立場をとりました。しかし、ブランド間競争が十分にあるかどうか、それから被告の市場地位が非常に大きい、強いものかどうかといった点を考慮して、最終的にこの事件ではジョンソン・エンド・ジョンソンは非常に市場の地位が高い、ブランド力が高い、ブランド間競争も余りないということで再販売価格維持が競争制限に当たると判断し、原告勝訴となっております。合理的の原則を採用したと、そういう事件だと思います。

再販売価格維持のまとめですけれども、14条という条文をぱっと見た感じでは、再販売価格維持は当然違法であるかのように理解できます。しかし、運用上、どうも運用を見ていきますと、発展改革委員会も人民法院もともに合理的の原則を適用していると。ブランド内競争制限だけではなくて、ブランド間競争への影響も考慮すると。市場における非常に強い地位があるか、ブランド力があるかといったことも重視していると、そういうふうに理解できます。

ただ、この点は私もはっきりしないわけでして、人民法院は明らかに合理的の原則をとったように理解できますが、あるいは発展改革委員会はそうでないかもしれない。合理的の原則で考えていらっしゃるのか、あるいはやはり当然違法と考えていらっしゃるのか、この点をできれば李青副局長に確認したいと思います。

もう一つ、日米欧とも、リニエンシー制度は競争者間の水平的な競争制限だけに適用しております、再販売価格維持はリニエンシー制度の適用対象とはなっていないと私は理解しております。それに対して、中国は、法律上46条2項にはっきりと独占合意と書いてあるだけでして、この独占合意は水平だけとも書いてないし、垂直は外れるとも書いていない。つまり、いずれについてもリニエンシーの適用は可能なような条文になっております。条文上そうなっているわけですが、この粉ミルクの事件には、運用上も再販に対してリニエンシー制度は適用されるということを明確にしたということで、実務上非常に重要な意味を持っていると思います。このような運用は、今後も継続されるというふうに理解してよろしいでしょう。つまり、日米欧とは若干違う運用ではありますけれども、中国ではやはりこういう運用をしていくご方針なのかどうか確認させていただければと思います。

そして、もう一つ、これはもう時間が来ましたので1点だけ。市場支配的地位の濫用の事件で、中国電信、それから中国聯通というチャイナテレコム、チャイナユニコムの事件について1点質問をさせていただきたいと思います。

この事件は、2011年9月ごろにブロードバンド網を独占、複占するこの2つの会社、い

すれも国有企業ですが、競争社をブラックリストに掲載して差別的な相互接続料金を設定したと。それで、発展改革委員会はどうも調査しているということが噂になっておりました。11月になりますて、テレビ局、国営の中央テレビの番組に、まさにきょうお見えの李青副局長が出演されまして、この調査をやっていると、そういう事実を公表されたので、私も非常にびっくりしたという覚えがあります。この事件、非常に大きな会社ですので、最終的に1パーセントの制裁金でも非常に高額になり得るということで日本でも注目を浴びていたわけですけれども、どうもその後の経緯を見ますと、先ほどご紹介いただいた45条に基づく約束を認めた調査中止が行われたように見えます。この事件は、一体現在どういう段階にあるのか、その約束を受け入れて調査は中断して、その約束の実施状況を現在監視しているという段階なのかどうか確認させていただければと思います。

最後に一言だけ、中国の価格独占禁止の法運用、ことしに入り、2013年に入って非常に活発化しておりますて、日本企業もその動向に十分注意する必要に迫られていると考えております。そうした中、当局のまさに法運用を担当されている李青副局長をお招きして法運用についてご質問、ご議論をさせてもらえると、こういう機会をいただけるというのは非常にありがたいことだと思っております。私のコメント、あるいは質問が、そうした議論を活発に行う上で多少なりとも貢献できれば大変うれしく思います。

以上です。ありがとうございました。

○小杉 川島先生、ありがとうございました。

具体的な事件を通じて中国側の現状というものを明らかにしていただき、また中国側に対するいろいろな質問をいただきました。李先生には、すぐにも答えることかもしませんが、まず射手矢先生の発表までやらせていただいて、その後で今のご質問にもお答えをいただくということにしたいと思います。

それでは、射手矢弁護士、よろしくお願いをいたします。

<日本側コメント（2）>

森・濱田松本法律事務所 弁護士、一橋大学法科大学院特任教授
射手矢好雄



ただいまご紹介にあずかりました弁護士の射手矢でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

既に李青先生、それから川島先生の詳細な発表がなされました。私のほうは、実務家、弁護士として中国の独禁法の運用にどう対処していくべきか、その観点からお話申し上げます。

私は、弁護士をして 30 年以上になりますが、この 20 年間は日本企業の中国投資、そして、そこで起こった問題の処理をずっとやってまいりました。その前は、日本企業がアメリカで独占禁止法の調査対象となり、アメリカの司法当局とやりあったこともありました。そして、中国で独占禁止法が 2008 年に施行され、ことしになって価格に関する取締元年ともいるべき非常に重要な局面になってきたということで、非常に注目しております。私は、中国で独占禁止法が施行された 2008 年、ちょうど北京オリンピックの年でしたが、「これからの中中国リスクは独禁法にあり」と言いました。商務部の事業者集中審査という意味では、中国の独占禁止法は日本企業、あるいは外国企業が中国で事業を行う上の大きな問題点となってまいりました。ところが、価格に関しましては、なかなか取締がなされなかったわけですが、先ほど来の発表にありますように、ここ数年といいますか、ことしになってそれは大いに発展してきたわけであります。独占禁止法に関する法令が整備されてきました。それから執行事例ですが、事業者集中については多くの事例があり、価格カルテル、再販売価格の指定については巨額の制裁金が科せられる事例が出てきました。その中で、中国の特色は、やはり罰則が厳しいことです。日本の独禁法の罰則よりも厳しく、欧米並みかあるいはそれ以上です。なぜならば、独占禁止法上、違法所得の没収だけではなくて、これに加えて前年度売り上げの 1 から 10 パーセントの制裁金が科せられます。先ほど川島先生が制裁金の分析をたくさんされましたが、やはり非常に厳しい制裁金が科せられつつあるということあります。

それから、事業者集中については違法行為の停止も命じられるということになっております。

このあたりの事例の紹介は既に済みましたので、それをどう分析するかであります。

まず、李先生からご説明のありましたように、価格に関する執行体制が大幅に強化されたということであります。中央レベルでは国家発展改革委員会があり、それは 20 名担当官が増員された。そして、中央が地方に権限を授権するわけですが、省レベルの価格主管部門、

これがなんと 150 名人員が増加された。今まで価格に関する執行が余りなされてなかったのは人不足だというふうに言われていたわけであります。それが、このたび中央レベルで 20 名、地方レベルで 150 名増加されたということは、まさにマンパワーが充実してきたということになり、今後執行が厳しくなっていくだろうと予想されます。中国では価格主管部門という言葉を使うのですが、具体的な名前は、地域により名称が微妙に異なります。例えば、上海市でしたら価格監督検査独禁局という。北京市では物価検査所という。微妙に名前が違うわけなのですが、価格局とか、物価局とか、そういう名前がついていれば、価格の主管部門だということが言えます。

それでは、独禁調査が始まった場合、独禁調査の対象となった企業としてどう対応すべきかを検討します。

まず、調査の端緒ですが、これも先ほど李先生のほうから、詳しく説明いただきました。よくある場合は、告発です。書面でかつ証拠を添えて告発がなされた場合には、当局は調査しなければいけないという規定があります。あと、それ以外にも、リニエンシーの当事者が報告するとか、あるいは当局が独自で調査する場合もあります。それから、調査の方法も、先ほど李先生がご説明いただきました。これは、中国だけではなく、どの国でも共通ですが、立入検査、事情聴取、証拠の差し押さえ、文書提出の要求、銀行口座の調査などが行われます。

その中国における調査の特色は何なのかということですが、これは実際に中国で調査対応をした中国の法律とも意見交換してまいりました。その中で、私どもの経験、そして意見交換から判明したところでは、中国における調査は、やっぱり厳しいということです。実際に当局の調査を受けるとなると企業としては相当厳しい。特に、調査の対象となった企業は迅速な対応を迫られます。そして、事情聴取なんかも厳しく行われます。実際に巻き込まれますと相当大変です。そうしますと、じゃ、どういうふうに対応するのか。弁護士の立場ということで、一般論としてお話しし、その後、中国の場合にどんな問題点があるのかというのをお話ししたいと思います。

まず、一般的にこういう独禁の調査が始まる前に企業の内部調査で問題点がわかることがあります。その場合には、きちんと内部調査を行う。場合によっては第三者委員会等をつくると行う。そして、考えなければいけないのは、リニエンシーを申請するのかどうか、そしてどのタイミングで申請するのか、1番をとりに行くのかどうかと、そういうあたりのところであります。もちろん調査にも立ち会います。実際問題、早朝の調査とかいうのがありますから、立ち会いが間に合わないときもありますけれども、間に合うのであれば調査にも立ち会う。ただ、それが中国の場合認められるのかどうか、それは今後の問題点としてあります。それから、当局に提出資料を準備する。そして、当局とコミュニケーションをとっていく。そして解決方法、どういう形で本件を終了させるのか、リニエンシーを含めてどういうふうな形で終結させるのか、そういう解決方法を分析する。あと、日本の弁護士と現地の弁護士との共同作業も発生いたします。

では、その中で、中国における問題点をどう考えるのかということあります。これは、先ほど川島先生の発表ありましたように、リニエンシーをどう活用するかが非常に難しいところです。もっと言えば、中国の今の独禁法の価格に関する運用からすればよくわからないところがたくさんある。非常に手探りの状況で企業としては対処せざるを得ない。わからないことの一つがリニエンシーの制度がどういうふうに運用されていくのかということあります。条文を見ましても、第1報告者、そして証拠をきちんと出せば免除することができるとなっています。必ず免除するのではなく、免除することができるというふうになっています。ですから、先ほど川島先生の分析でも、海の砂利の事件で第1報告者が免除されたのではなくて、50パーセントしか軽減されなかったということがあります。それから、第2、第3の報告者についても、中国法上は軽減することができるとなっています。必ず軽減するのではなくて、軽減することができるというわけですから、当局の裁量が入る運用になっています。

粉ミルクの事件では、3社が処罰なしというリニエンシーになりました。私は非常に不思議だったのですが、先ほど川島先生の分析では、これは垂直的な問題だから、それぞれが独立の事件で、だからリニエンシーとして第1報告者が複数でもおかしくないということで、なるほどと思って聞いていた次第です。

戦略的には、実務家としては中国で独禁の事件が起きた場合に争うべきなのか、認めるべきなのかと非常に高度な判断を迫られます。アメリカの事件、あるいは日本の事件でしたら争おうという判断をするというのは十分にあります。中国の場合に、この争うべきなのか認めるべきなのかというのも本当に悩ましい。非常に苦しい判断を強いられることになるかと思います。やはり中国の場合、当局の裁量の余地が大きいし、調査も厳しい。そして協力すれば処罰は軽くなるし、制裁金も軽くなるかもしれないという状況なわけですから、リニエンシーを活用するかどうかと同じように、この案件をどういうふうな形で争うのか、あるいは協力するのかというのが決断を迫られる。その際に、証拠をどう提出していくべきなのか、当局とのコンタクトをどうすべきなのか。さらには、処罰される可能性も考えなければいけないのですが、それがまた読めない。処罰は先ほど言いましたように、理論上非常に厳しいものがあり得る。違法所得を没収し、前年度売り上げの1から10パーセントを制裁金として科す。そして、実際に今までに行われた数少ない事例でも、液晶パネルでは協力の度合いによって相当制裁金の額も変わっていった。処罰される可能性は非常に読みにくい。そうすると、争うべきなのか、認めるべきなのか。どうも認める方向に行きそうな雰囲気が何となく醸し出されているわけですが、本当にそれでいいのか、非常に難しいところだと思います。

それから、日系企業にとってはメディア対策も非常に重要です。日本と中国との微妙な政治関係というのがありますから、日本企業が中国で談合したことになれば中国のメディアが盛んに報道する可能性も十分にあります。メディア対策、具体的にはパブリックリレ

ーションシップ、PRの会社等をどういうふうに利用するのかと、その辺も重要になってくるかと思います。

あと、それから法律的には、民事訴訟対応もあります。アメリカや日本では価格についての合意をすれば、その後確実に消費者から企業が訴えられる。アメリカではクラスアクションが提起されて、膨大な損害賠償請求をされる。それでは中国ではどうかといいますと、中国でも集団訴訟、いわゆるクラスアクションの制度はあります。これは、アメリカ型の当然に参加するという形のクラスアクションではなく、みずからがその集団訴訟に登録するという形での取り扱いになっています。調べたところ、実際のクラスアクションの事例はそんなに多くはありません。多くないわけですが、今後、もしこのクラスアクションということになれば、中国でも民事訴訟対応が非常に重要になってくるだろうと思います。

そういうわけですから、今後の中国における独禁法問題というのは非常に重要です。事が起きた場合には慎重に対処しなければいけない。では、事が起きないようにするためににはどうかというと、これはやっぱりコンプライアンスです。コンプライアンスが中国では非常に重要になってきます。今まで中国では独禁法がないからある程度のことは許されるのですよねというふうな、弁護士にとって非常に答えにくい質問を受けることがよくあったわけなのですが、これからは非常に厳しくなります。今までのやり方では同業者同士が会合を持ったりとか価格情報を話し合ったりとかすることがありました。中国でビジネスをやっているとお金の話にすぐなる。幾らですかという話がよく出てくる。その感覚で感覚が麻痺してしまってお金の話を同業者とすると、やはり価格に関する合意だということになりやすい。とはいいうものの、欧米とかあるいは日本でも最近動きがありますが、同業者同士はもう全く会わない、弁護士立ち会いのもとでなければ会いませんよ、というようなプラクティスは、やはり中国ではすぐにはやりにくい。そういうわけですから、今後は価格カルテルとして処罰されるリスクがふえてきます。そうすると、コンプライアンスを再構築する必要があります。実用的なコンプライアンスガイドラインを今後中国でつくることが緊急の課題になってきたと思います。

本日は中国独占禁止法の運用ということでこの場を設けていただきましてまことにありがとうございました。

○小杉 射手矢先生、ありがとうございました。

中国関係を扱っている弁護士の立場から、川島先生との重複も避けていただいて、特に執行の場面になったときに日本の企業がどういうことに直面し、またそれをアドバイスする弁護士としてどうということを考えなければいけないのかという、大変具体的なお話をいただきました。李先生の講演から始まって、2人の日本のコメントーターのコメントをいただいて、現状の把握と、またいろいろな問題点というのも出てきたように思います。この後、会場の方も含めて討議に移りたいと思います。

＜討論・会場質疑＞

○小杉 それでは、質疑・討論の部に入りたいと思います。

最初に、川島先生、射手矢先生から幾つかの質問も出されているので、重要なところをまとめて私のほうから李先生に伺って、李先生からお答え、ご意見をいただくということにしたいと思います。

李先生、よろしいですか。

最初に、リニエンシーの制裁金の話で、中国の当局の裁量権といいますかね、その辺が一体どうなっているのだろうかということです。液晶パネルや海砂の話で、第1番に報告した者が全く減免されるというわけでもないし、後から、報告した者が100パーセントゼロになるというようなこともあるということで、一体どういう基準でこういうことが行われているのだろうかということのご質問があったと思うので、まずその問題についてお答えをいただければというふうに思います。

○李 この問題は、少し複雑化されています。つまり、液晶パネルの法律的根拠ですけれども、中国の価格法にのっとっています。その他の案例の法的根拠は中国の独占禁止法です。ですから一緒に話すと、はっきりと説明できませんし、皆さんのが聞いてもよりこんがらがってしまうでしょう。ですから、それを分けてお答えしたいと思います。いかがでしょう。

まず、この液晶パネルの件ですけれども、これは価格法の中での枠組みの処罰となっています。ですから、この減免というか免除の根拠は、価格法の実施規定である価格違法行為行政処罰規定になります。処分法は、27条におきまして、経営者の違法の程度によって、軽重によって、そして違法の結果の影響力、そしてこの協力等の部分で減少させる、もしくは免除させるといった規定があります。中国の価格法の中におきまして、私たちはまず経営者の経済制裁というのがあります。事業者の。まず、この価格、違法の部分で多くとったもの、多く収集したお金についてまず返すと。そして、違法な所得を没収する。そして、3番目としまして、この違法の所得の中で5倍以下の罰金をすると。罰金というのは、この司法機関の裁量権に任されると。ですから、この独占禁止法の枠組みの中で考えるべきものではありません。液晶パネルの件は、これで非常に皆さんはっきりとして、わかっていただけたでしょうか。

○小杉 今のようなご説明で結構だと思います。

ほかの事例のほうに移っていただけますか。

○李 わかりました。

中国の独占禁止法の枠組みの中で、もう一つの制度の規定というものがあるわけです。独

禁法ですね。この法律の下では、事業者が主体的に、積極的に報告をし、そして協力をすれば処罰が減免されるということです。という法規がありまして、そこにのっとっておりまます。ですから、中国の発展改革委員会の部門の規定の中でも細分化されております。1、2、3と3つに分かれております。

原則的に見て、私は第1、第2、第3に分けております。一部調整もあります。この枠組みの中で判断をするということです。ですから、この自由の裁量権というのはあるにはあります、しかしこれはそんなに大きい、自由度がそんなに大きいというわけではありません。多くの法律の縛りがあります。この行為を規定していますから、そんなに自由ではないということです。

○小杉 再販売価格のところでも、川島先生から、粉ミルクの件ですか、一見したところ、ちょっと理解のできないところがあるというようなコメントだったと思います。それぞれ個別に見れば第1番目ということでこの制裁金が科せられているということなのであろうかというご質問が、あったと思います。

○李 川島さんには、どうして3社に制裁金がゼロだったということをわかったというふうに私は理解しております。この垂直ですから、9社がみんな独立をしていますから、そこで100パーセントの免除というのは成り立つわけですよね、その3社については。それで理解していただけたと思いましたけれども。

そこに疑問があるということではないと私は理解していますが、川島先生もおっしゃったことですが、一般的な理解としては、この水平的な部分でこういった免除、完全に免除ということは明解だが、垂直的な部分ではそんなに鮮明ではない、その水平と垂直の違いがあるというところで、川島先生が質問をされたというふうな理解でよろしいでしょうか。

○小杉 川島先生、どうでしょう。もう少しはっきりさせたほうがよいですか。

○川島 いや、今のようなご理解でいいと思います。垂直的な協定に対しても、リニエンシ一制度を今後も法律上はもともとできるわけですけれども、運用上もリニエンシ一制度を活用していくという、そういうご方針なのかどうかということを確認したかったです。

○李 大丈夫です。わかりました。

こういったディスカッションは、非常に有意義だと思っております。私たちの理解では、大多数の人にとってこの水平的な合意について、もともと発見しづらい独占というものを見つけるということ、垂直についてはどうかというと、多くの人は反対をする。その意味もわかります。先ほど川島先生もおっしゃられたとおり、中国の法律においてはこの水平がよくて垂直がダメだというような明確な文言はありません。こういった行為がこの法執行機関

が証拠をきちんと持つてこの問題を理解するには、中国においては、こういった特有な、中国特有のこういった経営の状況においてこの水平の合意には使えるのか、垂直はだめなのか、水平や垂直ということではなくて、この行為自体が法執行機関にとってはこの証拠をとるということが難しいかどうか、この制度をつくったモードというのは、行政のリソースを減らすこと、そして事業者にとって経済的な利益を奨励する、そういうことでこのリニエンシー制度があるわけです。ですから、この案件を判断する際に、この調査の過程の中で、我々の法執行の関係者も確かに難しさ、プレッシャーを感じたわけです。チャレンジを感じたわけです。そういったときに、企業が積極的に証拠資料を提供するということで、この業界内の潜在的な隠れた業界内の管理やモデル、オペレーションモデルというものを提供してもらえば、これは非常にわかりにくい内容がわかるということで、法執行機関に多くの情報や証拠を与えてくれると。そうすると、我々の時間やコスト、リソースを減らしてくれるとのこと。ですから、垂直的な合意に対しても、このリニエンシーをつくったということで、全ての垂直合意に対してリニエンシーを適用するかということではなくて、誰も自首しないということでこの核心的な証拠を得ることが難しい状況ということを考えている。だから、垂直とか水平的ということを考えているわけではなくて、そのどれぐらい難しい業界内とか案件内の事情があるかということに鑑みまして、垂直的な部分についてもリニエンシーを適用するということになります。

○小杉 明快で、また興味深いお話をいただきました。ありがとうございました。

あと、その再販売価格については、ちょっと理論的な問題になるかもしれません、合理的の原則で中国はやっているのでしょうかという質問がありました。ジョンソン・エンド・ジョンソンの裁判所、これは上海市の高級人民法院でしたかね。そこでの判断では合理的の原則ということでやっているということははっきりしているように見えるけれども、国家発展改革委員会のほうはどうでしょうかという質問がありました。

○李 これにつきましては、申し上げたい点がありますて、つまり、詳しく見ていただければわかるのですけれども、人民法院というのは、この民訴事件については責任の分担というのをやっています。それを調整しています。行政機関が法執行を行う場合においては、我々の責任としては 100 パーセント、まず第一歩としては証拠をとることです。そして、行政機関がこの举証責任を負っています。そして、法執行の考え方ですけれども、中国の独禁法を見ていただくとわかるのですけれども、そこには 13 条のところに書いてありますけれども、これは水平的な独占について書いてありますけれども、そして 14 条は垂直的に書いてありますけれども、こうした合意があった、独占の合意があった場合はどうなるかということですが、13 条においては、こうした独占的合意があった場合に、執行機関としては、立法の本来の考え方にはのっとりますと、一つの違法行為を認定する場合には、必ず競争の制限ということを考えなくてはなりません。しかし、競争の制限については、13 条、14 条にも

この条件が述べられています。こうした独占合意があるというのは、競争の制限を排除する意味がそもそも込められています。そして、15条があるというのはなぜでしょうか。まず、要件が13、14条に照らしてみて、そして要件を満足していれば行為があったとしても事業者というのは15条に照らして、ここでは举証責任の転換もありますけれども、15条にのっとって、その合意が15条に列挙している状況に合致しているということを証明できれば、つまり市場の競争を著しく阻害するものでないと証明できたときには免除を受けられるということです。また、利益が消費者にも及ぶという場合、つまり消費者の福祉が減っていない場合には免除をされるということになります。13条の水平的カルテル、14条は合理的原則を用いるかどうかということですけれども、多くの地域、地方において柔軟性をもって運用をしています。15条については、13条の水平的独占については、その事業者に対してみずから潔白であるという証明をする機会を与えています。垂直的についていいますと、法執行の基本的な考え方というのは、前はみんな余りはっきりわからていませんでしたけれども、まず法執行機関としては、13条、14条にのっとり事業者に違法行為があったかどうかを見るということ。そして、事業者のほうは15条にのっとって自分の潔白を証明することになります。もし証明ができれば、適用除外となります。

あるいは、2番目としては、関連市場を混乱させないということ、幾つかの条件、あるいは1つを満足することが必要となります。そして、そのブランドの競争というのも存在します。ブランド内の競争が強化されたということであれば、関連市場の競争を阻害したことにはなりません。とにかく、事業者みずからが举証をすることが必要あります。15条で掲げているこうした訴求ですけれども、訴えですけれども、これを満足することができれば、その当局は審査をします。そして、法執行機関がこれに合わせた結果を認定することになります。そうしますと、独占行為というのは成立しません。もしも15条に従って証明できない場合は、法執行機関は13条、14条に従って処理を進めていきます。

特に申し上げたい点は、中国の行政の法執行ということですけれども、そのプロセスの中で事業者の権利というのはしっかりと保証されているということです。中国の行政機関の法執行の行動を規範する法律があります。まずは行政処罰法があります。この中で言っていることは、重要な点ですが、法執行機関というのは、当事者に対して行政処罰を与える場合事前に通告をするということです。これは、当事者に対してはっきりとどのような法律を侵したかということを通告するということです。そして、これが認定されればどのような処罰が与えられるかということも告げます。そして、相手方が自分の意見が違うということであれば、また説明が必要であれば、事業者は法律に従ってみずからの意見を述べることができます。もしも行政機関がかなり重い処罰を与えようとするのであれば、事業者は公聴会を設けることが、開くことができます。一般大衆に公開されているものです。もちろん営業秘密については、これは非公開とすることはできますけれども。そうしますと、事業者としては、実際の行政処罰が行われる前に専門の法律に基づいて、例えば15条の理由を除いて、みずからを弁護し、公聴会を開く機会があるということです。もしも行政機関がこれを聞き入れ

ないとしても、行政処罰が行われた後、再審を請求することもできます。これは行政訴訟になります。こうした権利はしっかりと保証されています。ですから、裁判所の15条に対する理解は、民事訴訟の法律の枠組みの中では、当事者双方に举証責任があるということです。私も上海の2審の判決を見ました。1審と2審の違いも見ました。原告は1審で負けました。そして、提訴するからには証拠を出さなくてはならない。被告はこうした行為があつたということを証明しなくてはならない。十分な証拠がなくてはなりません。しかし、第2審の高等裁判所においては、この事件についてまずは双方に非常に強い弁護士さんが付きましたので、経済学者も呼んできました。分析もありました。それをしっかりと見たならば、上海の高等裁判所の判決は、事業者に市場地位を濫用した事実があるかどうかという点について、そして垂直的な独占を行って、消費者の権利を侵したかどうかということについて認定をしましたけれども、これは推論式に判断を行ったわけです。このプロセスの中では、証拠は必要ですけれども、推論が許されるということです。我々法執行機関というのは、推論が許されておりません。証拠がなければ実際の処罰は行うことができないわけあります。

○小杉 川島先生、何か意見ありますか。

○川島 今のお話を伺って、垂直的な制限の14条だけではなくて、13条の水平的な制限についても、やはり競争制限効果をしっかりと法執行機関は認定しないと違法とは言えないと、そういうことなのかなというふうに理解しました。つまり、例えば価格カルテルであれば、アメリカではパー・セ・イリーガルということになってしまふ、当然違法ということになってしまふわけですけれども、中国においては、あくまでも行為そのものからは違法とは言わずに、一旦競争制限効果があるかないかということをしっかりと当局が立証すると、そういうプロセスを踏んで違法という判断になると。逆に言えば、行為があつても競争制限効果がないと、その13条の段階で、15条ではなくて13条の段階で事業者側が反証するチャンスもあると、こういう理解でよろしいでしょうか。

○李 13条は水平ですよね。直接的に価格を固定し、変更をするということは一般に言うカルテルに相当しますけれども、これはもうもちろん違法です。つまり、中国におきましては、法律の枠組みで見てみると、中国はこの垂直のほうは合理的の原則を使っていないのではないかという疑問があるかもしれませんけれども、私たちは13条、14条というのが既にこうした行為の範囲を非常に狭く見てています。しかし、特に水平については、直接的に価格の固定、最低価格について言及しています。13条については、カルテルに関連する内容があります。中国の法律というのは、13条、14条の行為というのは、そもそも独占の合意ということです。15条は、事業者から提起するものであります。これが競争を制限しないという主張をするわけです。そして、15条の条項に合致するという場合であれば、13条に

も、理論的に見ますと現在までのところ適用されています。14条についても、不適用の認定というのもあります。それで、こうした法執行のロジックというのは、そもそも違法であるか、合理の原則はあるかということですけれども、外国についていいますと、うまくできていると思います。EUのは垂直的な価格についてコントロールに合理の原則を適用します。しかし、中国が外国の法律を見た場合、ほかの国と中国のやり方は違いますから、こうした法執行の考え方というのは市場経済に対する認識、競争に対する認識の理念、お互いにその協力し合うというこうしたロジックが通じるかどうかということが肝心だと思います。ですから、両方うまく合わさらないときには、理念自体は非ロジックなものになってしまいます。つまり矛盾が起きるということです。

○小杉 なかなか議論が収斂しないように思いますので、中国の考え方というのはこういうことだと、中国というか国家発展改革委員会の考え方はこういうことだということで先に進めたいと思います。実際、再販売価格の問題については、シャーマン法が立法された当時はアメリカも当然違法ということでやっていましたが、その後 Leegin 判決が出て、アメリカも合理の原則に変わった、EUと近くなつたと、そういうような世界的な背景を川島先生もご存じだからこういう質問が出るわけなですけれども、今の、ここでやっているのは、今、中国がどういうことを考えて、実際に何をやっているかということの議論なものですから、この議論はこの辺でやめにしたいと思います。

次に、残っている中で川島先生から出たのは、情報提供のところで、工商总局と国家発展改革委員会で規定が違うということがあつて、その統一の議論というのはないのでしょうかというのと、それから、テレコムの事件で、一旦調査中止ということになっているわけだけれども、その後どうなつてているのでしょうかという質問があつたと思うので、李先生にこの2つについて簡単にお答えを願えませんでしょうか。

○李 わかりました。

中国の電信会社は皆さん非常に関心があるテーマだと思います。先ほど川島先生がテレビで私を見たというふうにおっしゃってくださいました。私の個人的な行為ではなくて、あくまでも仕事でテレビに出演したわけですね。私たちがこの案件を処理する中で、対外的にこの法にのつて処理を行う一環です。2011年の暮れですけれども、10月でしたっけ。この調査をしているということを公表いたしました。そして、非常に迅速にこの2社の企業は申請を中止するということで約束をしたと。約束の中の核心的な内容は、3年の中でこのアクセス価格を下げるということです。垂直的な一体化の卸売りもあり、ブロードバンドもありますね。それから、またリテールもあります。ですから、この最終ユーザーとの関係もあります。最終ユーザーの価格の部分というのは、これは全体の案件としてみれば、価格の差別行為、非常に複雑ですけれども、差別の部分、垂直的な価格の圧迫というものがありました。ですから、この価格の領域分野の中で管理を強めなくちゃいけない、もう一回整理を

しなくちゃいけないわけですね。この卸からリテールまで、小売までのモデルを考え直さなくちゃいけない。それから、価格のレベルを全体的に下げなければいけない。3年間でそれをやるといっています。毎年の年末にこの届け出終了で、昨年の2012年分の結果はもう出てきました。2013年分はもう少しで出るでしょう。情報を3年間集めて改革を改善することで、3年後にこの企業の約束の実施状況を判断します。そして、法にのっとって決定を下していきます。今、こういうことです。それ以上の情報はありません。この工商総局と発展改革委員会の間には、確かに既定の細かい部分については差があると思います。明確なところは、発展改革委員会は、この価格の認定のところで価格の一貫性、それから意思の連絡、意思疎通、それから市場の構造、そして需給の需要と供給の変化を考える。工商総局は、非価格的な行為の部分で管理しています。

ですから、両者の細則における行為の表現の仕方という部分では違いがあります。この2者は、細分化するときに差は出てきています。違いはあります。執行のプロセスの中で、現在はまだぶつかるということはありません。しかし、こういったこの潜在的なリスクというものはあります。衝突する部分もあるでしょう。この2者の間でディスカッションします。そして、ある程度このことをさらにコミュニケーションしていくなければいけません。この2者は、規定の違いによって事業者にとって、どういったこの行為規定を重視しなくちゃいけないのかということにちゅうちょが生まれることは避けなければいけません。先ほど川島先生がおっしゃられたとおり、このリニエンシーですけれども、2つの条件が出てくる。経営者、業者がどちらを選択するのか、誰に通告して実証をするのか、どっちがよいのかと、確かにこういったちゅうちょを生むことがあります。現在のところは、まだそういった具体的な事例はありません。しかし、これも確かに問題、課題があるので発展改革委員会のみならず、工商総局とも、ともに研究をし、調整をし、この問題を解決していかなければいけません。しかし、現在のところは、法執行の中で、特に両者が対立する、矛盾が起きたということはないです。しかし、その違いについては、ポテンシャルとして起こる可能性があるということは意識に上っています。

○小杉 ありがとうございました。

大体川島先生、射手矢先生から出た問題を一応カバーしたと思います。

私から1つ質問をさせていただいて、それから残りの時間を会場のフロアの方からのご質問にお答えいただくという形にしたいと思います。

1つ、私が伺いたいのは、国際協力というところの問題です。きょうの発表の中でも、最後のほうになって余り十分なお話もなかつたわけですが、日本の企業は、今、例えば自動車部品の問題だとか、国際的な形で独禁法の価格のカルテルの問題に巻き込まれているという状況があります。中国の国家発展改革委員会としては、この価格協定の国際的な適用ということについて、今はもちろん事例がないわけですが、一体どういうふうな方向で考えていらっしゃるのか。アメリカとかEUとか、いろいろなところとの協力で世界的なグローバルな

適用ということというのは、将来考えられていらっしゃるのか、協力をどうしていくのかということで、今、お話をいただけたことがあればお願ひしたいと思います。

○李 はい。国際協力についてありますけれども、中国にとって非常に重要であります。中国の独禁法は若い法律です。今まで6年しかたっておりません。実施からは5年ですね。そして、国際協力ということになりますと、我々は独禁法の法執行の経験の豊かな成熟したやり方を持っている国から有用なものを学びたいと思っています。これによって、法執行機関が今まで犯したような誤りを、つまり回り道をしないように我々はしたいと思っているわけです。それぞれの国は、今、グローバル化が進んでいますので経済が融合しています。お互いにともに発展しているという状況です。これが大きなバックグラウンドですが、こうした独禁関連の当局が協力することは非常に重要かつよいことだと思います。中国は、アメリカやEU、韓国、イギリス、日本を含め協力をしていくことはよいことだと考えています。

また、私たちとともにセミナーを開いた公正取引委員会の皆様方が本日おいでになったのを見て非常にうれしく思っています。こうした協力というのはこれからも十分できると思います。

また、先日、韓国の反カルテル局の局長が我々の局にいらっしゃいました。そこで問題が提起されました。国際的なカルテルが存在した場合、全ての法執行機関がそれに処罰を加えた場合、処罰が重くなり過ぎますよね、どうするべきでしょうかという質問でした。それで、そうしたら、私たちは局同士で話し合えばいいじゃないですかと申しました。国際カルテルということになると、多くの国に関係が発生します。ですから、事前に約定ができていれば、例えば販売額を基本として幾ら幾ら掛けるというふうにすればよいのではないかと思います。最終的には、この話は確定はしませんでしたけれども、しかし、我々は、こうした問題意識をしております。多くの国との協力というのは、今、深めようとしているところであります。今後は国際協力が進むでしょう。情報の共有もありますし、証拠についてもそうですね。それぞれの国は、証拠に関し、秘密保護ということもありますけれども、それはできる範囲の中で証拠などを共有することは可能だと思います。

○小杉 大変積極的で、また率直で前向きの話をいただいてありがとうございました。

それでは、先ほどお約束をしたとおり、残りの時間を使ってフロアの方からご質問を受けたいと思います。どなたでも挙手をしていただいて、最初にお名前を述べていただいて、質問をいただければと思います。

○李 すみません。ちょっと提案させてください。

先ほど休憩のときにちょっとお話をしたのですけれども、名刺を交換しました。中国における日本企業ですけれども、その会社同士のまとまりのような商工会議所のようなものはないのでしょうか。韓国はあるらしいですね。

そして、こうした商工会議所が毎年研修を行っているということで、その中で、半日をかけて中国の独禁関連の専門家を招いて説明をしてもらっているということです。私たちも無料でこうした説明を行っています。それによって、コミュニケーションを図れると思います。

日本企業はどうでしょうか。以前、ちょっと聞いたこともあるのですけれども、日本企業同士の商工会議所みたいなものはないのでしょうか。中国でその運営を行っている日本企業がもし必要であれば、私たちも研修に人を出すということはできます。法執行機関としては、これは、ボランティアで義務として行うことができますので、また法執行の動向はどこなどについて知りたい場合は、ぜひ声をかけてください。これは、うまくいけば、お互いに益があると思います。

以上です。

○小杉 どうもありがとうございます。日本ではもちろん商工会議所はありますし、JICAとか、私たちの財団もそうですし、また経営法友会みたいな企業の法務の団体というのもありますし、いろいろなところでもし中国からそうやって講師を派遣していただいて、中国の現状について話をしたいというようなことがあれば、喜んで日本ほうでも受ける団体はあると思います。今のお話を、きょうの参加者の間でもちょっと検討をしていただければありがたいなというふうに思います。

それでは、質問を受け付けたいと思いますが、どなたかご質問のある方。

○質問者1 私たちの会社は物流企業で、中国に現法がございます。また、私たちも、日本のA社と資本提携しまして、A社ももちろん中国に現法があります。今まで、私たちとA社の現地法人とは競争関係にある事業者ということでしたが、日本において私たちの企業の株式の49パーセントをA社が取得されました。この場合、私たちの中国の現法と、A社の中国における現地法人というのは競争関係にある事業者に該当するのでしょうかという質問になります。よろしくお願いします。

○李 ちょっと余りはっきりわからなかつたのですけれども、日本の部分はA社に49パーセントで買われたということですよね。これはグローバルということですか。

○質問者1 中国も、まだはっきり決まってないのですか、近いうちにそれが実行されるという状況です。まだ中国のほうから認可が下りていませんので、今現在は日本のみなのですが、間もなくなるという状況です。

○李 この合併——買収についてはちょっとよくわかりませんので、すみません。

○質問者1 つまり、簡単に質問しますと、競争関係にある企業が2つありますと、片方があなたの株式を何パーセントか取得しますと。つまり、何パーセント以上の株式を取得すると競争関係にある事業者ではなくなるのかという質問になります。

○李 これは、企業の共同経営、M&Aということですので、商務部の考え方があると思います。我々としては、商務部に連絡をとることはできますけれども、これは商務部のほうに聞いていただけますか。

○質問者1 ありがとうございます。

○小杉 ほかにどなたかございますか。どなたでも。せっかくの機会ですから。

○質問者2 2点、ご質問をさせていただきたいと思います。

1点は、ご説明の中に行政部門が行った独占の主導的なものも規制の範囲内に入るというふうにおっしゃっておったように思います。これは、当局が当局を主導するという意味なのでしょうか。そしてまた、そういったことは実際問題どのような形で行われるのだろうかなというのが一つですね。

もう一つは、レジュメで——レジュメじゃなくて、スライドでいうと何ページでしたか、先生の26ページ、それから射手矢先生の、今ありましたか、国家発展改革委員会は省級価格主管部門に全面授權する。そして、それをさらに支給し、価格主管部門に調査を委託するということですが、大変中国というのは広い国土を持っておられて、いろんな方がいらっしゃる中で、この独占禁止法というのは統一的に執行がなされるというふうに、つまり、ルール等も統一されていくという点についてどう考えたらよろしいのでしょうか。地方が非常に裁量を持つのか、それとも中央が統制できるのか、そこをちょっとお尋ねしたいと思います。

○李 わかりました。私たちのこの法の執行の体系の中で、いかに統一をするかということについてもう少しご説明ほしいということだと思います。

ですから、この当局対当局というのは、この独占禁止法というのは、核心となるのは市場において競争があるということで、競争を制限するような事件や行為が発生してはいけないということです。ですから、中国の独占禁止法立法のときには、非常に慎重な態度で臨みました。つまり、独禁法の実施によって市場の競争を盛り上げ活性化する。そして、中国が大きいからといってこの権力を余り分散化してはいけないということです。ですから、この法執行機関を決定するときには、国务院ですね。これは、中央の執政だということです。また、中国は人口が大きいし、国土も広いわけです。ですから、経済の発展もアンバランスがありますね。法律自体には授權の可能性を与えたわけです。権利をある程度委譲すること

ができる、国民が決定すれば、その作業の必要によって権利を省や省の関係する機関に委譲することができる。そして、その独禁法の仕事ができるということです。授権の状況ですけれども、事業者集中については商務部自身が行っております。それは、関係しているのが、影響額が非常に大きい企業、市場競争に大きな影響を来すような企業ですね。そういったところに対し審査をするわけです。ですから、商務部自体が行います。影響というのは、省や市に限定できない、広い範囲に影響することですから。多くの国、国にも影響を与える。その他の国にも影響を与える。ですから、事業者集中というのは授権をしていない、権利を与えていません。自分がやっております。工商局と発展改革委員会は違います。工商局は個別案件の授権を行っております。工商局は、各市、地方や市や県にも下部組織があります。ですから、これは成立可能な独占禁止案件などであれば下から吸い上げて、管理総局でこの案件について調査をしたいということで、権利を授けるわけですね。発展改革委員会というのはどうかといいますと、中国の現在の市場経済社会の中で価格の競争はよく見られる現象です。ですから、価格競争で問題が起こるということも多いわけですね。ですから、中国の各地域間の発展の状況も違うということで、全体的な権利を授ける授権ということを行っております。そして、省にまず渡すと、権利をですね。その省の範囲内で独禁関係の作業を進めていいということです。そして、部門の規定の中でもこううたわれています。市には調査も委託できること。市役所——市の自治体に対してですね。ですから、この委託を受けた市レベルの部門は調査を行うわけですけれども、これはこの委託側の名義を利用することができます。河南省でしたら、河南省の発展改革委員会がある市に調査を行えということで委託をすると、調査をする名義は、あくまでも責任者である河南省の発展改革委員会だということになります。要するに、権限は調査しかありませんから、市のレベルです。しかし、案件の分析は省レベルの価格主管部門が行う。先ほどもまた特に強調したのですけれども、国家発展改革委員会は、統一の法の執行を統一させる、全体的にこの尺度というものを統一させるために報告の届け出ということを義務づけております。そして、立案も報告をする。この案件は、調査の価値がある、問題があるのかどうか判断する。もし問題がなければ、我々がリソースを注ぐ必要がないわけです。浪費になってしまいます。こういったことも起きてほしくない。また、この行政処分を決定する前に我々に報告をしてもらう。私たちは状況を知りたいだけです。そこで、承認をすることではありません。法律の適用が不当だとか、処罰が不適であるか、非合理性があるかどうかということを我々がちょっとアドバイスをすることになります。あと、我々は届け出を求めます。それは、全国の状況を我々が把握するために寄与するということです。ですから、発展改革委員会の各地域の価格主管部門に対するこういった措置を講じるのは、全体的にコントロールするためです。権を授けられた省レベルの部門は、中国の現在のこの法律の枠組みの中でこの権利行使する。行政処分法の規制にも従う。独禁法の約束も履行しなければならない。ですから、法律のこの約束、拘束というのは最も根本的なものになります。これは法執行機関ですから。大体こういうことになります。以上です。

○小杉 2つ質問があって、最初は、その行政機関に対する行政権の濫用ですか、行政権濫用による競争の排除とか独占ということについては、国家発展改革委員会がその行政機関を取り締まると、こういう理解でいいですよねと、こういうようなご質問だったと思いますが。

○李 これについては説明が必要かと思います。

独禁法の規定によりますと、法執行機関というのは、行政権の濫用については調査認定を行うことができる。しかし最終的には処罰権はないということです。その処罰権というのは、行政から行政への処罰ということになりますので、現在の行政の全体の枠組み体制から見てみると、これは矛盾・衝突を招きます。こうしたもともとの行政と法律の枠組みは崩すことにはできませんので、そして、立法においては、スキルを使いました。法律のその専門性がありますので、一方の行政が濫用をしているということであれば、その上級部門に対して提案をすることができます。つまり、文書の修正を行う、行為をやめさせる、関係者の処分などです。法律にはそうした規定がありますけれども、我々、発展改革委員会としては、それが別の行政部門について直接的に処罰をすることはできません。提案しかできません。

○小杉 ありがとうございました。

大分時間がなくなってきたので、最後にもう一つだけ質問を受けたいと思いますがいかがでしょうか。

○質問者3 貴重なお話どうもありがとうございます。 処分後のお話をご質問させていただきたいと思います。

例えば、再販売価格、そういう事件がありまして、当局から処分されて罰金もされた場合、その後、この価格の体系を維持するとかするような社内のシステムとか法律を再構築する場合に、改善の対策を考える場合というきになると、当局からそういう指導とか、また監視・監督とかそういうようなことはありますか。受けることはできますか。

例えば、仮にそういう改善が1年とか2年、といったような期間、もしあるとしたら、もし改善ができない場合、2度、3度の再罰金とか再処分とか、といったようなことはありますかというような質問ですけれども、教えていただきたくお願いします。

○李 今おっしゃっているその改善というのは、どういう意味ですか。

○質問者3 改善については、例えば、違法行為がありまして罰金されました。その違法行為、罰金を払った。払ったらそれで終わりですか。そうじゃなければ、その違法行為を改善

のときに指導をされるのでしょうかという。

○李 説明します。

まず、違法行為はやめなくてはなりません。これは、法律が求めているものです。お金さえ払えばいいというものではありません。その違法行為を続けることはできません。しかし、改善というのはこういうことだと思います。つまり、まず行為をやめること。そして、この行為が違法かどうか、そして違法な点はどこかということをまず理解する必要があります。その面では、我々法執行機関が指導することはできます。そして、企業がそれからどうするかということについては、企業の行為でありますので、私たちはあれこれとは指図はしません。しかしながら、もしこうした合意があった場合、我々指導はしますけれども、その行為の誤りがどこにあるかということを指導して説明をするわけです。そして、どのように変えていくべきかということは指導しますけれども、その後、企業は実際に何をするか、何をしないかというのは企業自身が決めることです。

○小杉 ありがとうございました。

それでは、時間になりましたので、これで講演並びに質疑応答を終わりたいと思います。公演された李先生には、非常に詳細な準備をされて、また明快なご説明をいただき、また誠実に質問にも答えていただきました。また、日本側の川島先生、射手矢先生、それぞれの立場から大変有意義なコメントをいただきて、おかげさまでこの討論の充実に大いに資するところがあったと思います。また、会場の皆さんからもご質問をいただきて、大変実りのある討議ができたと思います。ありがとうございました。

最後に、李先生、また川島先生、射手矢先生に感謝の拍手をして締めくくりたいと思います。本当にありがとうございました。

＜閉会挨拶＞

国家発展改革委員会副秘書長法規司長
任瓏

ご在席の皆様、本当に疲れさまでした。

先ほど既に小杉さんが非常にいいまとめをしていただきまして、評価もしていただきました。私は、この時間をちょっとおかりしまして、少しお話をしたいと思います。

非常にこのすばらしい計画のもとで、きょうの午後の会議がもうすぐ終わろうとしております。私は、中国側の代表団を代表いたしまして、ご在席の日本の皆様方がお忙しい中今回の会議にご臨席いただいたことに対して心より感謝を申し上げます。

日本側の主催者側の非常に周到で完璧な準備、そしてまた小杉さんのすばらしい総合司会に対しても感謝をいたします。きょうは、李青副局長がご自分のご経験や実践の中から体系的に、全面的に皆様方に中国の価格独占禁止についての現状について、制度について、そして法の執行の状況について案例やデータに基づきながら、そしてまた得られた業績についてもご紹介いただきました。そしてまた、ご在席の皆様方、そして2名のコメントーターのご質問にも答えてもらったという点です。皆さん、大変关心のあるテーマであったと思います。李青副局長のきょうの午後の講演、そして受け答えを通して、ご在席の皆様方にも中国の価格についての反独占の状況についてさらに深く明確な理解を得られるに至ったのではないかと思います。同時にまた、日本の専門家である川島教授、射手矢弁護士のすばらしいコメントもいただきました。お二方は、日本の理論界において、そして実務の分野でも高い知名度を持ち、そしてすばらしい理論的な背景を持ち、実戦の経験もお持ちです。中国の価格についての反独占の法律制度や実践にも比較的お詳しいわけです。ですから、お二人が出していたいただいた問題についても非常に深みがありました。すばらしいコメントによって、皆様方が中国の価格についての反独占の立法、法の執行のメカニズムについても深い理解が得られたのかと思います。ここにおきまして、李青副局長並びに川島教授、射手矢弁護士お三方に心より感謝をしたいと思います。

本日のセミナーは、このセミナーの選んだテーマ、中国独占禁止法というのが日本側の企業会や法曹界が大変高い興味を持っているテーマであったというふうに思います。セミナーの中でご在席の日本の皆様が非常に真摯にお聞きくださいり、そして質問をし、参加者は非常に得がたい機会を得られたと思います。そして、この独占禁止の法の執行、そして国際協力を進め、また公正な取引をさらに深めていくためにも重要なコンセンサスが得られたのではないかと思います。そして、双方にレベルアップがなされたと思います。一部の問題につい

ては、小杉さんも言われましたけれども、ディスカッションの中で食い違いがあつたり話をさらに進めていくにはなかなか統一的な見解が得られないという部分があつて中断をしたということもありました。考え方の違いもあつたのでしょうか。いずれにせよ、今回のセミナーのテーマの選択という意味でも、イノベーションがあつたと考えます。以前は1日に2つのテーマについて話しました。今回は2日を使って1日1つのテーマを設定してディスカッションをしました。より深く話し合えたと思います。そうすることによって、我々の交流の時間がさらにふえ、このプラットホーム自体が影響力をさらに持つことになりました。そして、我々がともに努力することによって、この日中民商事法セミナーのレベルがさらにアップするということを信じてやみません。

最後になりますが、改めて皆さんのご参加に対して心よりの感謝をいたします。どうもありがとうございました。

＜全体統括＞

松尾綜合法律事務所弁護士
公益財団法人国際民商事法センター理事
小杉丈夫

任瓏先生、それから李青さん始めとする中国の代表団の方々のおかげをもって、この第18回の日中民商事法セミナーが平穏のうちに終われるということを大変うれしく思っております。

私自身は、第1回、1996年からこのセミナーにずっとかかわってまいりました。任さんとも長い間ご一緒させていただいて、こうやって2人並んで最後のまとめができるということを本当にうれしく思っています。

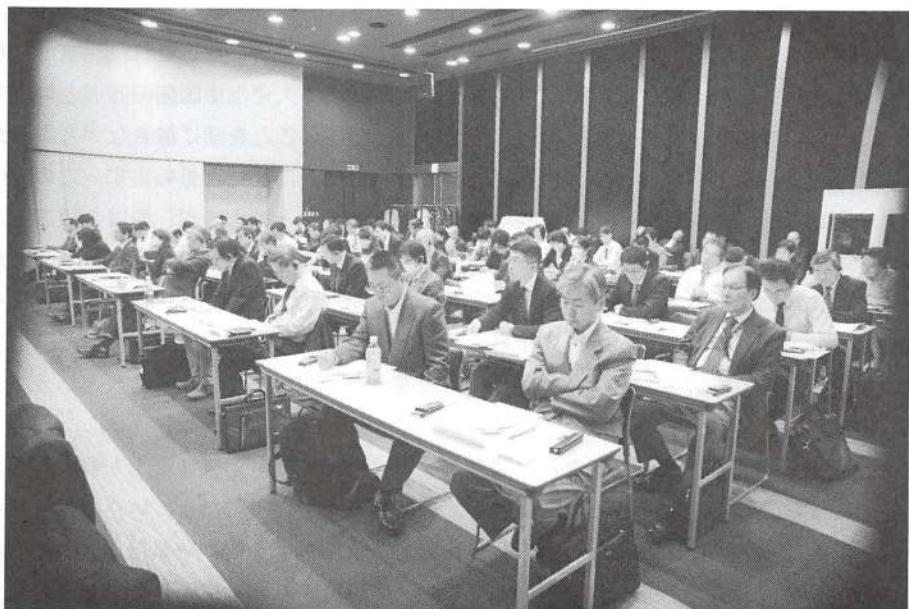
独禁法の問題は、さっきもお話ししたように、取り上げるのはこれで4回を数えるわけです。最初、2008年という独禁法ができた年に初めて取り上げました。これは北京で取り上げましたけれども、そのときの状況と今5年たった間に、大変な中国側の発展というものがあると思います。とにかく議論が双方でかみ合って同じことを頭に置きながら議論ができるようになったということは、いろんな意味でも大変なことだと思います。この日中セミナーを18年の間1回の中止もなく続けてきたことの成果というのが、やはり積み重なってきているということを実感しております。この独禁法のテーマは、やはり日本の企業にとっても非常に大きなところでございます。きょう伺ったところでも、枠組みのところは理解を十分できるわけですが、その運用・執行というようなところにはまだまだ双方で議論をして、共同で研究していくことの領域というのがたくさんあるなということを感じました。

また、国家発展改革委員会のところの問題だけではなくて、射手矢弁護士も言われたような、それでは、独禁法に関する民事訴訟が、今後どういうふうになっていくだろうかとか、独禁法違反についての会社の役員の個人に対する責任というのが一体どういうふうにこれから発展していくだろうかという、この独禁法の執行の問題の広がりがこれからの大いな分野だろうと思っておりまして、これらを我々の国際民商事法センターでも、重要なテーマとして今後も考えていくみたいなというふうに私自身は思っております。

こういう形で当国際民商事法センターはアジアの法整備支援をやっているわけですけれども、きょうのご参加の皆様には、ぜひ今後ともご支援とご協力をお願いしたいと思います。このセミナーは、毎年開催場所を交互に行うということで、今回18回は日本でやりましたので、来年の19回は北京に参って行うということになっております。日本でやるときは日本側がテーマを選ぶ、中国に行くときは中国側がテーマを選んで推薦すると、こうい

う格好でやっておりますが、ますますこういう形の共同研究というのを続けて、さらに発展させたいというふうに思っておりますので、皆様どうぞご協力をお願いしたいと思います。

本日は本当にありがとうございました。



＜添付資料＞

12月5日講演資料

「大気汚染防止に関する産業と政策」

中华人民共和国国家发展和改革委员会
National Development and Reform Commission



中国大気汚染防止改善対策措置

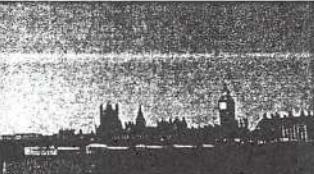
国家發展改革委員會資源節約環境保護司
馮 良 2013年12月

www.ndrc.gov.cn

中华人民共和国国家发展和改革委员会
National Development and Reform Commission



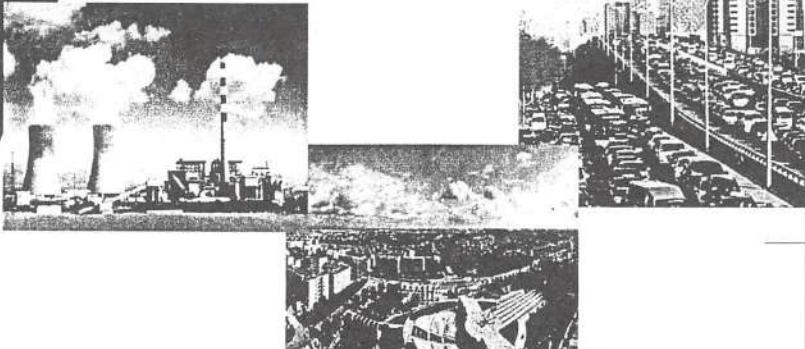
大気汚染は欧米先進諸国が20世紀に直面した最も顕在的な環境問題であり、数十年の努力と摸索を経て、基本的に有効な解決に至っている。

Los Angeles 1948			Today
London 1945			

www.ndrc.gov.cn

 中华人民共和国国家发展和改革委员会
National Development and Reform Commission

中国は発展途上国であり、近年は工業化、都市化の進展の加速に伴い、エネルギー消費及び自動車保有量の高速な成長を招き、大気汚染の防止改善を求める圧力が増している。



www.ndrc.gov.cn

 中华人民共和国国家发展和改革委员会
National Development and Reform Commission

現在、中国の大気汚染防止改善の情勢は緊迫している

WHOが世界1,081都市における2008-2010年の浮遊粒子状物質の年間平均濃度の分布を公表し、中国の省都の都市もランキングに関わっているが、
、その他はいずれも890位以降である。



Annual mean PM10 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)

- 20
- 20-29
- 30-49
- 50-79
- 100-149
- >150
- Data not available
- Not applicable

www.ndrc.gov.cn



中华人民共和国国家发展和改革委员会
National Development and Reform Commission

主な内容

- 1 近年の主な業務の進展
- 2 次なる主要な任務及び措置
- 3 日中の大気汚染処理における協力の将来的展望

www.ndrc.gov.cn



中华人民共和国国家发展和改革委员会
National Development and Reform Commission

一 近年の主な業務の進展

(一) 主要汚染物の排出削減に顕著な成果を取得

経済社会発展の拘束力ある指標

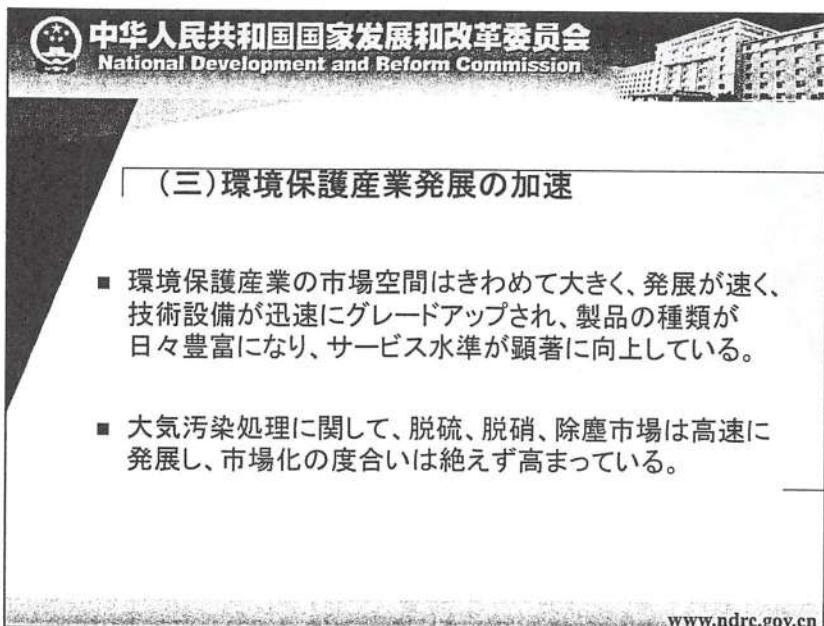
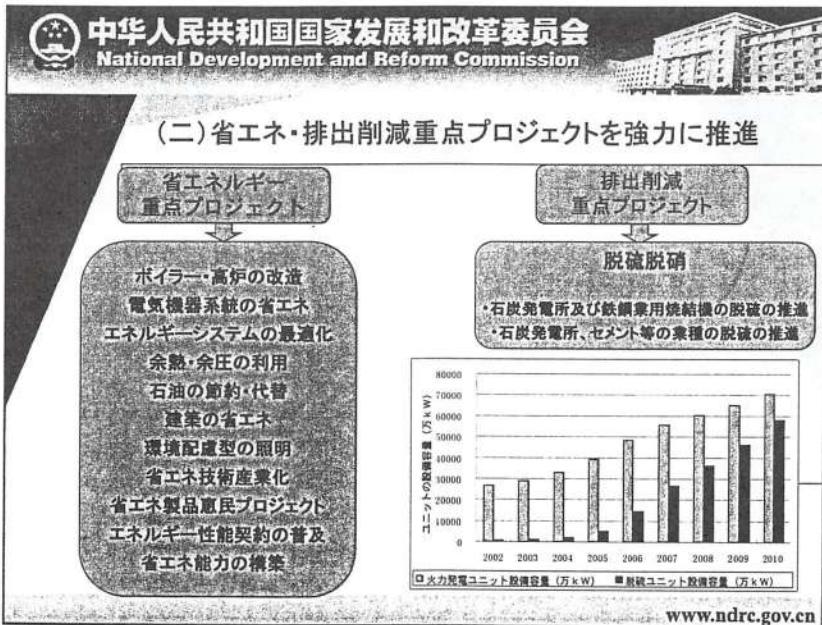


「第11次5年計画」期間、SO₂

「第12次5年計画」期間、SO₂、NO_x

2012年は、全国のSO₂排出総量が2010年比で6.62%下がった。

www.ndrc.gov.cn



中华人民共和国国家发展和改革委员会
National Development and Reform Commission

(四) 新たな環境空気質標準の全面的実施

2012年

2013年

2015年

- 地級以上のあらゆる都市
- 113の環境保護重点都市及び環境保護モデル都市
- 北京・天津・河北（中国語は「京津冀」）、長江デルタ、珠江デルタ等の重点区域並びに直轄市及び省都の都市

www.ndrc.gov.cn

中华人民共和国国家发展和改革委员会
National Development and Reform Commission

(五)「重点区域大気汚染防止改善『第12次5ヵ年』計画」実施回答

大気汚染の共同防止抑制業務の推進及び区域的な空気質の改善に関する指導意見（国弁発〔2010〕33号）

5つの統一業務原理を提示

統一計画、統一監視測定、統一監督管理、統一評価、統一調整

重点汚染物を確定

浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、二酸化窒素、揮発性有機物

2012年9月27日の、國務院による「重点区域大気汚染防止改善『第12次5ヵ年』計画」の実施についての回答

重点業種を明確化

重点区域を確定

北京・天津・河北、長江デルタ、珠江デルタ等の「三区十群」

www.ndrc.gov.cn



中华人民共和国国家发展和改革委员会
National Development and Reform Commission



（六）法令の不断の整備

- 1987年に「大気汚染防止改善法」が公布され、数回の改正を経て、現在また新たな改正作業が始まっている。
- 北京、江蘇等の地方政府は、当該地区の実情に更に即した地方性の大気汚染防止改善法規の積極的な検討、制定作業を進めている。

www.ndrc.gov.cn



中华人民共和国国家发展和改革委员会
National Development and Reform Commission



二 次なる主要な任務及び措置

（一）大気汚染処理の強力な推進

- 2013年9月10日、中国国務院は「大気汚染防止改善行動計画」を公布し、10分野について35条にわたる措置を確定した。
- 2013年9月17日、環境保護部、国家発展改革委員会等の部門が共同して「北京・天津・河北及び周辺地区の大気汚染防止改善行動計画実施細則」を公布した。

www.ndrc.gov.cn



中华人民共和国国家发展和改革委员会
National Development and Reform Commission



1 総合的に施策し、トップダウン設計を強化

- 「空気質の改善を中核とする」ことを強調する。
- 第一に、全体的要要求において、「着実、正確、徹底的」の原則を捉える。
- 第二に、目標の設定において、科学的合理性、地域別施策を堅持する。
- 第三に、処理の構想において、政府の統率、企業における処理実施、市場主導、大衆参加の新原理を構築する。
- 第四に、実施の効果において、「一石多鳥」を重視し、多くの者の共栄を実現する。
- 第五に、作業の重点において、北京・天津・河北、長江デルタ、珠江デルタ等の区域を強調する。

www.ndrc.gov.cn

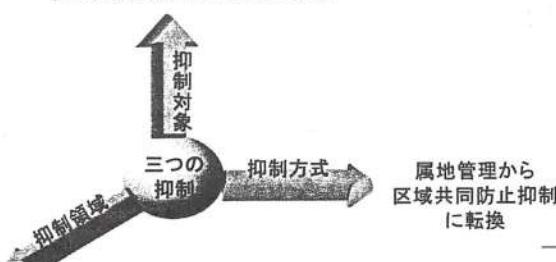


中华人民共和国国家发展和改革委员会
National Development and Reform Commission



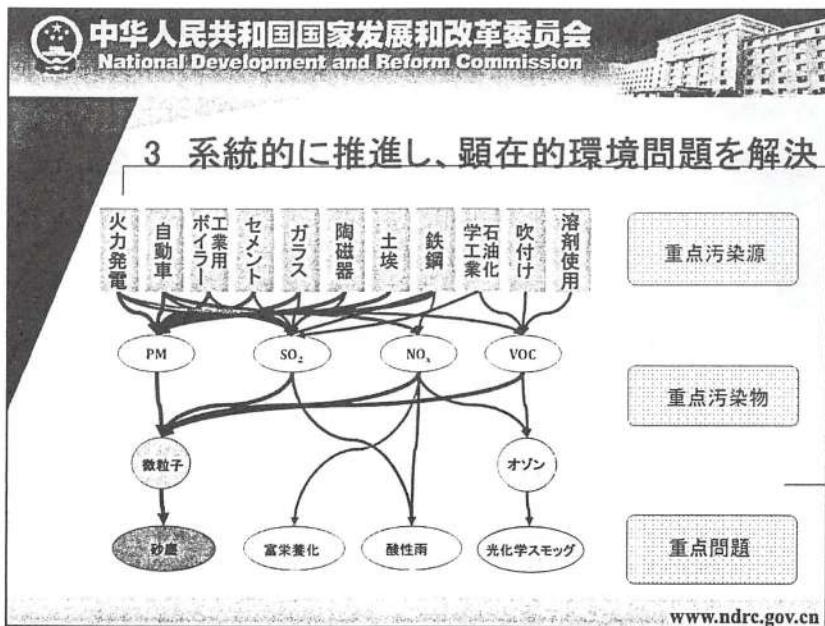
2 統一的に調整し、三大重要転換を体現

SO₂、NO_x、粉塵の抑制から
多くの汚染物の共同抑制に転換



工業源を中心とした抑制から
工業源、非点源、移動発生源の
多くの汚染源の総合抑制に転換

www.ndrc.gov.cn



 中华人民共和国国家发展和改革委员会
National Development and Reform Commission



(三)「十項目」の主な任務

1	資源的管理の度合いを強め、 産業の汚染物の排出を削減する。		
2	産業構造を調整して最適化し、 産業の構造転換・高度化を促進する。	3	市場原理に機能を果たさせ、 環境経済政策を整備する。
3	企業の技術改良を加速し、 ハイテク革新能力を向上させる。	4	法令の体系を整え、 法による監督管理を厳格に行う。
4	エネルギー源構造の調整を加速し、 クリーンエネルギーの供給を増やす。	5	地域間の連携体制を構築し、 地域的な環境管理を統一運営する。
5	省エネ環境保護への参入を厳格化し、 産業の空間配置を最適化する。	6	監視測定・事前警報・緊急対応体制を構築し、 高汚染天気に適切に対応する。
7		8	
9		10	政府、企業及び社会の責任を明確にし、 国民全体に環境保護への参加を働きかける。

www.ndrc.gov.cn

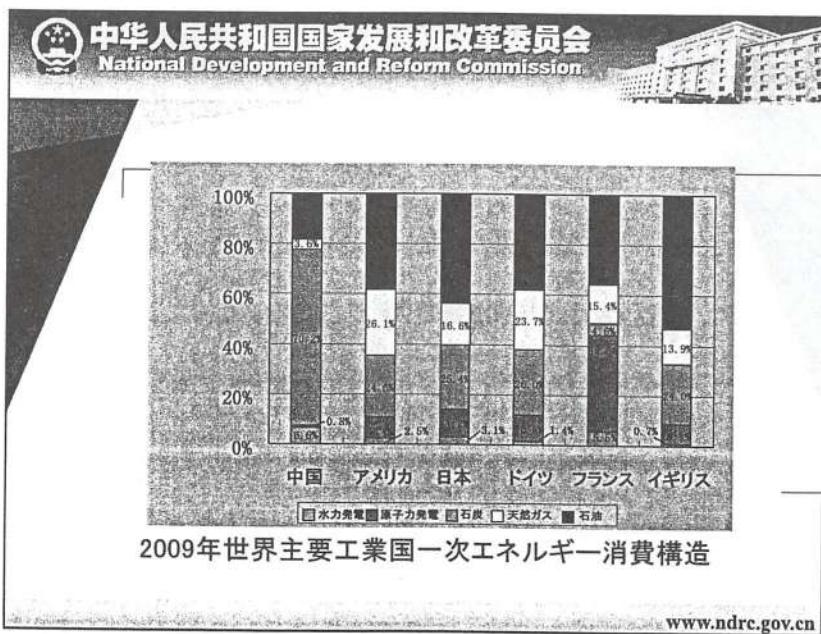
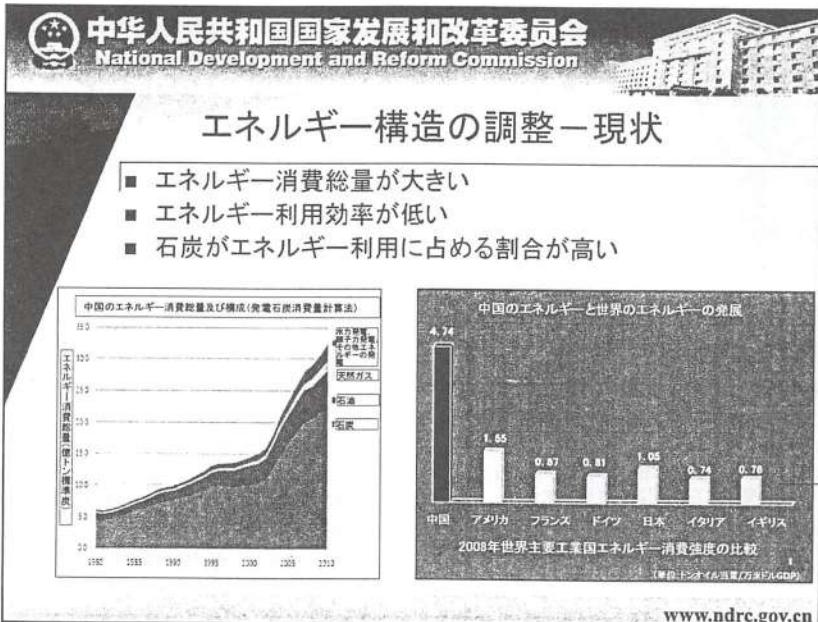
 中华人民共和国国家发展和改革委员会
National Development and Reform Commission



(四)「二大」重点措置

- エネルギー構造の調整を加速し、
クリーンエネルギーの供給を増やす。
- 「ガソリン、車、道路」を統一計画し、
自動車による汚染の防止改善を全面的に
強化する。

www.ndrc.gov.cn





中华人民共和国国家发展和改革委员会
National Development and Reform Commission

石炭消費の不均衡が区域性大気環境問題に繋がる

「三区十群」

- 国土全体の14%、国の全人口の48%、全国のGDPの71%を占める。
- 国全体の52%の石炭を消費している。
- 国全体の48%の二酸化硫黄、51%の窒素酸化物、42%の煙塵・粉塵及び約50%の揮発性有機物を排出している。
- 単位面積あたりのGDPは全国平均水準の5倍、単位面積あたりの石炭消費量は全国平均水準の4倍である。

www.ndrc.gov.cn



中华人民共和国国家发展和改革委员会
National Development and Reform Commission

エネルギー構造調整の四大措置の一

- 消費総量の抑制
- 2017年までに、石炭がエネルギー消費総量に占める比重を65%以下まで引き下げる。北京市、天津市、河北省及び山東省は石炭消費総量を8,300万トン削減しなければならない。
- 北京・天津・河北、長江デルタ、珠江デルタ等の区域は石炭消費総量のマイナス成長に極力努め、外部送電受入割合の段階的引き上げ、天然ガス供給の増加、非化石エネルギー利用の強化等の措置を通じて、石炭に代替させる。

www.ndrc.gov.cn



中华人民共和国国家发展和改革委员会
National Development and Reform Commission



エネルギー構造調整の四大措置の二

- クリーンエネルギーの利用
- 天然ガス、石炭由来天然ガス、炭層ガスの供給を拡大する。2015年までに、新たに天然ガス幹線パイプライン輸送能力を1,500億立方メートル以上追加する。
- 2017年までに、原子力発電ユニットの最大出力を5,000万キロワットに到達させ、非化石燃料エネルギー消費の比重を13%まで引き上げる。
- 2017年までに、北京・天津・河北区域は石炭ボイラー、工業用窯炉、自家石炭発電所の天然ガスとの代替改良任務を基本的に完了する。

www.ndrc.gov.cn



中华人民共和国国家发展和改革委员会
National Development and Reform Commission



エネルギー構造調整の四大措置の三

- クリーン利用の推進
- 石炭の選鉱割合を引き上げ、2017年までに、原炭の選炭率を70%以上にする。
- 都市高汚染燃料使用禁止区域の範囲を拡大し、天然ガス又は電力による石炭への代替を段階的に推進する。
- 北方の農村地区によるクリーン石炭配送センターの建設、クリーン石炭及びブリケットの普及・使用を奨励する。

www.ndrc.gov.cn

中华人民共和国国家发展和改革委员会
National Development and Reform Commission

エネルギー構造調整の四大措置の四

- 使用効率の向上
- 省エネ評価審査制度を厳格に実行する。
- グリーン建築を積極的に拡大し、太陽熱給湯システム、地熱ヒートポンプ、空気熱ヒートポンプ、太陽光発電と建築の一体化、「熱一電一冷」併給等の技術の使用を普及させる。
- 热供給計量改革を推進し、熱供給配管網の建設及び改良を加速する。

www.ndrc.gov.cn

中华人民共和国国家发展和改革委员会
National Development and Reform Commission

自動車による汚染の防止改善強化－現状

- 自動車排気ガスの排出が大規模・中規模都市の大気汚染の重大な発生源となっている。
 - 2011年の全国的な自動車による大気汚染物質の排出は4,607.9万トンで、そのうちNO_x637.5万トン、HC441.3万トン、PM62.1万トンであった。
 - 自動車による窒素酸化物の排出量は、全国的な窒素酸化物総量のおよそ30%を占めている。

年	CO (万トン)	NOx (万トン)	HC (万トン)	PM (万トン)
2006	~3000	~500	~500	~2000
2007	~3000	~500	~500	~2500
2008	~3000	~500	~500	~3000
2009	~3000	~500	~500	~3500
2010	~3000	~500	~500	~4000

www.ndrc.gov.cn

 中华人民共和国国家发展和改革委员会
National Development and Reform Commission



自動車による汚染の防止改善強化のための 六大措置の一

- 都市交通管理の強化
- 都市機能及び分布計画を最適化し、高度道路交通管理を普及させ、都市の渋滞を緩和させる。
- 公共交通機関優先戦略を実施し、公共交通機関による外出の割合を高め、自動車の使用度合いを下げる。
(北京・天津は、60%以上)
- 自動車保有量を合理的に規制し、北京、上海、広州等の特大都市は自動車保有量を厳格に制限しなければならない。

www.ndrc.gov.cn

 中华人民共和国国家发展和改革委员会
National Development and Reform Commission



自動車による汚染の防止改善強化のための 六大措置の二

- 燃油の品質向上
- 石油精製企業のグレードアップ改造を加速する。2013年末までに全国で国の第四段階標準に合致する自動車用ガソリンを供給し、2014年末までに全国で国の第四段階標準に合致する自動車用ディーゼル油を供給し、2015年末までに北京・天津・河北、長江デルタ、珠江デルタ等の区域内の重点都市で国の第五段階標準に合致する自動車用ガソリン及びディーゼル油を全面供給し、2017年末までに全国で国の第五段階標準に合致する自動車用ガソリン及びディーゼル油を供給するよう努める。

www.ndrc.gov.cn



自動車による汚染の防止改善強化のための 六大措置の三

- 汚染物高排出車(原文は「黄標車」)及び旧式車両の廃止の加速
- 通行禁止区域の画定、経済補償等の方式を取ることで、汚染物高排出車及び旧式車両を段階的に廃止する。2015年までに、2005年末以前に運行登録された汚染物高排出車を廃止し、北京・天津・河北、長江デルタ、珠江デルタ等の区域内の500万台の汚染物高排出車を基本的に廃止する。2017年までに、全国的範囲で汚染物高排出車を基本的に廃止する。



自動車による汚染の防止改善強化のための 六大措置の四

- 自動車の環境保護管理の強化
- 新たに生産する車両の環境保護に係る監督管理を強化し、また、使用過程車の車検を強化する。
- ディーゼル自動車用尿素供給体制の確立を加速する。
- 路線バス、タクシーの強制廃棄年限の短縮を検討する。
- 工事機械等の非道路移動機械及び船舶の汚染抑制を進める。



自動車による汚染の防止改善強化のための 六大措置の五

- 低速自動車のグレードアップ及びモデルチェンジの推進の加速
- 低速自動車(三輪自動車、低速貨車)の省エネ環境保護要求を絶えず引き上げ、汚染物質の排出を減らし、関連産業及び製品技術のグレードアップ及びモデルチェンジを促進する。2017年以降、新たに生産する低速貨車には、軽貨物自動車と同等の省エネ及び排出標準を実施する。

www.ndrc.gov.cn



自動車による汚染の防止改善強化のための 六大措置の六

- 新エネルギー自動車の強力な推進
- 公共交通機関、環境衛生等の業種及び政府機関は新エネルギー自動車を率先して使用し、ナンバープレートの直接取得、財政補助等の措置を講じて個人による購入を奨励する。
- 北京、上海、広州等の都市では、毎年新規追加又は更新する路線バスのうち、新エネルギー及びクリーン燃料車の割合を60%以上にする。

www.ndrc.gov.cn



中华人民共和国国家发展和改革委员会
National Development and Reform Commission



三 協力の将来的展望

- 日本もかつて重大な大気汚染問題を経験した。そして日本は、大気汚染防止改善法令、クリーンエネルギー、新エネルギー自動車、都市部の高度道路交通、エネルギー効率管理、大気汚染物質抑制等の分野で技術及び管理経験を有している。
- 中国は、空気環境質をできる限り迅速に改善することについて固い決意を持っている。大気汚染の防止改善を推進する過程で、国際的先進経験を充分に参考にして、国際的先進技術を導入したいと望んでいる。今後は政府間及び企業間の交流を強化し、実務重視の協力推進を深めていくことを希望する。

www.ndrc.gov.cn



中华人民共和国国家发展和改革委员会
National Development and Reform Commission



ご清聴ありがとうございました。

www.ndrc.gov.cn

第18回日中民商事法セミナー 馮良氏の報告へのコメント

一橋大学副学長・大学院法学研究科教授

高 橋 滋

①コメントの概要

1. 東アジアにおける国際協力
2. 日中の環境法制と環境法政策
3. 大気汚染防止分野
4. おわりに

1 東アジアにおける国際協力

① 第15回日中韓三ヵ国環境大臣会合(TEMM15)

(2013年5月5日・6日、at福岡)

⇒三大臣共同コミュニケの内容

【総論】

○大気汚染の防止の重視

○PM2.5、光化学オキシダント等の早期警報、
汚染防止・管理に関する共同科学的研究の奨励。

1 東アジアにおける国際協力

① 第15回日中韓三ヵ国環境大臣会合

【各論-大気汚染】

○微小粒子状物質及び光化学オキシダント等の大気汚染物質による健康影響を憂慮

○大気汚染物質に関する科学的知見の充実、排出抑制の促進、及び地域協力の強化の重要性

○東アジア酸性雨モニタリングネットワーク(EANET)、
日中韓光化学オキシダント科学的研究、北東アジア長距離越境大気汚染(LTP)プロジェクト等を評価

○EANETによるモニタリング強化での協力

1 東アジアにおける国際協力

② 日中の広域的協力と法政策学の役割

・法制度レベルでのマクロ的な比較

政策の到達点の評価

紛争解決・被害救済ルールの比較

・環境法政策での重点(国際化の中での広い連携)

国・地方の役割分担、地域的連携

利害関係者間の協同

個別施策間の整合性と連携の確保

環境法における「執行不全」の議論(独、日本)

2. 日中の環境法と環境法政策

① 日本の環境法と法政策

○ 過去の深刻な公害の経験(四大公害)

○ 産業化の進展と市民社会の成熟

⇒法制整備、規制と救済のルール化。問題もある。

○ 水俣病等、過去の深刻な被害の救済のあり方

をめぐって、政策案件が残されている分野がある。

○ 福島第一原発事故のように、深刻な事態が

生じないと抜本的な制度整備が進まない立法

スタイルが、一部、残されている。

2. 日中の環境法と環境法政策

② 中国の環境法と法政策(周(2012)、北川(2012)、染野(2012))

○ 環境法体系の急速な整備(北川(2011))

- 89年環境保護法
- 一連の環境污染防治法(大気、水、海洋等)
- 環境侵害救済法(侵權責任法「環境汚染責任」)
 - 汚染者負担、無過失責任、挙証責任の転換
 - 複数原因者による被害救済のルール化
- 戦略的環境アセスメントの制度

2. 日中の環境法と法政策

② 中国の環境法と法政策

○ 他方で、独・日本と同様に「執行不全」の指摘

○ 実際の環境資源管理にあたる地方政府の

環境ガバナンス(寺西等(2011)、北川(2011))

ただし、その中で、新たな対応もされている。

⇒区域限批、流域限批の制度、一票否決制

地方レベルで環境公益訴訟の導入(羅(2011))

3. 大気汚染防止分野

- ① 中国の施策への関心の高まり
 - ・環境管理49巻6号(2013年6月)
 - ・環境と公害43巻1号(2013年7月)
- ② 意欲的な目標(参照、馮良氏の報告)
 - ・ 重点地域の指定-広域的管理へ
 - ・ 経済的手法・情報手法の導入
 - 誘導的手法(汚染物排出料金制度等)
 - 環境情報公開
 - 高効率化・低負荷の技術導入によるイノベーション、設備投資の促進

3. 大気汚染防止分野

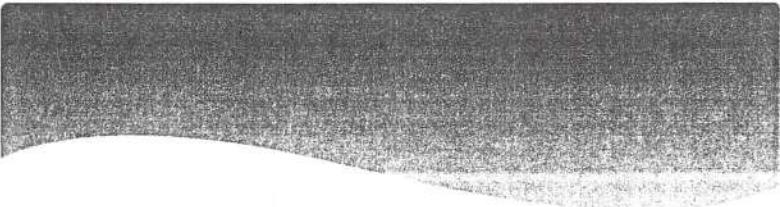
- ③ 規制水準・手法の開発(参照、馮良氏の報告)
 - 拘束力ある管理目標の設定
 - 浮遊粒子状物質等への拡張
 - 新たな事態への対応
 - 高汚染企業の生産・排出制限
 - 自動車の走行制限(一部地域・条例化)

4. おわりに

- 中国の大気汚染の法政策への関心は高い。
- 今後は、地方政府の環境ガバナンス、
広域的対応の進展の状況に注目したい。
- 注目点-各種施策と経済発展との調和
 - ・中小企業、民生部門での低負荷施設・技術の導入
 - ・自動車による汚染防止の改善・強化策の執行

参考文献(2011年以降のものに限る)

- 大原利真「中国における大気汚染の現状」環境と公害43巻1号(2013)45頁-50頁
- 北川秀樹「中国の環境法政策の執行と環境ガバナンスの改善」環境と公害40巻4号(2011年)7頁-13頁(北川(2011))
- 同「中国の環境法政策」資源環境対策48巻5号(2012年)25頁-33頁(北川(2012))
- 小柳秀明「2013年中国甚大大気汚染事件の顛末」環境管理49巻6号(2013年)14頁-23頁(小柳(2013))
- 櫻井次郎=知足章宏「中国における大気汚染対策と北京市の取組み」環境と公害43巻1号(2013年)51頁-59頁
- 周瑋生「中国マクロ環境政策概説」資源環境対策48巻5号(2012年)14頁-24頁(周(2012))
- 染野憲治「中国の環境保全対策-日本との比較」資源環境対策48巻5号(2012年)54頁-60頁(染野(2012))
- 寺西俊一=山下英俊「中国の環境政策の鍵を握る地方環境ガバナンス」環境と公害40巻4号(2011年)2頁-6頁(寺西等(2011))
- 羅麗「中国の環境保護専門法廷と公益訴訟の新たな展開」中国環境問題研究会編『中国環境ハンドブック2011-2012年版』(蒼蒼社、2011年)113頁-121頁(羅(2011))



谢谢了垂闻。

ご清聴ありがとうございました。

大気環境行政の概要

平成25年12月

環境省水・大気環境局総務課

高林 祐也

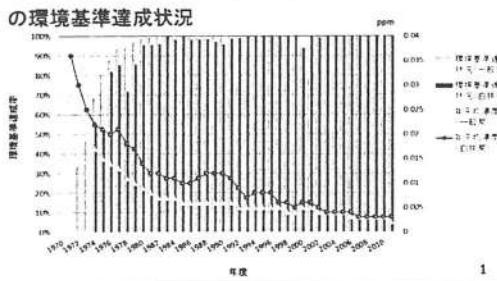
大気環境行政の概要① ー 大気環境の状況

大気行政においては、人の健康保護の観点から、環境基本法に基づき二酸化窒素等10物質及びダイオキシン類対策特別措置法に基づきダイオキシン類について環境基準を設定している。また、水銀等8物質について、有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るために指針となる数値(指針値)を設定している。我が国の大気汚染の状況は全体としては改善の傾向にある。

二酸化硫黄(SO₂)、二酸化窒素(NO₂)については、環境基準がほぼ達成されている。一方、浮遊粒子状物質(SPM)については、平成23年度は黄砂の影響等により環境基準達成率は約7割であったものの、年平均濃度は低減傾向を維持している。

(1) 二酸化硫黄 (SO₂) の環境基準達成状況

長期的評価による環境基準達成局(平成23年度)は、一般局で1,066局中1,062局(99.6%)、自排局で61全局(100%)となっている。

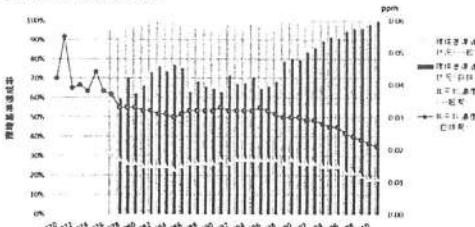


1

大気環境行政の概要② – 大気環境の状況

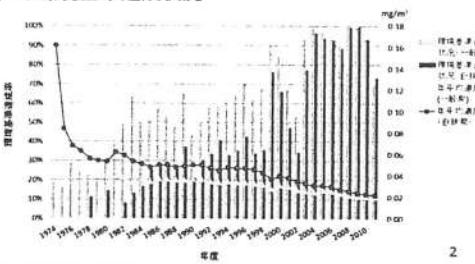
(2) 二酸化窒素 (NO₂) の環境基準達成状況

長期的評価による環境基準達成局(平成23年度)は、一般局で1,308全局(100%)、自排局で411局中409局(99.5%)となっている。



(3) 浮遊粒子状物質 (SPM) の環境基準達成状況

長期的評価による環境基準達成局(平成23年度)は、一般局で1,340中927局(69.2%)、自排局で395局中288局(72.9%)となっている。



2

大気環境行政の概要③ – 工場・事業場対策

大気汚染対策は、工場・事業場などの固定発生源対策と自動車などの移動発生源対策に大きく二分される。

工場・事業場については、「大気汚染防止法」に基づいて、ばい煙、揮発性有機化合物、粉じんなどの排出規制が行われている。

〈ばい煙規制〉

- 物の燃焼等に伴い発生する硫黄酸化物、ばいじん、窒素酸化物などの物質。
- ばい煙発生施設が排出基準を超えたばい煙を排出した場合には直罰が科せられたり、改善命令や施設の一時使用停止命令を受けることがある。排出基準の遵守を確保するため、施設の設置や変更等に関する事前の届出や、排出されるばい煙量・濃度の測定、結果の記録などが事業者に義務付けられている。
- また、大気汚染防止法で定められている全国一律の排出基準にかえて、都道府県がより厳しい排出基準を定めることができる。

3

大気環境行政の概要④ ー 自動車対策

大気汚染の主要原因となっている自動車排出ガスについては、

- ①自動車単体(自動車1台ごと)の排出ガス規制、
 - ②自動車NOx・PM法の実施、
 - ③低公害車の普及の促進
- を3本柱として対策を行っている。

4

大気環境行政の概要⑤ ー 自動車対策

①自動車単体の排出ガス規制

＜近年の規制強化＞

● 「新長期規制」(平成17年規制)

ガソリン車:従来の規制値より窒素酸化物55%、
炭化水素55%低減

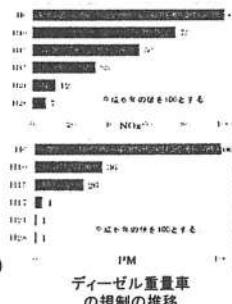
ディーゼル車:従来の規制値より窒素酸化物40%、
粒子状物質85%、炭化水素80%低減

● 「ポスト新長期規制」(平成21年規制)

ディーゼル車:「新長期規制」より窒素酸化物40～65%、
粒子状物質53～64%低減(=「PMフリー化」)

→基本的にガソリン車と同レベルの排出ガス規制

● 今后の規制強化として、ディーゼル特殊自動車について平成26～27年に現行規制よりNOxの規制値を約8～9割削減、ディーゼル重量車について平成28年末に現行規制であるポスト新長期規制よりNOxの規制値を約4割削減、また、二輪車について平成28年末に現行規制より規制値を3～6割削減及び燃料蒸発ガス規制の追加を実施することとされている。



5

大気環境行政の概要⑥ ー 自動車対策

②自動車NOx・PM法の実施

<概要>

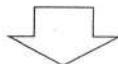
- 自動車の交通が集中する大都市地域における自動車排ガスの排出総量を抑制するため、平成4年に自動車NOx法を制定(平成14年に自動車NOx・PM法に改正)。
- 国は、自動車NOx・PM法に基づき、対策地域全体で自動車から排出されるNOx及びPMを削減するための「総量削減基本方針」を策定。これに基づき、対策地域を有する東京都など8都府県は、「総量削減計画」を策定し、削減対策を計画的に推進。
- 自動車NOx・PM法に基づく排出基準に適合していない車の対策地域内への登録を制限。(基準を満たしていない使用過程車については、販売時に適用されていた単体規制基準に代えてより厳しい単体規制基準が採用されるため、経過措置期間経過後は登録ができなくなる。)
- 前基本方針の目標(平成22年度末までに環境基準のおおむね達成)の達成が見込まれたことを踏まえ、平成23年3月に、基本方針を変更し、平成32年度までに二酸化窒素(NO₂)及び浮遊粒子状物質(SPM)の環境基準を確保することを新たな目標としたところ。

大気環境行政の概要⑦ ー 自動車対策

③低公害車の普及の促進

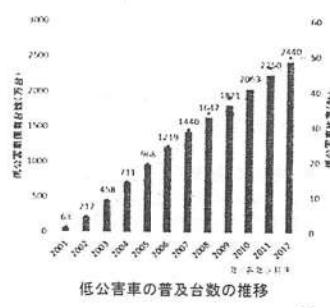
「エネルギー基本計画」(平成22年6月閣議決定)、「日本再生戦略」(平成24年7月閣議決定)

次世代自動車について、2020年までに新車販売の最大50%とする。



低公害車普及のための施策

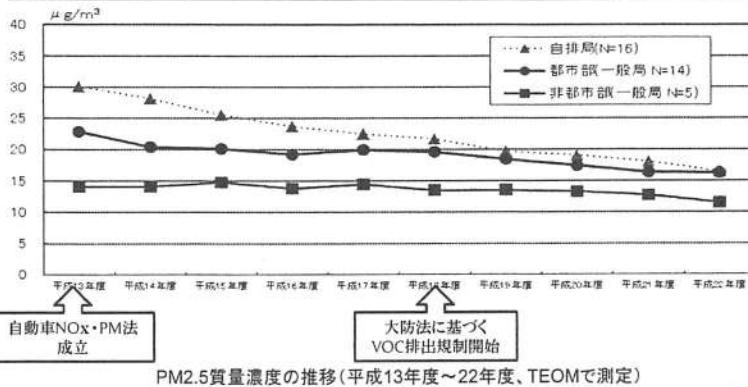
- 民間事業者等が低公害車を導入する際の補助
- 自動車関連税の特例措置
(自動車重量税、自動車取得税、自動車税)
- 日本政策金融公庫による低利融資
- 低公害車の技術開発等
- 普及啓発
- グリーン購入



大気環境行政の概要⑧ — PM2.5対策

○ PM2.5対策

- 大気中に浮遊している $2.5 \mu\text{m}$ ($1\mu\text{m}$ は1mmの1千分の1)以下の小さな粒子
- PM2.5は非常に小さいため(髪の毛の太さの1/30程度)、肺の奥深くまで入りやすく、肺がん、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が懸念される。
- これまでの工場・事業場や自動車の排出ガス規制などにより年間の平均的な濃度は減少傾向にある。



8

大気環境行政の概要⑨ — PM2.5対策

国内の観測網の充実

- 常時監視体制の強化
測定局の整備を推進
- 関係自治体との連携を強化
自治体連絡会を開催

国民への情報提供

- 国民への
わかりやすい情報提供
PM2.5に関するページ開設
- 全国の観測データの
整理・公表

専門家会合による検討

- (2月27日に報告取りまとめ)
- 日本への影響の評価
- 注意喚起のための暫定的な指針をとりまとめ
46道府県で注意喚起の体制整備

国際的な技術協力の強化等

- PM2.5観測網の充実
- 技術や研究での協力を
推進

9

大気環境行政の概要⑩ — PM2.5対策

レベル	暫定的な指針となる値 日平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	行動のめやす	備考
			1時間値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)
II	70超	下要下急の外出や屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らす。 (高感受性者においては、体調に応じて、より慎重に行動することが望まれる。)	85超
I	70以下	特に行動を制約する必要はないが、高感受性者は、健康への影響がみられることがあるため、体調の変化に注意する。	85以下
(環境基準)	35以下		10

＜添付資料＞

12月6日講演資料

「中国独占禁止法」(価格についての反独占)の現状



中華人民共和国国家発展改革委員会
National Development and Reform Commission

中国の価格独占禁止に関する 主な法律規定及び業務の進展

価格監督検査反独占局副局長 李青

2013年12月・東京

第十八回日中民商事法セミナー

主要内容

- 中国独占禁止法執行機構の基本情報
- 価格独占禁止に関する主な法律規定
- 価格独占禁止業務において得られた進展
- 今後の価格独占禁止業務の展望

中国独占禁止法執行機構

国务院
独占禁止法
執行部門

- 国家発展改革委員会: 價格独占行為の法による取り締まり。独占合意、市場支配的地位濫用及び行政権限濫用行為に係るもの。
- 商務部: 事業者集中審査
- 国家工商行政管理総局: 價格独占行為以外の独占合意、市場支配的地位濫用及び行政権限濫用行為について。

國務院反独占委員会

■國務院は、独占禁止業務の組織、調整、指導を行う反独占委員会を設置する。同委員会は下記の職責を履行する。

- (1) 関連の競争政策の検討作成
- (2) 市場全体の競争状況の調査と評価及び評価報告書の公表
- (3) 独占禁止ガイドラインの制定と公布
- (4) 独占禁止行政法律執行業務の調整
- (5) 國務院が定めるその他の職責

國務院反獨占委員會

主任：汪 洋	國務院副總理
副主任：高虎城	商務部部長
徐紹史	國家發展改革委員會主任
張 茅	國家工商總局局長
毕井泉	國務院副秘書長

構成部門(15部門)：國家發展改革委員會、工業情報化部、財政部、交通運輸部、商務部、人民銀行、國有資產監督管理委員會、國家工商行政管理總局、國家統計局、國家知的財產權局、國務院法制辦公室、銀行業監督管理委員會、証券監督管理委員會、保險監督管理委員會、國家エネルギー局。

5

価格独占禁止に関する主な法律規定

■ 独占禁止法

■ 価格独占禁止規定

■ 価格独占禁止に係る行政による 法執行手続規定

6

価格独占禁止規定

■「価格独占禁止規定」は全29条の実体的規定で、主に、関連する価格独占行為の概念、表現形式及び構成要件について重点的に定めている。

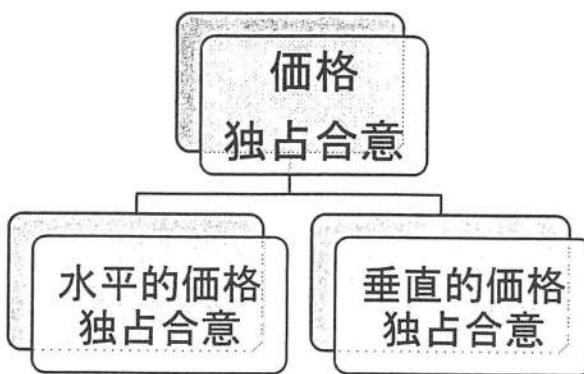
価格
独占合意

市場支配的地位を有する事業者が価格の手段を使用して競争を排除し、又は制限する。

行政権限を濫用し、価格に関して競争を排除し、又は制限する。

独占禁止合意

■価格に関して競争を排除し、もしくは制限することの合意、決定又はその他の共同行為



水平的価格独占合意

■ 競争関係にある事業者が行う独占合意

- 商品及びサービス(以下「商品」と総称)の価格水準を固定し、又は変更すること
- 価格の変動幅を固定し、又は変更すること
- 価格に影響する手数料、割引又はその他の費用を固定し、又は変更すること
- 約定した価格の使用を第三者との取引の前提とすること
- 価格計算の基礎となる標準公式の採用を約定すること
- 合意に参加する他の事業者の同意を得ずに価格を変更してはならないことを約定すること
- その他の方式により形を変えて価格を固定し、又は変更すること
- 国務院価格主管部門が認定するその他の価格独占合意

垂直的価格独占合意

■ 事業者と取引相手とが行う独占合意

- 第三者への商品再販売価格を固定すること

- 第三者への商品再販売最低価格を限定すること

- 国務院価格主管部門が認定するその他の価格独占合意

その他の共同行為

- 事業者間に書面又は口頭の合意や決議がなくても、相互に意思を疎通し、暗黙の了解の下で、協調的又は共同的に、競争を排除し又は制限する行為

事業者の価格行為に一致性がある

事業者が意思の連絡を行ったことがある

共同行為の認定においては更に、市場構造及び市場変化等の状況も考慮すべき

業種協会が実施させる価格独占合意

- 業種協会による下記の行為は禁止する。

価格競争を排除し、制限する規則、決定、通知等を定めること

事業者に価格独占禁止規定で禁止された価格独占合意を達成させること

事業者に価格独占合意を達成又は実施させるその他の行為

独占合意の適用除外

技術改良、新製品の研究開発のためである場合

製品品質の向上、原価の引下げ、効率の増進のため、製品規格及び標準を統一し、又は専業化による分業を実施する場合

中小事業者の経営効率を高め、中小事業者の競争力を増強するためである場合

エネルギーの節約、環境の保護、災害救助等、社会公共の利益を実現するためである場合

経済の不景気につき、販売量の著しい減少又は生産の明らかな過剰を緩和するためである場合

対外貿易及び対外経済協力における正当な利益を保障するためである場合

法律及び国務院の定めるその他の場合

上記1つ目から5つ目の状況に合致する場合、事業者はさらに、合意の達成が関連市場の競争を著しく制限することがないこと、かつ消費者にもこれにより生じる利益を享受させることができることを証明しなければならない。

市場支配的地位を濫用する価格独占行為

1.不公平な高価格で商品を販売し、又は不公平な低価格で商品を購入すること

2.正当な理由なく、原価を下回る価格で商品を販売すること

3.正当な理由なく、過度に高い販売価格又は過度に低い購入価格を設定することにより、取引相手との取引を形を変えて拒否すること

4.正当な理由なく、価格割引等の手段により、取引相手が当該事業者とでなければ取引を行うことができないよう限定し、又は取引相手がその指定する事業者とでなければ取引を行うことができないよう限定すること

5.正当な理由なく、条件が同一の取引相手に対し、取引価格において差別的取扱をすること

6.正当な理由なく、商品を抱合せ販売し、又は取引時にその他の不合理な費用を付加すること

行政権限濫用における競争の排除又は制限による価格独占

- 行政機関及び法律、法規により授權された公共の事務を管理する職能を有する組織は、行政権限を濫用し、下記の行為を実施して、商品の自由な流通を妨害してはならない。
 - (一)外地の商品に対して差別的な費用徴収項目を設定すること
 - (二)外地の商品に対して差別的な費用徴収基準を実行すること
 - (三)外地の商品に対して差別的な価格を設定すること
 - (四)商品の自由な流通を妨害するその他の価格設定又は費用徴収行為

行政権限濫用における競争の排除又は制限による価格独占

- 行政機関及び法律、法規により授權された公共の事務を管理する職能を有する組織は、行政権限を濫用して、事業者に価格独占禁止規定で禁止する各種の価格独占行為に従事することを強制してはならない。
- 行政機関は、行政権限を濫用して、価格競争を排除し、又は制限する内容を含む規定を制定してはならない。

価格独占禁止に係る行政による法執行手続規定

■「価格独占禁止に係る行政による法執行手続規定」は、全26条の手続的規定で、主に価格独占禁止の法執行主体、通報手続、価格独占の疑いのある行為の調査、責任免除及びリニエンシー政策、事業者の約束と調査の中止等の内容を定めている。

事件の情報源

現在の法執行の状況から見て、価格独占事件の情報源は幅広く、マスメディアの報道、事業者や消費者からの通報、事業者集中審査の中での発見、その他の調査の中での発見、事業者の自発的申告等がある。

価格独占の疑いのある行為について、いかなる単位及び個人も政府価格主管部門に通報する権利を有する。

通報が書面形式をとり、かつ関連事実及び証拠が提供された場合、独占禁止法執行機関は必要な調査を行わなければならない。

調査措置

調査対象の事業者の営業場所又はその他の関連する場所に立ち入って検査を行う。

調査対象の事業者、利害関係人又はその他の関連単位もしくは個人(以下あわせて「調査対象者」という)に質問し、その者に関連情況の説明を求める。

調査対象者の関連書類、協議書、会計帳簿、業務書類、電子データ等の文書、資料を閲覧し、複製する。

関連証拠を封印し、差し押える。

事業者の銀行口座を照会する。

以上の調査措置を講じる場合は、独占禁止法執行機構の主たる責任者に書面で報告し、承認を受けなければならない。

事業者の約束及び調査の中止

価格独占行為の疑いのある事業者は、調査期間中に、調査中止を申し立てることができる。

調査中止の申立は、下記の内容を書面形式で提出しなければならない。

独占の疑いのある事実

行為の結果を除去する具体的措置をとる旨の約束

約束の履行期限

約束を要するその他の内容

調査対象の事業者が、政府価格主管部門の認める期限内に具体的措置をとり、行為の結果を除去することを約束した場合、政府価格主管部門は、調査中止を決定することができ、併せて調査中止決定書を作成する。

調査の終了及び調査の再開

調査中止を決定した場合、政府価格主管部門は、事業者の約束の履行情況を監督しなければならない。事業者が約束を履行した場合、政府価格主管部門は調査の終了を決定することができる。

次の事由のいずれかに該当する場合は、
調査を再開しなければならない。

- | | | |
|---|-------------------------------------|---|
| 1.事業者が規定の期限までに約束を履行せず、又は約束を完全には履行していない場合。 | 2.調査中止決定を出すにあたり根拠とした事実に重大な変化が生じた場合。 | 3.調査中止の決定が事業者の提供した不完全の又は真実ではない情報に基づいて出されたものである場合。 |
|---|-------------------------------------|---|

リニエンシー制度



- 価格独占合意の達成に関する状況を最初に自発的に報告し、かつ重要な証拠を提供した者については、処罰を免除することができる。
- 価格独占合意の達成に関する状況を二番目に自発的に報告し、かつ重要な証拠を提供した者については、50パーセントを下回らない幅で処罰を減輕することができる。
- 価格独占合意の達成に関する状況を自発的に報告し、かつ重要な証拠を提供したその他の者については、50パーセントを上回らない幅で処罰を減輕することができる。

価格独占禁止業務において得られた進展

- 価格独占禁止法体系の完備
- 価格独占禁止法執行体制の整備
- 価格独占禁止法執行力の増強
- 価格独占禁止に係る法執行の積極展開
- 関連する国際協力交流の不断の深化

23

価格独占禁止法体系の完備

中华人民共和国国家发展和改革委员会令

第7号

根据《中华人民共和国反垄断法》,现予发布《中华人民共和国发展和改革委员会主任令第7号》,自2011年2月1日起施行。

中华人民共和国国家发展和改革委员会令

第8号

根据《中华人民共和国反垄断法》,现予发布《中华人民共和国发展和改革委员会主任令第8号》,自2011年2月1日起施行。

发展和改革委员会主任: 張平

二〇一〇年十二月二十九日

发展和改革委员会主任: 張平

二〇一〇年十二月二十九日

2011年2月1日、「価格独占禁止規定」及び「価格独占禁止に係る行政による法執行手続規定」の2つの規定が正式に施行された。

24

法執行体制の整備

「独占禁止法」第10条第2項：国務院独占禁止法執行機構は、業務の必要に応じて、省、自治区、直轄市人民政府の相応の機構に授權し、本法の規定に基づき独占禁止関連の法執行業務を行わせることができる。

2008年12月、「価格独占禁止に係る法執行の授權に関する決定」を公布し、省級価格主管部門に価格独占禁止業務の法による実施を授權した。

2010年12月公布の「価格独占禁止に係る行政による法執行手続規定」は、国務院及び省級価格主管部門が一級下の価格主管部門に調査の実施を委託できることを明確にした。

法執行体制の整備

国家発展改革委員会

全面授權



報告届出

省級価格主管部門

調査委託



地級市価格主管部門

26

報告届出制度

- ▶ **立件報告**: 立件決定の10業務日以前に、国家発展改革委員会に報告する。
- ▶ **決定前報告**: 行政処罰、調査中止及び調査終了決定を出そうとする10業務日以前に、国家発展改革委員会に報告する。
- ▶ **事件終結後の届出**: 行政処罰、調査中止及び調査終了決定を出してから10業務日以内に、国家発展改革委員会に届け出る。

27

法執行力の増強

- 2011年、国家発展改革委員会の旧価格監督検査司は、価格監督検査反独占局に名称を変更し、行政メンバーを20名追加した。
- 北京、遼寧、上海、江蘇、湖北、廣東、重慶、陝西の8つの省と市の価格主管部門に合計150名のメンバーを追加した。

28

法執行力の増強

価格監督検査司 ⇔ 価格独占禁止処

20名の行政
メンバー追加

価格監督検査
反独占局

価格独占禁止
調査一処

価格独占禁止
調査二処

競争政策
国際協力処

法執行力の増強

- 地方価格独占禁止法執行機構の設置において得た積極的進展
 - ✓ 上海、福建、河南、湖北、湖南、廣東、雲南、寧夏、青海、重慶等10の省及び市で価格監督検査反独占局が開設された。
 - ✓ 遼寧、江蘇、陝西の3省では価格独占禁止分局が設置された。
 - ✓ 广東、四川、湖南、湖北の4省では、価格監督局長が副序級に格上げされ、吉林ではメンバーが追加されて、法執行力が強化された。
 - ✓ 北京市物価検査所の機構昇格及び人員増強が編制部門の承認を獲得した。

価格独占禁止に係る法執行の積極展開

- 事件の類型には、事業者又は業種協会による価格独占合意の達成、市場支配的地位の濫用及び行政権限の濫用による競争の排除又は制限等の各方面が含まれる。
- 事件は、図書、日用化学品、保険、電気通信、医薬、粉ミルク、液晶パネル、酒類、ゴールド、海砂等の多くの業種に及ぶ。
- 法執行の対象は、国有企業、民間企業、外資企業及び業種協会に及ぶ。

31

水平的独占合意事件

- 液晶パネル生産企業の価格独占合意事件
 - ✓2006年12月及び2008年11月に、韓国のサムスン等6社の企業が価格独占合意を達成したとの通報を前後して受けた。
 - ✓調査の結果、6社の企業が2001年から2006年にかけて何度も会議を開き、世界市場に照準を定めて液晶パネル市場の情報を交換し、液晶パネル価格を協議していたことが判明した。
 - ✓法により、事件に関係する企業に対してカラーテレビ企業が余分に支払った代金1.72億元の返還を命じ、3,675万元を没収し、最初に自発的に違法事実を報告し、中心的証拠の提供もした台湾友達光電については制裁金を免除し、他の5社の企業には制裁金1.44億元を併せて課した。経済制裁の総額は3.53億元である。

32

水平的独占合意事件

■浙江省某市の製紙業種協会の価格独占合意事件

✓2010年、当該協会は前後して5回、20社あまりの常務理事単位を組織して業界会議を開催し、業界製品価格の調整に関する意見をまとめ、議事録を作成して各参加単位に配布していた。2010年末に、当該協会に対して最高処罰額の50万元の制裁金が課された。

垂直的独占合意事件

■茅台・五糧液の垂直的価格独占合意事件

✓2つの企業は、自身の市場における強い立場を利用して、契約の規定、管理拘束、価格コントロール、審査及び賞罰、エリア監督、末端制御等の方法により、全国の販売代理店の最低価格を限定し、及び制御し、正常な市場競争の秩序を乱した。

✓貴州省物価局及び四川省発展改革委員会は、茅台公司及び五糧液公司にそれぞれ制裁金2.47億元及び2.02億元の行政処罰、合計4.49億元の制裁金を命じた。

垂直的独占合意事件



贵州省物价局

http://www.gz12358.gov.cn 中文域名：贵州物价局.政务

公开 信息公开 便民服务 互动交流 办公公开 政务中心 价格政策 政务之窗

公告 公告类别：公告 热烈庆祝中国共产党十八大全国代表会议胜利召开！

贵州省物价局 其它公告栏

公 告

(2013年第1号)

2012年以降、贵州省茅台酒销售有限公司は、契約の規定を通じて、販売代理店の第三者に対する茅台酒販売における最低価格を限定し、茅台酒を低価格で販売する行為にペナルティを課し、茅台酒販売価格の垂直的独占合意を達成して実施し、「独占禁止法」第14条の規定に違反して、市場競争を排除及び制限し、消費者の利益を損害した。贵州省茅台酒销售有限公司の上記行為が調査を受けた後、同社は積極的に調査に協力し、違法に差し引いた保証金を自発的に返還し、法律の要求に従って遅滞なく突き詰めた改善を行った。以上の事実に鑑み、同社に対し、法に基づき2.47億元の制裁金が課された。

贵州省物价局

2013年2月22日

垂直的独占合意事件



Sichuan Development And Reform Commission

新闻 主要政务 内设机构 信息公开 窗口服务 内部建设 监督举报 丁真卓玛

五粮液公司が価格独占を実施して2.02億元の罰収金を課される

日付：2013年2月22日

2月22日、四川省发展改革委員会は、「独占禁止法」に基づき、宜宾五粮液酒類銷售有限公司による、全国の販売代理店の第三者に対する商品販売における最低価格を規定し、販売代理店と蒸留酒（原文は「白酒」）の販売価格の垂直的独占合意を達成し、実施する行為について、処罰を行い、2.02億元の罰収金を課した。

2009年以降、五粮液公司は、文書又はネットにより、全国の3,200余りの独立した法人格を有する販売代理店と合意を達成し、第三者に対する五粮液蒸留酒の販売において最低価格を規定し、また、業務の範囲、契約スケジュールの制限、販促会の貢献、市場サポート費用の減額、違約金の方式により、最低価格を従わない販売代理店に対する罰則を課してきました。2011年に、同社は、四川のある大型チェーンスーパー・マーケットに商品供給停止のペナルティを課し、スーパー・マーケットに五糧液製品を所定の価格より安く販売しないことを約束させた。2012年に、同社は、北京、天津、河北、遼寧、吉林、黑龍江、山東、湖南、四川、雲南、貴州の11の省及び市の販売代理店14社の「最低価格で販売エリアを越え、販売ルート外で規定に反して五糧液を販売した」行為に対し、違約金の徴収、市場サポート費用の徴収等のペナルティを課した。

五粮液公司は、自身の市場における強い立場を利用して、契約の規定、価格コントロール、エリア監督、審査及び罰金、末梢制御等の方法により、販売代理店の第三者に対する蒸留酒販売における最低価格を規定し、蒸留酒販売価格の垂直的独占合意を達成して実施し、「独占禁止法」第14条の規定に違反し、市場競争を排除及び制限し、消費者の利益を侵害した。

五粮液公司は、蒸留酒のトップ企業として、きめ細やかに価格コントロール、エリア監督、審査及び罰金、末梢制御等の方法により、販売代理店の第三者に対する蒸留酒販売における最低価格を規定しておらず、同社が実施した価格独占行為は、市場公平競争、経済運用効率及び消費者利益に對して多方面にわたり不利な影響を及ぼす。第一に、同一ブランド内での各販売代理店間の競争を排除している。五粮液公司は、蒸留酒の再販売における最低価格を規定することにより、ブランド内競争を実施し、一連の厳格な監督、審査及び罰金の措置を定めて実施し、販売代理店間の価格競争を排除し、経済運用効率を損なっている。第二に、蒸留酒業界のブランド間競争を制限している。五粮液公司の価格独占行為は業界内に認められ、競争の制限及び措置をさらに拡大させている。第三に、消費者の利益を侵害している。同社は、五糧液は「芳醇型蒸留酒」（原文は「濃香型白酒」）の中で重要な地位を占めており、代替可能性能が低く、消費者の選択が著しく制約されている。

五粮液公司は、国家发展改革委員会価格監督査査反独占局並に四川省发展改革委員会による独占禁止調查に積極的に協力し、迅速に対外的に公告を出して違法行為を是正し、かつ販売代理店に対するペナルティを撤回し、減額した市場サポート費用を返還し、法律の要求に従って改善を行っており、四川省发展改革委員会は、法により鞋きに従い罰し、同社に前年度間違販売の百分の一の罰収金（2.02億元）を課した。

市場支配的地位濫用事件

■ 山東の両医薬流通企業の市場支配的地位濫用事件

- ✓ 2011年、山東省の2社の医薬流通企業は、それぞれ2社の塩酸プロメタジンのメーカーと製品代理販売契約書を締結し、塩酸プロメタジンの国内における販売を独占し、不公平な高価格で商品を販売し、過度に高い販売価格で取引を形を変えて拒否した。
- ✓ 両会社は違法所得を没収されたうえで、合計702.96万元の制裁金を課された。

37

今後の価格独占禁止業務の展望

- 競争政策が経済発展の促進においてより一層効果を發揮し、行政権限の濫用による競争の排除・制限行為を防止及び抑制する。
- 価格独占禁止に係る法執行業務を積極展開し、法により各種独占行為を取り締まり、公平競争の市場秩序の維持に努める。

38

今後の価格独占禁止業務の展望

- 絶えず独占禁止に関する宣伝を強化し、典型事例を世間に公開し、独占禁止法への社会各方面の理解及び認識を高め、競争文化の育成に努める。
- 引き続き独占禁止関連の国際協力交流を深化させ、その他の国及び地区の独占禁止に係る法執行経験を吸収し、参考にし、絶えず価格独占禁止に係る法執行の能力及び水準を向上させる。

39



中華人民共和国国家発展改革委員会
National Development and Reform Commission

ご清聴ありがとうございました。

第十八回目中民商事法セミナー

第18回日中民商事法セミナー

李青副局長の講演(中国価格独占禁止)に対するコメント

名古屋大学 川島 富士雄

2013年12月6日 東京

目 次

1. 中国独禁法運用における価格独占禁止
2. 価格カルテル事件(リニエンシー制度含む)
3. 再販売価格維持
4. 市場支配的地位の濫用

1. 中国独禁法運用における価格独占禁止

1. 1 関連法規の整備状況

2008年8月 中国独禁法施行

2009年1月 企業結合規制の届出ルール等整備

2010年1月 企業結合届出・審査弁法施行

2011年2月 価格独占禁止規定及び価格独占
禁止行政法執行規定施行
工商总局独占合意禁止規定等施行

3

1. 中国独禁法運用における価格独占禁止

1. 2 具体的運用(企業結合)

2009年3月 コカ・コーラ匯源果汁買収禁止^A

2009年4月 三菱レイヨン・ルーセント買収条件付承認

2009年10月 パナソニック・三洋電機買収条件付承認

2012年3月 ウエスタンデジタル・旧日立買収条件付承認

2013年4月 丸紅・ガビロン買収条件付承認

→ 2013年11月現在、禁止1件、条件付承認20件⁴

1. 中国独禁法運用における価格独占禁止

1. 2 具体的運用(価格独占)

2011年11月 山東省血圧降下剤濫用事件
中国電信・中国聯通調査報道

2012年10月 広東省珠海市海砂連盟事件

2013年1月 液晶パネル国際価格カルテル事件
※但し価格法による

2月 茅台酒・五糧液再販売価格維持事件

8月 上海黄金飾品行業協会価格カルテル事件
粉ミルク再販売価格維持事件

5

2. 価格カルテル事件

2.1 広東省珠海市海砂連盟事件

2010年11月～1年間、海砂採取業者20数社は、
海砂連盟を発足し、海砂採取費につきカルテル

2012年10月 広東省物価局は主導した3社に
合計75.29万元の制裁金。

うち2社は前年度売上高の10%、

1社は重要な証拠を積極的に提出、5%に減輕。

→リニエンシー制度適用の結果と明記。

なお、減輕を受けた1社はカルテルの組織者。

6

2. 価格カルテル事件

2.2 液晶パネル価格カルテル事件

6社が2001年から2006年にかけて数次にわたり会議を開き、世界市場に照準を定め液晶パネル市場の情報を交換し、同価格について協議していたことが判明

→(処罰)カラーテレビ企業の過払い代金1.72億元の返還、3,675万元没収、台湾友達光電以外の5社に対し制裁金合計1.44億元。経済制裁総額は3.53億元(但し価格法による)(※日本円で約58億円)

7

2. 価格カルテル事件

2.2 液晶パネル価格カルテル事件

国	企業名称	販売量/違法所得	(うち還付)	(うち没収)	制裁金※	経済制裁合計
韓国	サムスン	82.65 万枚/3,383	1,196	2,187	6,766(200%)	10,149
韓国	LG	192.7 万枚/7,887	7,515	372	3,943.5(50%)	11,830.5
台湾	奇美	156.89 万枚/6,294	6,294	0	3,147(50%)	9,441
台湾	友達(AUO)	54.94 万枚/2,189	1,155	1,034	0	2,189
台湾	中華映管	27.06 万枚/1,080	1,000	80	540(50%)	1,620
台湾	瀚宇彩晶	0.38 万枚/ 16	14	2	8(50%)	24
合計		514.62 万枚/20,849	17,174	3,675	14,404.5	35,253.5

出典: 「新聞資料: 液晶面板価格壟断案経済制裁一覧表」中国新聞網(2013年1月4日)

※ 制裁金欄の()内は違法所得の額との関係

8

2. 価格カルテル事件

2.3 リニエンシー制度の運用

2012年10月 広東省珠海市海砂連盟事件

- 第1報告者であっても必ずしも免除とならない。
組織者であっても制裁金減輕の余地

2013年1月 液晶パネル国際価格カルテル事件

- (但し価格法による)
- 友達(AUO)が最初の重要証拠提供、制裁金免除
- 調査開始後でも制裁金減免適用の余地

2013年8月 粉ミルク再販売価格維持事件

- 垂直制限でもリニエンシー制度の対象

9

3. 再販売価格維持

3. 1 茅台酒・五糧液再販売価格維持事件

四川省発展改革委の公表文: 五糧液は流通業者による販売価格、販売地域及び販売経路に関する規定違反に対し、違約金の賦課、リベート減額などの制裁を課した。

→ ①ブランド内競争制限、②他競争者に対し悪い見本を示すことを通じたブランド間競争制限、③消費者の安い商品を購買する機会の排除を悪影響として指摘。市場強勢地位、高いブランド力、消費者忠誠度

→ 茅台及び五糧液に前年度売上高の1%の制裁金
2.47億元(約40億円)及び2.02億元(約30億円)

3. 再販売価格維持

3. 2 粉ミルク再販売価格維持事件

粉ミルク製造販売9社が川下(流通)事業者の再販売価格を維持(固定又は下限設定)。具体的措置及び手段として、契約条項、直接又は間接の罰金、リベート減額、出荷制限又は停止等。指示した再販売価格に従わない場合、これらの制裁を課した。

→ 粉ミルクの販売価格を不当に維持し、ブランド内価格競争を厳重に排除又は制限し、ブランド間価格競争を弱め、公正で秩序ある市場競争秩序を破壊し、消費者利益に損害。

3. 2 粉ミルク再販売価格維持事件

企業名(中／英)	制裁金(売上高比)	処分の理由
合生元 (Biostime)	1.629億元 (6%)	違法行為が厳重かつ積極的に自主改善不可
美贊臣 (Mead Johnson)	2.0376億元 (4%)	自主的に調査に協力不可も積極的に改善
多美滋 (Dumex)	1.7199億元 (3%)	調査に協力かつ自主的に改善
雅 培 (Abbott)	0.7734億元 (3%)	同上
富仕兰 (Friesland)	0.4827億元 (3%)	同上
恒天然 (Fonterra)	0.0447億元 (3%)	同上
惠 氏 (Wyeth)	免 除	自主報告し重要証拠提供、積極的自主改善
貝因美 (Beingmate)	免 除	同上
明 治 (Meiji)	免 除	同上
合計	6.6873億元	※日本円で約110億円 (1元=16.44円で換算)

→ 再販等垂直制限にもリニエンシー適用
メーカー毎に第一報告者と取り扱う
調査への協力の程度に応じ制裁金を調整

12

3. 再販売価格維持

3. 3 ジョンソン＆ジョンソン事件判決

原告・控訴人:北京銳邦涌和科貿有限公司
被告・被控訴人:ジョンソン＆ジョンソン医療器材有限公司
両者の縫合器及び縫合糸の代理店契約に最低販売価格・販売地域などの条項。原告が同条項違反したとの理由で被告が供給停止。原告が損害賠償請求。

- 上海市第1中級人民法院は請求棄却(2012/5/18.)
- 原告、上海市高級人民法院に控訴。
2012年8月1日、同法院は原告逆転勝訴判決、
53万元(約870万円) + 訴訟費用の賠償命令

13

3. 再販売価格維持

3. 3 ジョンソン＆ジョンソン事件判決

- 1) 最低再販売価格維持は当然違法でなく合理の原則
- 2) 競争排除又は制限効果を原告側が立証責任
- 3) 違反かどうかについて以下を考慮
 - ①関連市場における(ブランド間)競争が十分か
 - ②被告の市場地位が強大か否か
 - ③被告が最低再販売価格を実施した動機
 - ④最低再販売価格の競争効果(プラス・マイナス)
①を最初に審査(スクリーニングテスト)し、市場集中度、参入障壁等を考慮、②は、市場シェア、価格決定力、ブランド力、販売業者への支配力を考慮

14

3. 再販売価格維持

まとめ

1. 条文上、当然違法に見えるが、運用上、発展改革委、人民法院ともに合理的の原則を適用。ブランド内競争制限だけでなくブランド間競争への影響も考慮。ブランド間競争が不活発の事実、市場での強い地位、ブランド力等を重視
2. 契約条項のみならず、リベート減額、出荷制限・停止等の実効性確保手段がとられているかどうかを重視。
→ 日本の運用に近い。
3. 再販売価格維持等の垂直制限も条文上、リニエンシー制度の対象。運用上も自主的に報告し、調査に積極的すれば100%免除も。

15

4. 市場支配的地位の濫用

中国電信及び中国聯通事件

2011年9月頃、ブロードバンド網を複数する中国電信及び中国聯通(いずれも国有企業)が、競争者をブラックリストに掲載し、差別的に高額な相互接続料金を設定した疑いで、発展改革委の調査対象となっているとの報道
同年11月、同委担当官が国営中央テレビに出演、確認
同年12月2日、両社が本件調査中止を求め、違反行為を認め、それを停止する等の(競争者に対する接続料金引下げ、光ファイバー網の普及率及びブロードバンド速度の大幅向上、消費者向け料金の5年内35%引下げを含む)約束を発展改革委に提出

16

4. 市場支配的地位の濫用

中国電信及び中国聯通事件

発展改革委が不満を表明し、約束の再提出を要求
→独禁法45条に基づき約束のみで調査中止か、
国有会社に対し何十億元単位の巨額の行政制裁金が
賦課されるのか、その動向が注目。

2012年12月、同委価格監督検査及び独占禁止局の
許昆林局長「本件調査は終結していない」

→ 両社がブロードバンド効率の40%向上、エンドユーザ
価格の3~5年内の大幅引き下げを含む、より具体的な
約束を提出したことを受け、同委が既に同約束を受入れ、
その実施に関する監視段階に入ったと理解可能

17

参考文献

(中国語原文)

広東省物価局「廣東鉄腕治砂 砂価応声回落」(2012年10月17日)

国家発展和改革委員会価格監督検査与反壟断局「廣東查処海砂価格壟断案件
確保国家重点工程建順利進行」(2012年10月26日)

同「六家境外企業実施液晶面板価格壟断被依法查処」(2013年1月4日)

同「国家発展改革委員会就液晶面板価格壟断案答記者問」(同日)

貴州省物価局公告(2013第1号) (2013年2月22日)

四川省発展和改革委員会「五糧液公司実施価格壟断被処罰2.02億元」

(2013年2月22日)

上海市高級人民法院民事判決書(2012)沪高民三(知)終字第63号

(2013年8月1日)

国家発展和改革委員会価格監督検査与反壟断局「合生元等乳粉生産企業
違反《反壟断法》限制競争行為共被処罰6.6873億元」(2013年8月7日)

(日本語資料)

川島富士雄「中国における競争政策の動向」公正取引749号(2013)2-10頁

中川裕茂・矢上淨子「中国における独占的協定の規制と最近の執行事例の紹介」
国際商事法務41巻9号(2013)1309-1320頁

陳丹舟「ジョンソン&ジョンソン再販事件の二審判決からみる中国反壟断法(独占
禁止法)における再販売価格維持行為の規制」公正取引756号(2013)49-57頁

ご清聴ありがとうございました。

2013年12月6日
第18回日中民商事法セミナー

中国独占禁止法の運用状況(2013年)

森・濱田松本法律事務所 弁護士
一橋大学特任教授
射手矢 好雄

森・濱田松本法律事務所

MORI HAMADA & MATSUMOTO

1

| 中国リスクは独禁法にあり

中国独占禁止法(2008年8月1日施行)

1. 規制される独占行為(3条)

- ①独占合意
- ②支配的地位の濫用
- ③事業者の集中

森・濱田松本法律事務所

MORI HAMADA & MATSUMOTO

2

2. 施行当初の問題点

- ・法令が整備されていない(施行後しばらくは細則がない状況)
- ・独禁法を運用する機関が3つに分かれており、執行事例が少ない

価格→国家発展改革委員会が担当

事業者集中→商務部が担当

その他→国家工商行政管理総局が担当

森・浜田松本法律事務所

MORI HAMADA & MATSUMOTO

3

3. 最近の状況

①法令の整備(次頁の一覧表参照)

- ・商務部:10本の規則や規定を公布
→どういう場合に事業者集中の申告が必要か、どういう手続きが行われるか、申告しないとどうなるか等がある程度明確になった。

- ・国家発展改革委員会:2本の規則や規定を公布

→調査の権限、リニエンシー(処罰の免除や軽減)の制度等がある程度明確になった。

- ・国家工商行政管理総局:5本の規則や規定を公布

→調査の手続き等がある程度明確になった。

森・浜田松本法律事務所

MORI HAMADA & MATSUMOTO

4

②執行事例

事業者集中については多くの事例がある。価格カルテルや再販売価格の指定により、巨額の制裁金が課される事例も出てきた。

森・濱田松本法律事務所

MORI-HAMADA & MATSUMOTO

17

4. 特色

罰則が厳しい(日本よりも厳しく、欧米並みかそれ以上)

- ・違法所得の没収に加えて、前年度売上の1~10%の制裁金(中国語は罰款)が課せられる。
- ・違法行為の停止を命じられる(独禁法46条、47条)

森・浜田松本法律事務所

MORI HAMADA & MATSUMOTO

7

II 商務部の事例(事業者集中)

1. 事業者集中についての事例

①禁止(1件)

コカコーラによる中国・匯源公司の買収

②条件付き認可(20件)(2013年11月現在)

丸紅によるガビロンの買収など

③無条件認可(618件)(2013年6月現在)

森・浜田松本法律事務所

MORI HAMADA & MATSUMOTO

8

2. 問題点

- ・申告基準が低いため、多くの場合に中国での独禁申告が必要となる→外資系企業にとって相当な負担
(申告基準①各社の中国売上が4億人民元以上、かつ、
②売上合計が全世界で100億人民元以上または中国で20億人民元以上)
- ・膨大な申告資料の提出
資料が揃わないと商務部は申告を受理しない

森・浜田松本法律事務所

MORI HAMADA & MATSUMOTO

9

・審査時間

独禁法上の審査期間は当初は30日、2回延長することができ最長で合計180日である(独禁法25条、26条)。しかし、実際には180日近くかかることが常態化している。

(丸紅・ガビロンの事案では、180日が経過しそうになると申告をいったん取下げて、再度申告するという手続きを踏んでいる。)

→簡易手続の導入(意見募集稿を2013年4月3日に発表、審査期間は30日以内とし、2013年中には導入することを検討中)

森・浜田松本法律事務所

MORI HAMADA & MATSUMOTO

10

III 国家発展改革委員会の事例(価格)

1. 巨額の制裁金の事例

①国際カルテル(液晶パネルの価格、2013年1月)

当事者:韓国のサムソンやLG、台湾の奇美、

友達など計6社

制裁金:3億5200万人民元(制裁金と違法所得没収額の合計)

※これは国際カルテルを米国(2008年)、欧州(2010年)、韓国(2011年)がそれぞれの独禁法に基づき処罰したことを見て、中国も処罰に動いたもの。なお、違法行為は独禁法施行前のことであったため、独禁法ではなく価格法に基づく処分となった。

森・浜田松本法律事務所

MORI HAMADA & MATSUMOTO

11

②販売最低価格の指示

当事者:茅台、五糧液(有名な白酒(透明な蒸留酒)のメーカー、2013年2月)

制裁金:2億4700万元(茅台)、2億0200万元(五糧液)

※いずれもメーカー側が販売代理店に対して、販売の際の最低価格を指示したとして、独禁法14条違反に問われた。

森・浜田松本法律事務所

MORI HAMADA & MATSUMOTO

12

③粉ミルク

2013年8月に国家発展改革委員会が乳児用粉ミルクの外資系メーカー(Mead Johnson、Dumex、Biostime、Abbottなど)に対して、再販売価格の指定が独禁法14条に違反するとして、合計6億6873万元の制裁金を課した。

Wyeth、貝因美、明治乳業は処罰を免除されている。

中国の当局が独自の調査で外資系企業の摘発を開始したことに大きな意味がある。

森・浜田松本法律事務所

MORI HAMADA & MATSUMOTO

13

④その他の価格カルテル

・2010年 ピーフン(麺類)のメーカー

・2011年 包装用ボード

・2012年 海砂利の採取企業

・2013年 自動車保険

※海砂と自動車保険の事例ではリニエンシーの制度により処罰の軽減がなされた。

森・浜田松本法律事務所

MORI HAMADA & MATSUMOTO

14

⑤市場支配的地位の濫用

2011年 国家発展改革委員会が医薬品会社に対し、高血圧治療薬の価格を不当に高く設定したとして処罰

森・浜田松本法律事務所

MORI HAMADA & MATSUMOTO

15

IV 国家工商行政管理総局の事例(価格以外)

価格と直接関係のない独占行為(独占合意と支配的地位の濫用の両方)を管轄

①市場分割(典型的な処罰事例)

- ・2010年 江蘇省:生コンクリート市場
- ・2012年 河南省:中古車市場、浙江省:コンクリート
- ・2013年 湖南省:保険市場、江西省:液化石油ガス

森・浜田松本法律事務所

MORI HAMADA & MATSUMOTO

16

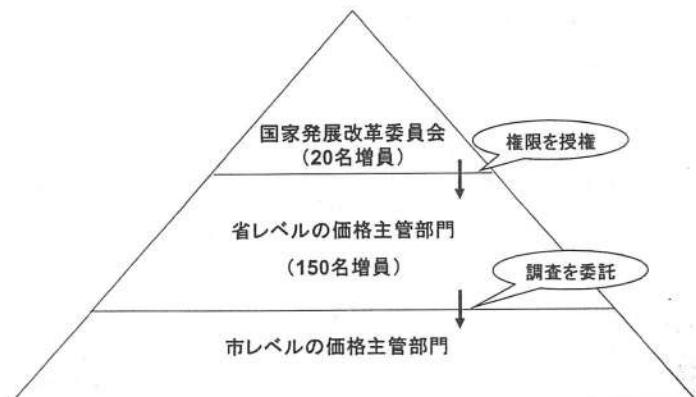
②最近では2013年7月に、国家工商行政管理総局がスウェーデンのテトラパック社を市場支配的地位の濫用(抱合せ販売や差別待遇)の疑いで調査中との報道がある。

森・浜田松本法律事務所

MORI HAMADA & MATSUMOTO

17

▼ 執行体制の強化(価格)

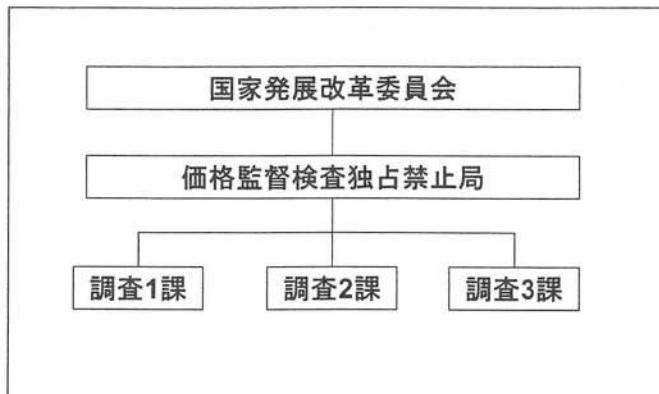


森・浜田松本法律事務所

MORI HAMADA & MATSUMOTO

18

中央レベル



森・浜田松本法律事務所

MORI HAMADA & MATSUMOTO

19

地方レベル

(注: 地域により名称が微妙に異なる)

- (1) 省レベルの価格主管部門
- (2) 市レベルの価格主管部門

省レベルの例

上海市
価格監督
検査独禁局

北京市
物価
検査所

広東省
物価局
価格監
督検査
独禁局

福建省
物価局
価格監
督検査
独禁局

湖南省
価格監
督検査
独禁局

市レベルの例

浦東新区
发改委
價格管理處

朝陽区
发改委
價格管理科

廣東市
價格監
督檢査
獨禁局

福州市
價格監
督檢査
獨禁局

長沙市
物價局
價格監
督監察
局

森・浜田松本法律事務所

MORI HAMADA & MATSUMOTO

20

VI 独禁調査への対応

1. 調査の端緒
2. 調査の方法
 - ✓ 立入検査
 - ✓ 事情聴取
 - ✓ 証拠の差押
 - ✓ 文書提出要求
 - ✓ 銀行口座の調査

森・浜田松本法律事務所

MORI HAMADA & MATSUMOTO

21

3. 調査の特色

- ✓ 厳しい
- ✓ 被調査企業は迅速な対応を迫られる

森・浜田松本法律事務所

MORI HAMADA & MATSUMOTO

22

4. 弁護士の役割

- ✓ 内部調査
- ✓ リニエンシー申請の判断
- ✓ 調査への立会
- ✓ 当局へ提出する資料の準備
- ✓ 当局とのコミュニケーション
- ✓ 解決方法の分析

森・浜田松本法律事務所

MORI HAMADA & MATSUMOTO

23

5. 論点

- ✓ リニエンシーの活用
- ✓ 争うべきか認めるべきか
- ✓ 証拠(何をどう提出すべきか)
- ✓ 当局とのコンタクトをどうすべきか
- ✓ 処罰される可能性
- ✓ メディア対策
- ✓ 民事訴訟対応

森・浜田松本法律事務所

MORI HAMADA & MATSUMOTO

24

VII コンプライアンスの重要性

2008年の独禁法施行から、商務部による事業者集中の規制が先行

・企業買収の分野では中国における独禁申請をクリアすることが既に大きなハードルになっている。

最近の状況

・国家発展改革委員会による価格カルテルの取締りが本格化。

・国家工商行政管理局による市場分割や抱合せ販売等の取締りも本格化しつつある。

森・浜田松本法律事務所

MORI HAMADA & MATSUMOTO

25

これまでの中国ビジネスのやり方では、同業者同士が会合をもったり、価格情報を話し合ったりすることがよくあった。取引先に厳しい条件をつけることもあった。

今後は価格カルテルや支配的地位の濫用として処罰されるリスクが極めて高くなってきた。

日系企業にとって、中国におけるコンプライアンスを再構築することが緊急の課題。

森・浜田松本法律事務所

MORI HAMADA & MATSUMOTO

26

【略歴】

射手矢 好雄

1956年生まれ。1981年京都大学法学部卒業。1983年弁護士登録。1988年ハーバードロースクール卒業、ニューヨーク州弁護士登録。

1992年より当事務所パートナー。1994年から中国業務に取り組んでいる。2005年から上海事務所の首席代表を兼務。

近年は、ベトナム、インドネシア、ミャンマー、バングラディッシュ、インドなどのアジア案件も多数取り扱う。

日本経済新聞2012年度弁護士ランキング国際部門で第1位。

「中国経済六法」、「中国ビジネス法必携2012」、「中国投資ハンドブック2012/2013」、「そこが知りたい中国法務」、「ふしぎとうまくいく交渉力のヒント」等、著書多数。

森・濱田松本法律事務所

MORI HAMADA & MATSUMOTO

27

御清聴ありがとうございました。

森・濱田松本法律事務所

MORI HAMADA & MATSUMOTO

弁護士 射手矢 好雄

東京千代田区丸の内2-6-1
丸の内パークビルディング
〒100-8222

電話：03-5223-7713

FAX：03-5223-7613

Email：yoshio.iteya@mhmjapan.com

上海市浦东新区陸家嘴環路1000号
匯豐大廈6階 〒200120

電話：86-21-6841-2500

FAX：86-21-6841-2811

北京市朝陽区東三環北路5
北京發展大廈9階 〒100004

電話：86-10-6590-9292

FAX：86-10-6590-9290

森・濱田松本法律事務所

MORI HAMADA & MATSUMOTO

28

＜添付資料＞

第1回～第18回日中民商事法セミナー

講演及び講師一覧表

日中民商事法セミナー講師及び基調講演一覧表

開催地	講 師	役 職 (当時)	演 題
第1回東京 1996年11月	中国 孫延祐 白綠鉉 朱月芳 日本 (司会) 原 優 (ハリス) 小杉丈夫 射手矢好雄 季衛東 河本禎三 河村寛治	国家経済体制改革委員会政策法規司司長 中国政法大学教授 中国国際貿易促進委員会法律事務部副部長 法務省民事局参事官 当財団理事・松尾綜合法律事務所弁護士 弁護士 神戸大学法学院教授 (株)日立製作所中国事業開発部長 伊藤忠商事株法務部次長	社会主義市場経済法体制の整備についての若干の問題点について 中国の民事訴訟制度について 中国の仲裁制度について
第2回北京 1997年10月	日本 三ヶ月章 河本一郎 中国 許 駿 日本 野村好弘 中国 許善達	東京大学名誉教授、当財団特別顧問 神戸大学名誉教授、当財団学術評議員 国家経済体制改革委員会政策法規司司長 東京都立大学教授 国家税務総局司長	明治(1868年)以後の日本近代法制度構築の歴史 日本の仲買人(BROKERAGE)に関する諸法律の概要 社会主義市場経済の法体系の整備に関する構想 日本契約法の総則的諸問題について 1994中国の財政・税制改革について
第3回東京 1998年11月	中国 于 吉 孫礼海 王保樹 日本 (司会) 野村好弘 (ハリス) 酒巻俊雄 藤野文晤 射手矢好雄 小賀野晶一	國務院経済体制改革弁公室綜合調研司副司長 全人代常務委員会法制工作委員会民法室副主任 清华大学教授/社会科学院法学研究所兼任教授 東京都立大学教授、当財団学術評議員 早稲田大学教授 伊藤忠商事株顧問 弁護士、当財団学術評議員 秋田大学教授	経済体制改革と経済立法 民事立法の動向「統一契約法を中心として」 国有企业改革と会社法
第4回北京 1999年6月	日本 上村達男 射手矢好雄 中国 下耀武 謝 平 日本 酒巻俊雄 中国 許 駿	早稲田大学教授 弁護士、当財団学術評議員 全人代常務委員会法制工作委員会副主任 中国人民銀行研究局局長 早稲田大学教授 国務院経済体制改革弁公室司長	日本証券取引法の概要と最近の改正について 日本の金融ピックバンと金融制度改革の状況 中日両国の会社法及び証券取引法をめぐる実務的諸問題 中国新証券法の概要 中国金融制度及び金融体制の改革の状況 日本会社法の最近の動向と問題点 中国会社法の改善について

開催地	講 師	役 職 (当時)	演 題
第5回東京 2000年11月	中国 許 駿 趙 健 孫憲忠 日本 (司会) 小杉丈夫 (パリスト) 射手矢好雄 横澤 力 松下満雄 星野英一 野村好弘 曾我貴志	國務院經濟体制改革弁公室 司長 中国国際經濟貿易仲裁委員会仲裁員 中国社会科学院法学研究所民法研究室主任 当財団理事・松尾綜合法律事務所弁護士 弁護士、当財団学術評議員 通産省通商政策局通商協定管理課公正貿易推進室課長補佐 成蹊大学教授 東京大学名誉教授、当財団学術評議員 東京都立大学教授、当財団学術評議員 弁護士、糸賀法律事務所北京	中国の立法に関する進展状況 WTO加盟と中国の法制建設 物権法における不動産登記制度に関する基本的検討 (中国法制度改革全般) (WTO加盟) (WTO加盟) (物権法総括コメント) (物権法) (物権法)
第6回北京 2001年9月	日本 神田秀樹 塩野 宏 中国 于 吉 許 駿 吳知倫 日本 吉田耕三 中国 甘蔵春	東京大学教授 東京大学名誉教授 国家經濟貿易委員会經濟法規司副司長 國務院經濟体制改革弁公室綜合調研司正局級巡視員 中央機構編制委員会弁公室司長 東日本旅客鉄道(株)元副社長 国土资源部政策法規司司長	企業活動の自由と規制一法的観点から見た日本の民間企業と政府との関係及び規制緩和の動向 日本における公的企業体の役割－日本の公的企業体(特殊法人、独立行政法人等)の歴史的状況及び問題点 法に基づく政府と国有企業の関係の確定 政府機構改革、部門職責権限並びに部門組織法 政府組織機構の設置と関係法律 公的企業の民営化をめぐる諸問題－日本国有鉄道の民営化の経緯と関係法令 社会主義市場経済と政府行為の転換
第7回東京 2002年9月	中国 趙旭東 許 駿 孫才森 日本 (司会) 小杉丈夫 (パリスト) 始閑正光 円谷 峻 射手矢好雄 佐久間總一郎 山田康博 渡邊頼純	中国政法大学教授 國務院經濟体制改革弁公室司長 国家經濟貿易委員会政策法規司綜合処理長 当財団理事・松尾綜合法律事務所弁護士 法務省官房参事官 横浜国立大学教授 弁護士、当財団学術評議員 新日本製鐵(株)総務部国際法規グループリーダー JETRO海外調査部長 外務省経済局参事官	中国の最近の民事紛争の実情と法制度整備の目指す方向 WTO加盟に伴う経済関連法制度の整備の状況と中国政府の具体的対応策 中国WTO加盟に伴う知的所有権関連法制度の整備の状況 (民法関係) (同上) (WTO関係) (同上) (同上) (同上)

開催地	講 師	役 職 (当時)	演 題
第8回東京 2003年11月	中国 任 瑞 趙 宏 李国華 日本/東京 (司会) 小杉丈夫 (コメンテーター) 小杉丈夫 熊倉禎男 藪内正樹 服部正明 日本/大阪 (司会) 三澤あづみ (コメンテーター) 季衛東 川瀬幹夫 松井衡 中村恭世	國務院国家発展改革委員会法規司司長 國務院商務部条約法律司貿易処処長 國務院国家発展改革委員会外事司副司長 当財団理事・松尾綜合法律事務所弁護士 同上 弁護士、弁理士 JETRO企画部事業推進主幹(中国担当) 本田技研工業(株)知的財産部企画室主幹 法務総合研究所国際協力部教官 神戸大学法学部教授 弁理士 弁護士 松下電器産業(株)IPRオペレーションカンパニー 商標・意匠センター戦略グループマネージャー	国家発展・改革委員会が推進するマクロ社会・経済政策の状況とこれに関連する法制度整備・改革の動向 知的財産権保護に関する法制と管理体制: WTO加盟後の具体的な状況 中国側コーディネーター、閉会挨拶 (マクロ政策関係) (知財関係) (同上) (同上) (マクロ政策関係) (知財関係) (同上) (同上)
第9回北京 2004年9月	日本 松下満雄 郷原信郎 米谷三以 小杉丈夫 中国 劉文華 邱本 朱少平 王紹双 朱建元	成蹊大学教授 桐蔭横浜大学大学院特任教授 西村ときわ法律事務所弁護士 当財団理事 松尾綜合法律事務所弁護士 中国人民大学法学院教授 中国社会科学院法学研究所研究員 全人代財經委經濟法室主任 財政部国庫司政府購買処長 中国購買及び請負入れネットワーク社総裁	(I) 内需拡大とインフレーション抑制の法的コントロール (II) 日本の公共調達制度及び公共調達をめぐる違法行為の抑止対策について (III) 日本におけるWTO政府調達協定上の諸問題 総括スピーチ 演題(I)のコメンテーター 同上 演題(II)のコメンテーター 演題(III)のコメンテーター 同上

開催地	講 師	役 職 (当時)	演 題
第10回東京 2005年9月	奥島孝康 中国 于 吉 肖渭明 日本/東京 (司会) 小杉丈夫 (コメンテーター) 射手矢好雄 布井千博 日本/大阪 (司会) 丸山 毅 (コメンテーター) 池田裕彦 中東正文	早稲田大学前総長 国務院国有資産監督管理委員会法規局副局長 国務院国家発展改革委員会法規司処長 当財団理事・松尾綜合法律事務所弁護士 弁護士、当財団学術評議員 一橋大学教授 法務総合研究所国際協力部教官 大江橋法律事務所弁護士 名古屋大学大学院教授	記念講演「日中學術交流の四半世紀」 (I) 中国企業のM&Aの実例及び関連法律規定 (II) 企業のM&Aに関する若干の法的問題 演題(I)のコメンテーター 演題(II)のコメンテーター 演題(I)のコメンテーター 演題(II)のコメンテーター
第11回北京 2006年9月	日本 大塚 直 山田健司 益田 清 小杉丈夫 中国 周 珂 王小明 黄永和	早稲田大学大学院法務研究科教授 新日本製鐵株式会社環境部長 トヨタ自動車株式会社理事・環境部長 当財団理事・松尾綜合法律事務所弁護士 中国大学法学院教授 中国冶金企画院副チーフエンジニア 中国自動車技術研究センターチーフエンジニア	(I) 循環型社会・環境低負荷型社会の形成に向けて (II) 環境保全・リサイクル・省エネ問題への取り組みについて (III) 21世紀循環型社会に向けたトヨタの環境経営 総括スピーチ 演題(I)のコメンテーター 演題(II)のコメンテーター 演題(III)のコメンテーター
第12回東京 2007年9月	中国 張治峰 陳佳林 日本/東京 (司会) 小杉丈夫 (コメンテーター) 射手矢好雄 松島 洋 日本/大阪 (司会) 田中嘉寿子 (コメンテーター) 村上幸隆 粟津光世	国務院国家発展改革委員会法規司処長 全人代法制工作委員会民法室処長 当財団理事・松尾綜合法律事務所弁護士 弁護士、当財団学術評議員 弁護士、当財団学術評議員 法務総合研究所国際協力部教官 土佐堀法律事務所弁護士・関西大学大学院 法務研究科教授 粟津法律事務所弁護士	(I) 中国物権法の制定と外国資本の経済活動への影響 (II) 中国民事訴訟法・仲裁法改正の動向とその目指すもの 演題(I)のコメンテーター 演題(II)のコメンテーター 演題(I)のコメンテーター 演題(II)のコメンテーター 演題(I)のコメンテーター 演題(II)のコメンテーター

開催地	講 師	役 職 (当時)	演 題
第13回北京 2008年10月	日本 上杉秋則 栗田 誠 山田 務 小杉丈夫 中国 黄 勇 邵中林 尚 明	一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授 千葉大学大学院専門法務研究科教授 株式会社日本総合研究所主席研究員・前公正取引委員会審査局長 当財団理事・松尾総合法律事務所弁護士 对外経済貿易大学法学院教授 最高人民法院知識産権審判長 商務部反壟断局局長	(I) カルテル規制のあり方－日本の経験とその教訓 (II) 市場支配的地位の濫用規制と合併規制のあり方－日本の経験とその教訓 (III) 事件審査手法その他の法執行のあり方－日本の経験とその教訓 総括スピーチ 演題(I)のコメンテーター 演題(II)のコメンテーター 演題(III)のコメンテーター
第14回東京 2009年9月	中国 石 宏 尚 明 日本/東京 (司会) 小杉丈夫 (コメンテーター) 沖野真巳 栗田 誠 日本/大阪 (司会) 横山幸俊 (コメンテーター) 松尾 弘 栗田 誠	全人代常務委員会法制工作委員会民法室副室長 商務部反壟断局局長 当財団理事・松尾総合法律事務所弁護士 一橋大学大学院法学研究科教授 千葉大学大学院専門法務研究科教授 法務総合研究所国際協力部教官 慶應義塾大学大学院法務研究科教授 千葉大学大学院専門法務研究科教授	(I) 中国の「権利侵害責任法」について (II) 「中国独占禁止法」適用の現状と課題 演題(I)のコメンテーター 演題(II)のコメンテーター 演題(I)のコメンテーター 演題(II)のコメンテーター
第15回北京 2011年3月	日本 近藤光男 小川 潔 小杉丈夫 中国 甘培忠 王嘉傑	神戸大学大学院法学研究科教授 住友商事株式会社執行役員法務部長 当財団理事・松尾総合法律事務所弁護士 北京大学法学院教授・中国証券法学会副会長 元中国通用技術集団総法律顧問	(I) 日本におけるコーポレートガバナンスにおける現状と今後の課題 (II) 住友商事グループにおけるコンプライアンスの徹底に向けての取り組み 総括スピーチ 演題(I)のコメンテーター 演題(II)のコメンテーター
第16回東京 2011年10月	中国 袁 傑 余明勤 日本/東京 (司会) 小杉丈夫 (コメンテーター) 細田孝一 石本茂彦 日本/大阪 (司会) 江藤美紀音 (コメンテーター) 高槻 史 石本茂彦	全人代常務委員会法制工作委員会経済法室副主任 人資源社会保障部法規司副司長 当財団理事・松尾総合法律事務所弁護士 神奈川大学法学部教授 森・濱田松本法律事務所弁護士 法務総合研究所国際協力部教官 大江橋法律事務所弁護士 森・濱田松本法律事務所弁護士	(I) 「中国独占禁止法」適用の現状 (II) 「中国労働法」適用の現状 演題(I)のコメンテーター 演題(II)のコメンテーター 演題(I)のコメンテーター 演題(II)のコメンテーター 演題(I)のコメンテーター 演題(II)のコメンテーター

第17回北京 2013年3月	中国 美原 融	三井物産戦略研究所研究フェロー	(I) 民によるインフラ社会资本整備と公共サービス提供の実践の在り方～背景と実践：特色と具体的な事例～
	赤羽 貴	アンダーソン・毛利・友常法律事務所弁護士	(II) 「PFI法」「コンセッション方式」の要点解説
	小杉丈夫 中国 吳高盛	当財団理事・松尾綜合法律事務所弁護士 全人代常務委員会法制工作委員会立法企画室巡視員	総括スピーチ 演題(I)のコメンテーター
	徐 斌	北京市共和法律事務所弁護士	演題(II)のコメンテーター

第18回東京 2013年12月	中国 馮 良	国家発展改革委員会 資源節約 環境保護司副巡視員	「大気汚染防止に関する産業と政策」 (1) 中国のエネルギー政策 (2) 車(自動車・オートバイ)の排気ガスによる汚染防止
	日本/東京 (司会) 小杉丈夫 (コメンテーター)	当財団理事・松尾綜合法律事務所弁護士	
	高橋 滋 高林祐也	一橋大学 副学長 大学院法学研究科教授 環境省 水・大気環境局総務課課長補佐	
	李 青 日本/東京 (司会) 小杉丈夫 (コメンテーター)	国家発展改革委員会 價格監督検査 反独占局副局長 当財団理事・松尾綜合法律事務所弁護士	「中国独占禁止法」(價格についての反独占)の現状
	川島富士雄 射手矢好雄	名古屋大学大学院国際開発研究科教授 森・濱田松本法律事務所 弁護士	

発行日：平成26年3月28日

発行者：公益財団法人国際民商事法センター

事務局長 北野 貴晶

〒107-0052 東京都港区赤坂1丁目3番5号 赤坂アビタシオンビル

TEL 03 (3505) 0525 FAX 03 (3505) 0833

ホームページアドレス <http://www.icclc.or.jp>

印刷製本：株式会社進和堂印刷所

代表取締役 鈴木 隆

〒104-0043 東京都中央区湊2丁目16番26号

TEL 03 (3551) 2489 (代)